

平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) について

令和 7 年 3 月 10 日 (10:00)
緊 急 災 害 対 策 本 部

概 要

※下線部は、前報（令和6年3月）からの変更箇所である。

※数値等に記載した増減は、前報（令和6年3月）との比較である。

※令和3年2月に発生した福島県沖を震源とする地震に係る被害状況については別途とりまとめ、内閣府HPにて公表。

1 地震の概要（気象庁）

(1) 発生日時 平成 23 年 3 月 11 日 (金) 14 時 46 分

(2) 震源及び規模（推定）

三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近）

深さ 24km、モーメントマグニチュード Mw9.0

(3) 各地の震度（震度6弱以上）

震度7 宮城県北部

震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、
栃木県北部・南部

震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、
埼玉県南部、千葉県北西部

(4) 津波

3月11日14時49分 津波警報（大津波）を発表 ※現在は津波注意報も解除
津波の観測値（検潮所）

・えりも町庶野	最大波	15:44	3.5m
・宮古	最大波	15:26	8.5m以上
・大船渡	最大波	15:18	8.0m以上
・釜石	最大波	15:21	420cm以上
・石巻市鮎川	最大波	15:26	8.6m以上
・相馬	最大波	15:51	9.3m以上
・大洗	最大波	16:52	4.0m

2 政府の主な対応（初動対応）

3月11日	14:50	官邸対策室設置、緊急参集チーム招集
	15:00	緊急参集チーム協議開始
	15:14	緊急災害対策本部設置（本部長：内閣総理大臣）
	15:37	第1回緊急災害対策本部開催
		「災害応急対策に関する基本方針」策定
		（以後、9月11日までに合計19回開催）

3 被害状況等（消防庁情報）

（１）人的被害

ア 死者	<u>19,782</u> 名	(+7名) ※震災関連の死者を含む
イ 行方不明	<u>2,550</u> 名	(0名)
ウ 負傷者	<u>6,242</u> 名	(0名)

（２）住家被害

ア 全壊	<u>122,053</u> 棟	(+3棟)
イ 半壊	<u>284,074</u> 棟	(+86棟)
ウ 一部破損	<u>750,069</u> 棟	(+5棟)

4 被災者支援の状況

（１）避難者

全国の避難者数 27,615名

※親族、知人宅や公営住宅、仮設住宅等への入居者も含む

（２）仮設住宅等の状況

応急仮設住宅の着工戸数

53,194戸着工済み（うち53,194戸完成）

（３）被災者の救助活動状況

救出等総数 27,157名

5 部隊派遣等の状況

（１）警察庁

広域緊急援助隊等（平成31年3月21日をもって派遣終了）

約1,421,200名

（２）消防庁（緊急消防援助隊）

総派遣部隊8,854隊、総派遣人員30,684名

派遣期間：平成23年3月11日～6月6日（88日間）

（３）海上保安庁

これまでの対応勢力総数：

巡視船艇等 110,462隻、航空機48,587機、

特殊救難隊等2,562名

(4) 防衛省（大規模震災災害派遣）

延べ人員：約 10, 580, 000 人

（1日の最大派遣人員約 107, 000 人）

派遣期間：平成23年3月11日～8月31日（174日間）

(5) 厚生労働省

ア 医師等の派遣 累計 2, 720 チーム 12, 385 人

イ 保健師派遣 累計 230 チーム 11, 267 人

6 海外支援の受入れ状況

(1) 米軍による支援

ア 空母・艦船 約 20 隻

イ 航空機 約 160 機

ウ 人員 約 20, 000 名以上

(2) 外国による支援

ア 海外支援 163 ケ国・地域及び 43 の機関が支援を表明

イ 救助隊 29 ケ国・地域・機関から受入れ

ウ 救援物資 64 ケ国・地域・機関から受入れ

エ 寄付金 95 ケ国・地域・機関から受領

[目 次]

1. 地震の概要.....	5
2. 政府の主な対応.....	8
3. 被害状況等.....	37
(1) 人的被害.....	37
(2) 住家被害等.....	38
(3) 交通遮断状況.....	39
(4) ライフライン等の状況.....	40
(5) 東日本大震災における被害額の推計.....	43
(6) その他.....	44
4. 被災者支援の状況.....	45
(1) 避難の状況.....	45
(2) 仮設住宅等の状況.....	47
(3) ボランティア活動の状況.....	45
(4) 雇用・労働関係.....	48
(5) 救助活動.....	48
(6) 主要緊急物資の支援最終実績.....	49
(7) 部隊派遣等の状況.....	68
(8) 広域医療搬送及び医師等の派遣状況.....	69
(9) 各省庁の活動状況.....	71
5. 海外支援の受入れ状況.....	152
(1) 米軍による支援について.....	152
(2) 外国による支援.....	153
(3) 在日外国人の安否確認.....	163

1. 地震の概要（気象庁）

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震

（１）発生日時 平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分

（２）震源及び規模（推定）

三陸沖（北緯 38.1 度、東経 142.9 度、牡鹿半島の東南東 130 km 付近）、
深さ 24 km、モーメントマグニチュード Mw9.0

断層の大きさ：長さ約 450 km、幅約 200 km

断層のすべり量：最大 20～30 m 程度

震源直上の海底の移動量：東南東に約 24 m 移動、約 3 メートル隆起

（海上保安庁 平成 23 年 4 月 6 日発表）

（３）各地の震度（震度 5 強以上）

震度 7 宮城県北部

震度 6 強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、
栃木県北部・南部

震度 6 弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、
埼玉県南部、千葉県北西部

震度 5 強 青森県三八上北・下北、岩手県沿岸北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、
山形県村山・置賜、群馬県北部、埼玉県北部、千葉県北東部・南部、
東京都 23 区・多摩東部、新島、神奈川県東部・西部、
山梨県中・西部、山梨県東部・富士五湖

（４）津 波

○ 3 月 11 日 14 時 49 分 津波警報（大津波）発表

○ 3 月 13 日 17 時 58 分 津波注意報全て解除

津波の観測値（検潮所）

えりも町庶野	最大波	15:44	3.5m
宮古	最大波	15:26	8.5m 以上
大船渡	最大波	15:18	8.0m 以上
釜石	最大波	15:21	420cm 以上
石巻市鮎川	最大波	15:26	8.6m 以上
相馬	最大波	15:51	9.3m 以上
大洗	最大波	16:52	4.0m

津波の観測値（GPS）

岩手釜石沖	最大波	15:12	661cm 以上
岩手宮古沖	最大波	15:13	623cm 以上
気仙沼広田湾沖	最大波	15:15	563cm 以上

※上記は沖合での観測値であり、沿岸では津波はさらに高くなる。

(5) 余震の活動状況及び今後の見通し (気象庁 令和3年3月31日24:00現在)

○余震の活動状況

これまでに発生した余震は、最大震度6強が3回、最大震度6弱が3回、最大震度5強が18回、最大震度5弱が58回、最大震度4が350回

○今後の見通し

余震域内の地震活動は全体として東北地方太平洋沖地震前の状態に近づきつつあるが、1年あたりの地震の発生数は、依然として東北地方太平洋沖地震前より多い状態が続いている。今後も長期間にわたって余震域や内陸を含むその周辺で規模の大きな地震が発生し、強い揺れや高い津波に見舞われる可能性があることに注意が必要である。

長野県北部を震源とする地震

(1) 発生日時 平成23年3月12日03時59分

(2) 震源及び規模 (推定)

長野県北部 (北緯37.0度、東経138.6度)、深さ8km
マグニチュード6.7

(3) 各地の震度 (震度5強以上)

震度6強 長野県北部
震度6弱 新潟県中越
震度5強 群馬県北部、新潟県上越

静岡県東部を震源とする地震

(1) 発生日時 平成23年3月15日22時31分

(2) 震源及び規模 (推定)

静岡県東部 (北緯35.3度、東経138.7度)、深さ14km
マグニチュード6.4

(3) 各地の震度 (震度5強以上)

震度6強 静岡県東部
震度5強 山梨県東部・富士五湖

宮城県沖を震源とする地震

(1) 発生日時 平成23年4月7日23時32分

(2) 震源及び規模 (推定)

宮城県沖 (北緯38.2度、東経141.9度、牡鹿半島の東40km付近)
深さ66km、マグニチュード7.2

※今回の地震は「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の余震と考えられる。

(3) 各地の震度 (震度5強以上)

震度6強 宮城県北部・中部 (仙台市、栗原市)
震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部
宮城県南部

震度 5 強 青森県三八上北
秋田県沿岸南部・内陸南部
福島県中通り・浜通り

(4) 津波警報の概要

23:35 津波警報発表 → 00:55 全て解除 (津波による被害等なし。)

<津波警報>

宮城県

<津波注意報>

青森県太平洋沿岸、岩手県、福島県、茨城県

福島県浜通りを震源とする地震

(1) 発生日時 平成23年4月11日17時16分

(2) 震源及び規模 (推定)

福島県浜通り (北緯36.9度、東経140.7度、いわきの西南西約30km付近)、
深さ6km、マグニチュード7.0

※今回の地震は、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の余震と考えられる。

(3) 各地の震度 (震度5強以上)

震度6弱 福島県中通り・浜通り、茨城県南部

震度5強 茨城県北部、栃木県北部

(4) 津波警報の概要

17:18 津波警報発表 → 18:05 全て解除 (津波による被害等なし。)

<津波警報>

茨城県

<津波注意報>

宮城県、福島県、千葉県九十九里・外房

福島県中通りを震源とする地震

(1) 発生日時 平成23年4月12日14時7分

(2) 震源及び規模 (推定)

福島県中通り (北緯37.1度、東経140.6度)、深さ15km
マグニチュード6.4

※今回の地震は、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の余震と考えられる。

(3) 各地の震度 (震度5強以上)

震度6弱 福島県浜通り、茨城県北部 (いわき市、北茨城市)

震度5強 福島県中通り

(4) 津波予報

津波の心配なし。

2. 政府の主な対応

平成23年3月11日

- ・ 14:50 官邸対策室設置、緊急参集チーム招集
- ・ 総理指示（14:50）

- ①被災状況の確認
- ②住民の安全確保、早期の避難対策
- ③ライフラインの確保、交通網の復旧
- ④住民への的確な情報提供に全力を尽くすこと。

- ・ 15:00 緊急参集チーム協議開始
- ・ 15:08 緊急参集チーム協議確認事項

1. 被害情報の収集に万全を期すとともに、人命救助を第一義として、住民の避難、被災者の救援救助活動に全力を尽くす。
2. 被害の状況に応じ、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の救援救助部隊、災害派遣医療チーム（DMAT）等による被災地への広域応援を行い、被災者の救援・救助をはじめとする災害応急対策に万全を期す。
3. 災害応急対策の実施にあたっては、地方自治体と緊密な連携を図る。
4. 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供する。
5. 災害応急対策を政府一体となって推進するための緊急災害対策本部の設置に向けて準備を進める。

- ・ 15:14 緊急災害対策本部設置
- ・ 総理指示（15:27）

自衛隊は最大限の活動をすること。

- ・ 15:37 第1回緊急災害対策本部（15:56終了）
災害応急対策に関する基本方針

本日14時46分頃に発生した地震は、東北を中心に北海道から関東地方にかけての広い範囲を中心に、地震動、津波等により、激甚な被害が発生している模様である。さらに、今後の余震により、被害が拡大する可能性も考えられる。

このため政府として、以下の基本方針に基づき、地方自治体と緊密に連携し、被災者の救援・救助をはじめとする災害応急活動に総力をあげて取り組むとともに、国民生活及び経済活動が早期に回復するよう全力を尽くす。

1. 災害応急活動が円滑に行えるよう、関係省庁は情報の収集を迅速に行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
2. 人命の救助を第一に、以下の措置により被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。
 - (1) 全国から被災地に、自衛隊の災害派遣部隊、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、海上保安庁の部隊及び災害派遣医療チーム（DMAT）を最大限派遣する。
 - (2) 応急対応に必要な人員、物資等の緊急輸送路を確保するため、高速道路や幹線道路等の通行路の確保に全力を挙げる。
 - (3) 救援・救助活動等の応急対策を適切に進めるため、必要に応じて航空情報（ノータム）の発出等により、関係機関、関係団体の協力の下、被災地上空及びその周辺空域における航空安全の確保を図る。
3. 被災地住民の生活の復旧等のため、電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の復旧に全力を挙げる。
4. 応急対応に必要な医療物資、食糧、飲料水及び生活必需品、並びに緊急輸送路・ライフライン等の復旧のための人員、物資を確保するため、全国からの官民一体となった広域応援体制を確保する。
5. 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供する。

・ 16：00過ぎ 第2回緊急災害対策本部（16：22終了）

・ 16：25 官房長官指示

1. 全省庁の政務三役は、全員自省庁に登庁のこと。
2. 現在、地方にいる政務三役については、直ちに東京に戻ることに。ただし、東北地方に滞在している三役については、現地の状況を把握し、連絡すること。

・ 16：54 総理大臣記者発表

・ 16：57 官房長官記者会見（17：12終了）

・ 17：39 官房長官記者会見（17：44終了）

・ 18：20 防災担当大臣指示

関係機関に、沿岸の車両運転者等に対しカーラジオを聞くよう呼びかけすること。

・ 18：42 政府調査団を宮城県に向け派遣

・ 19：23 第3回緊急災害対策本部（19：38終了）

- ・ 19 : 45 官房長官記者会見（19 : 56 終了）
- ・ 20 : 10 官房長官指示

帰宅困難者の対策に全力をあげるため、駅周辺の公共施設を最大限活用するよう全省庁は全力を尽くすこと。

- ・ 21 : 05 政府調査団、宮城県庁到着
- ・ 21 : 52 官房長官記者会見（22 : 01 終了）
- ・ 22 : 00 防災担当大臣指示

○ 各機関においては、明日、どういう救助をすべきかをよく考えて対応願いたい。例えば、山側、海側で違うはず。海側がより大変だ。どう助けるのか。ボートでやるのか。緊急に助けないといけないのは、どこなのか、などよく考えていただきたい。

○ 朝一番から適切な対応を願いたい。

3月12日

- ・ 00 : 15 官房長官記者会見（00 : 35 終了）
- ・ 03 : 12 官房長官記者会見（03 : 32 終了）
- ・ 06 : 00 宮城県に緊急災害現地対策本部を設置
- ・ 08 : 30 第4回緊急災害対策本部会議の開催
- ・ 08 : 53 政府調査団を岩手県に向け派遣
- ・ 09 : 18 政府調査団を福島県に向け派遣
- ・ 09 : 35 官房長官記者会見（10 : 14 終了）
- ・ 11 : 36 第5回緊急災害対策本部会議の開催
- ・ 15 : 00 5大臣会合（国家公安委員会委員長、国土交通大臣、総務大臣、防衛大臣、防災担当大臣）
- ・ 17 : 47 官房長官記者会見（18 : 20 終了）
- ・ 20 : 32 総理大臣メッセージ（20 : 41 終了）
- ・ 20 : 41 官房長官記者会見（21 : 08 終了）
- ・ 21 : 40 第6回緊急災害対策本部会議の開催

総理指示

人命救助を強力に進めるため、

1. 特に孤立者の救助活動に自衛隊の部隊を積極的に投入するなど、広域応援態勢の強化を図るとともに、
2. 役場の機能が失われているような自治体へのサポートの強化に取り組んでいただきたい。

- ・ 閣議により「東北地方太平洋沖地震による災害」について全国を対象とする激甚災害に指定

3月13日

- ・ 08 : 09 官房長官記者会見（08 : 30 終了）
- ・ 08 : 30 緊急参集チーム協議再開

協議結果

本事案における部隊運用について、以下の優先順位に基づき活動を実施する

1 生存者の捜索及び救出

倒壊家屋が多くある地域に対して、陸上部隊を重点的に投入し、生存者を救出。
震度分布と家屋倒壊・土砂崩れの把握状況等を照合した上で、航空部隊を活用

2 孤立者対策

孤立者に対しては、航空部隊を活用し、医療の提供が必要なものについては医療機関への搬送、水・食糧・防寒具等が不足している地域については、当該物資の輸送を行う。

3 未捜索地域の割り出し及び捜索

津波や火災の被害が甚大であるため未だ捜索が十分に行われていない地域については、航空部隊を活用するとともに、捜索の障害を速やかに除去し、捜索を実施する。

4 遺体収容

津波や火災等による死亡者の遺体については可及的速やかに収容する。

- ・ 09 : 32 第7回緊急災害対策本部会議の開催
- ・ 11 : 02 官房長官記者会見（11 : 20 終了）
- ・ 15 : 27 官房長官記者会見（15 : 55 終了）
- ・ 16 : 51 官房長官記者会見（17 : 12 終了）
- ・ 19 : 49 総理大臣メッセージ（19 : 58 終了）
- ・ 19 : 58 官房長官記者会見（20 : 14 終了）
- ・ 20 : 14 経済産業大臣記者会見（20 : 19 終了）
- ・ 20 : 19 節電啓発担当大臣記者会見（20 : 22 終了）
- ・ 21 : 01 第8回緊急災害対策本部会議の開催
- ・ 21 : 38 電力需給対策本部会議の開催
- ・ 22 : 30 防災担当大臣指示

津波警報等は解除されたが、海の近くで活動するものは、余震による津波を常に警戒し、無線、ラジオを常時聞き、避難路の確保など、十二分に注意すること。

3月14日

- ・ 05 : 15 官房長官記者会見（05 : 35 終了）
- ・ 05 : 50 緊急災害対策本部全省庁徹底事項

本日（3月14日）より計画停電が始まる。これにより様々な支障が生じることとなるが、各省庁の業務及び所管の事業においても、これらの支障を最小限とするため、

各省庁内及び所管の事業者・関係団体に対して

1. 徹底した節電

2. 支障が生じる場合においても、それを最小限に抑制するための方策の検討と早急な実施

について、本日午前中に徹底すること。

- ・ 09 : 33 第9回緊急災害対策本部会議の開催
- ・ 10 : 00 電力需給対策本部会議の開催
- ・ 10 : 56 官房長官記者会見（11 : 15 終了）
- ・ 11 : 40 官房長官記者会見（11 : 44 終了）
- ・ 12 : 39 官房長官記者会見（12 : 53 終了）
- ・ 16 : 16 官房長官記者会見（16 : 48 終了）
- ・ 21 : 03 官房長官記者会見（21 : 36 終了）
- ・ 閣議により、被災地域に対する物資支援について予備費の使用を決定。

対象地域：岩手県、宮城県、福島県 予備費総額：約302億円

3月15日

- ・ 05 : 39 官房長官記者会見（06 : 00 終了）
- ・ 06 : 42 官房長官記者会見（06 : 45 終了）
- ・ 11 : 01 総理大臣メッセージ（11 : 06 終了）
- ・ 11 : 07 官房長官記者会見（11 : 29 終了）
- ・ 12 : 33 第10回緊急災害対策本部会議の開催
- ・ 16 : 22 官房長官記者会見（16 : 46 終了）

3月16日

- ・ 11 : 15 官房長官記者会見（11 : 44 終了）
- ・ 16 : 00 第11回緊急災害対策本部会議の開催
- ・ 17 : 56 官房長官記者会見（18 : 24 終了）
- ・ 21 : 40 防災担当大臣指示

- 明日以降は搜索救助活動とともに、避難所における生活面のケアに相当の力を注ぐ。
- 避難所の状況をよく把握し、「何か起きたらこうする」ということを事前によくシュミレーションせよ。
近隣の公共施設や医療機関をよく調べておくこと。
- 医療や、高齢者・子供・妊産婦など要援護者へのケアが重要。
厚労省が大きな役割を担う。
- 生じてくる様々な課題について、内閣府防災が各省に担当を割り振る。担当する各省が自己完結的に責任を持って処理すること。
チームを組んで、必要があれば政務官クラスを入れて。
- 被災者だけではなく、自衛隊、警察、消防などの救助部隊にもPTSDが出るだろう。その対応を用意しなければならない。
- 阪神淡路大震災の際は、救出後に多くの方が亡くなっていることを踏まえ、同様の事態が再び起きることを防ぐ必要がある。

3月16日 閣議により「災害対策基本法施行令の一部を改正する政令」を制定し、地方債発行の特例措置（発行要件、償還期限）を実施

3月17日

- ・ 11 : 30 官房長官記者会見（12 : 03 終了）

・ 18 : 00 第12回緊急災害対策本部会議の開催

○緊急災害対策本部の体制強化

被災者の支援をより一層円滑に進めるため、副本部長に総務大臣、防衛大臣を追加。

○被災者生活支援の体制強化

東北地方太平洋沖地震による被災者の生活支援が喫緊の課題であることにかんがみ、政府における体制の一層の強化を図るため、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部の下に、被災者生活支援特別対策本部を置く（緊急災害対策本部長決定）。

1 主な任務

ア 孤立した避難場所等の解消

イ 被災地への物資の輸送、補給

ウ ライフラインの復旧

エ 仮設住宅の建設

オ 被災廃棄物の処理

カ 遺体収容・埋葬対策

キ 被災者・避難者の受入対策

など被災者の生活支援に関し、関係行政機関、地方自治体、企業等関係団体等との調整を行い、総合的かつ迅速に取り組む。

2 構成員

本部長 松本防災担当大臣

本部長代理 片山総務大臣

副本部長 平野内閣府副大臣（事務局長兼務）

仙谷内閣官房副長官

事務局 内閣府に各省から構成される担当事務局を新設

3 初動対応との緊密な連携

緊急災害対策本部の初動対応チーム（官邸危機管理センター）との緊密な連携を図る。

・ 18 : 42 官房長官記者会見（19 : 20 終了）

3月18日

・ 10 : 55 官房長官記者会見（11 : 34 終了）

・ 16 : 48 官房長官記者会見（17 : 33 終了）

・ 20 : 13 総理大臣メッセージ（20 : 28 終了）

3月19日

・ 16 : 07 官房長官記者会見（16 : 54 終了）

3月20日

・ 16 : 31 官房長官記者会見（17 : 15 終了）

3月21日

・ 16 : 03 第13回緊急災害対策本部会議開催（16 : 42 終了）

・ 17 : 58 官房長官記者会見（18 : 39 終了）

3月22日

・ 11 : 10 官房長官記者会見（11 : 36 終了）

・ 16 : 36 官房長官記者会見 (16 : 53 終了)

3月23日

・ 11 : 03 官房長官記者会見 (11 : 32 終了)

・ 17 : 07 官房長官記者会見 (17 : 49 終了)

3月24日

・ 11 : 03 官房長官記者会見 (11 : 23 終了)

・ 16 : 11 官房長官記者会見 (16 : 41 終了)

3月25日

・ 07 : 50 第3回電力需給緊急対策本部会議 (08 : 10 終了)

・ 11 : 46 官房長官記者会見 (12 : 15 終了)

・ 16 : 00 官房長官記者会見 (16 : 40 終了)

・ 19 : 33 総理大臣メッセージ (19 : 48 終了)

3月26日

・ 16 : 18 官房長官記者会見 (16 : 31 終了)

3月27日

・ 16 : 08 官房長官記者会見 (16 : 28 終了)

3月28日

・ 11 : 30 官房長官記者会見 (11 : 57 終了)

・ 15 : 58 官房長官記者会見 (16 : 16 終了)

3月29日

・ 09 : 50 官房長官記者会見 (10 : 06 終了)

・ 16 : 07 官房長官記者会見 (16 : 31 終了)

3月30日

・ 09 : 48 官房長官記者会見 (10 : 10 終了)

・ 16 : 58 官房長官記者会見 (17 : 25 終了)

3月31日

・ 10 : 59 官房長官記者会見 (11 : 17 終了)

・ 16 : 06 官房長官記者会見 (16 : 21 終了)

・ 18 : 47 第14回緊急災害対策本部会議開催 (19 : 12 終了)

・ 19 : 59 官房長官記者会見 (20 : 08 終了)

4月1日

・ 09 : 54 官房長官記者会見 (10 : 14 終了)

・ 17 : 31 総理大臣記者会見 (18 : 14 終了)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害については、今後、「東日本大震災」と呼称することとする。
--

4月3日

・ 15 : 04 官房長官記者会見 (15 : 34 終了)

4月4日

・ 11 : 15 官房長官記者会見 (11 : 30 終了)

- ・ 16 : 02 官房長官記者会見 (16 : 41 終了)
- 4月5日
- ・ 09 : 57 官房長官記者会見 (10 : 17 終了)
- ・ 16 : 42 官房長官記者会見 (17 : 13 終了)
- 4月6日
- ・ 11 : 05 官房長官記者会見 (11 : 20 終了)
- ・ 16 : 40 官房長官記者会見 (17 : 15 終了)
- 4月7日
- ・ 11 : 04 官房長官記者会見 (11 : 22 終了)
- ・ 16 : 00 官房長官記者会見 (16 : 25 終了)
- 4月8日
- ・ 11 : 03 官房長官記者会見 (11 : 38 終了)
- ・ 16 : 09 官房長官記者会見 (16 : 37 終了)
- 4月11日
- ・ 10 : 58 官房長官記者会見 (11 : 30 終了)
- ・ 14 : 45 第15回緊急災害対策本部会議開催 (15 : 03 終了)
- ・ 16 : 09 官房長官記者会見 (16 : 39 終了)
- ・ 東日本大震災復興構想会議の開催を閣議決定
- 4月12日
- ・ 10 : 19 官房長官記者会見 (10 : 35 終了)
- ・ 17 : 50 総理大臣記者会見 (18 : 42 終了)
- 4月13日
- ・ 11 : 05 官房長官記者会見 (11 : 38 終了)
- ・ 16 : 06 官房長官記者会見 (16 : 23 終了)
- 4月14日
- ・ 11 : 07 官房長官記者会見 (11 : 33 終了)
- ・ 14 : 00 東日本大震災復興構想会議
- ・ 16 : 42 官房長官記者会見 (16 : 54 終了)
- 4月15日
- ・ 09 : 49 官房長官記者会見 (10 : 05 終了)
- ・ 16 : 12 官房長官記者会見 (16 : 42 終了)
- 4月18日
- ・ 11 : 07 官房長官記者会見 (11 : 12 終了)
- ・ 16 : 06 官房長官記者会見 (16 : 30 終了)
- 4月19日
- ・ 09 : 44 官房長官記者会見 (09 : 53 終了)
- ・ 15 : 57 官房長官記者会見 (16 : 03 終了)
- 4月20日
- ・ 10 : 57 官房長官記者会見 (11 : 10 終了)
- ・ 16 : 02 官房長官記者会見 (16 : 23 終了)

4月21日

- ・ 11 : 00 官房長官記者会見 (11 : 22 終了)
- ・ 16 : 06 官房長官記者会見 (16 : 28 終了)

4月22日

- ・ 09 : 44 官房長官記者会見 (10 : 22 終了)
- ・ 17 : 41 総理大臣記者会見 (18 : 21 終了)

4月25日

- ・ 11 : 03 官房長官記者会見 (11 : 19 終了)
- ・ 15 : 59 官房長官記者会見 (16 : 14 終了)

4月26日

- ・ 10 : 05 官房長官記者会見 (10 : 33 終了)
- ・ 16 : 04 官房長官記者会見 (16 : 24 終了)
- ・ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案を閣議決定

4月27日

- ・ 11 : 10 官房長官記者会見 (11 : 25 終了)
- ・ 16 : 03 官房長官記者会見 (16 : 23 終了)
- ・ 17 : 15 中央防災会議

4月28日

- ・ 09 : 54 官房長官記者会見 (10 : 08 終了)
- ・ 16 : 21 官房長官記者会見 (16 : 41 終了)

4月29日

- ・ 11 : 02 官房長官記者会見 (11 : 12 終了)
- ・ 16 : 01 官房長官記者会見 (16 : 15 終了)

4月30日

- ・ 11 : 35 官房長官記者会見 (11 : 56 終了)

5月 1日

- ・ 11 : 01 官房長官記者会見 (11 : 09 終了)
- ・ 16 : 03 官房長官記者会見 (16 : 20 終了)

5月 2日

- ・ 17 : 29 官房長官記者会見 (17 : 53 終了)

5月6日

- ・ 10 : 16 第16回緊急災害対策本部会議開催 (11 : 33 終了)
- ・ 11 : 46 官房長官記者会見 (12 : 17 終了)

5月 9日

- ・ 11 : 10 官房長官記者会見 (11 : 26 終了)
- ・ 16 : 07 官房長官記者会見 (16 : 19 終了)

5月10日

- ・ 10 : 39 官房長官記者会見 (10 : 53 終了)
- ・ 13 : 00 東日本大震災復興構想会議
- ・ 17 : 50 総理大臣記者会見 (18 : 27 終了)

5月11日

- ・ 11 : 03 官房長官記者会見 (11 : 20 終了)
- ・ 15 : 59 官房長官記者会見 (16 : 07 終了)

5月12日

- ・ 11 : 13 官房長官記者会見 (11 : 39 終了)
- ・ 16 : 04 官房長官記者会見 (16 : 25 終了)

5月13日

- ・ 09 : 56 官房長官記者会見 (10 : 21 終了)
- ・ 15 : 58 官房長官記者会見 (16 : 12 終了)

5月16日

- ・ 10 : 58 官房長官記者会見 (11 : 14 終了)
- ・ 16 : 00 官房長官記者会見 (16 : 17 終了)

5月17日

- ・ 09 : 42 官房長官記者会見 (09 : 45 終了)
- ・ 16 : 00 官房長官記者会見 (16 : 18 終了)

5月18日

- ・ 11 : 02 官房長官記者会見 (11 : 21 終了)
- ・ 18 : 00 総理大臣記者会見 (18 : 33 終了)

5月19日

- ・ 11 : 00 官房長官記者会見 (11 : 19 終了)

5月20日

- ・ 08 : 00 第17回緊急災害対策本部会議開催 (08 : 15 終了)

東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針を決定

- ・ 09 : 44 官房長官記者会見 (10 : 09 終了)
- ・ 16 : 02 官房長官記者会見 (16 : 33 終了)

5月24日

- ・ 16 : 02 官房長官記者会見 (16 : 32 終了)

5月25日

- ・ 11 : 04 官房長官記者会見 (11 : 14 終了)
- ・ 16 : 00 官房長官記者会見 (16 : 11 終了)

5月26日

- ・ 11 : 04 官房長官記者会見 (11 : 18 終了)
- ・ 16 : 02 官房長官記者会見 (16 : 29 終了)

5月27日

- ・ 09 : 45 官房長官記者会見 (09 : 58 終了)
- ・ 16 : 01 官房長官記者会見 (16 : 41 終了)

5月30日

- ・ 16 : 03 官房長官記者会見 (16 : 18 終了)

5月31日

- ・ 16 : 36 官房長官記者会見 (17 : 02 終了)

6月 1日

- ・ 10 : 57 官房長官記者会見 (11 : 04 終了)
- ・ 16 : 02 官房長官記者会見 (16 : 15 終了)

6月 2日

- ・ 10 : 59 官房長官記者会見 (11 : 10 終了)
- ・ 17 : 38 官房長官記者会見 (17 : 58 終了)

6月 3日

- ・ 10 : 42 官房長官記者会見 (11 : 09 終了)

6月 6日

- ・ 11 : 12 官房長官記者会見 (11 : 29 終了)
- ・ 16 : 02 官房長官記者会見 (16 : 14 終了)

6月 7日

- ・ 10 : 03 官房長官記者会見 (10 : 14 終了)
- ・ 16 : 02 官房長官記者会見 (16 : 18 終了)

6月 8日

- ・ 11 : 00 官房長官記者会見 (11 : 17 終了)
- ・ 16 : 02 官房長官記者会見 (16 : 20 終了)

6月 9日

- ・ 16 : 55 官房長官記者会見 (17 : 06 終了)

6月10日

- ・ 09 : 50 官房長官記者会見 (10 : 00 終了)
- ・ 15 : 59 官房長官記者会見 (16 : 15 終了)

6月13日

- ・ 11 : 00 官房長官記者会見 (11 : 18 終了)
- ・ 16 : 35 官房長官記者会見 (16 : 44 終了)

6月14日

- ・ 09 : 46 官房長官記者会見 (09 : 57 終了)
- ・ 16 : 00 官房長官記者会見 (16 : 14 終了)

6月15日

- ・ 10 : 57 官房長官記者会見 (11 : 09 終了)
- ・ 16 : 03 官房長官記者会見 (16 : 09 終了)

6月16日

- ・ 11 : 01 官房長官記者会見 (11 : 12 終了)
- ・ 16 : 05 官房長官記者会見 (16 : 27 終了)

6月17日

- ・ 09 : 44 官房長官記者会見 (09 : 59 終了)
- ・ 15 : 59 官房長官記者会見 (16 : 08 終了)

6月20日

- ・ 10 : 59 官房長官記者会見 (11 : 13 終了)
- ・ 16 : 57 官房長官記者会見 (17 : 08 終了)

6月21日

- ・ 09 : 51 官房長官記者会見（10 : 01 終了）
- ・ 15 : 59 官房長官記者会見（16 : 07 終了）

6月22日

- ・ 10 : 59 官房長官記者会見（11 : 10 終了）
- ・ 17 : 37 官房長官記者会見（18 : 08 終了）

6月23日

- ・ 10 : 59 官房長官記者会見（11 : 10 終了）
- ・ 15 : 58 官房長官記者会見（16 : 06 終了）

6月24日

- ・ 09 : 53 官房長官記者会見（10 : 08 終了）
- ・ 15 : 59 官房長官記者会見（16 : 25 終了）
- ・ 東日本大震災復興基本法施行
- ・ 東日本大震災復興対策本部及び岩手、宮城、福島現地対策本部設置

6月27日

- ・ 11 : 01 官房長官記者会見（11 : 11 終了）
- ・ 16 : 00 官房長官記者会見（16 : 14 終了）
- ・ 19 : 44 官房長官記者会見（19 : 55 終了）
- ・ 22 : 01 総理大臣記者会見（22 : 33 終了）

6月28日

- ・ 09 : 52 官房長官記者会見（10 : 02 終了）
- ・ 14 : 00 第1回東日本大震災復興対策本部会合（15 : 00 終了）
- ・ 15 : 59 官房長官記者会見（16 : 11 終了）

6月29日

- ・ 10 : 59 官房長官記者会見（11 : 14 終了）
- ・ 15 : 58 官房長官記者会見（16 : 10 終了）

6月30日

- ・ 10 : 58 官房長官記者会見（11 : 02 終了）
- ・ 16 : 01 官房長官記者会見（16 : 12 終了）

7月 1日

- ・ 10 : 35 官房長官記者会見（10 : 48 終了）
- ・ 16 : 04 官房長官記者会見（16 : 14 終了）

7月 4日

- ・ 11 : 00 官房長官記者会見（11 : 16 終了）
- ・ 15 : 59 官房長官記者会見（16 : 06 終了）

7月 5日

- ・ 10 : 22 官房長官記者会見（10 : 36 終了）
- ・ 16 : 16 官房長官記者会見（16 : 26 終了）

7月 6日

- ・ 11 : 00 官房長官記者会見（11 : 12 終了）

- ・ 16 : 01 官房長官記者会見 (16 : 30 終了)
- 7月 7日
- ・ 11 : 00 官房長官記者会見 (11 : 18 終了)
- ・ 16 : 01 官房長官記者会見 (16 : 14 終了)
- 7月 8日
- ・ 09 : 44 官房長官記者会見 (09 : 54 終了)
- ・ 16 : 03 官房長官記者会見 (16 : 21 終了)
- 7月11日
- ・ 11 : 10 官房長官記者会見 (11 : 48 終了)
- ・ 16 : 00 官房長官記者会見 (16 : 16 終了)
- 7月12日
- ・ 09 : 45 官房長官記者会見 (10 : 11 終了)
- ・ 16 : 02 官房長官記者会見 (16 : 12 終了)
- 7月13日
- ・ 11 : 01 官房長官記者会見 (11 : 11 終了)
- 7月14日
- ・ 11 : 00 官房長官記者会見 (11 : 24 終了)
- ・ 16 : 03 官房長官記者会見 (16 : 16 終了)
- 7月15日
- ・ 09 : 58 官房長官記者会見 (10 : 16 終了)
- ・ 17 : 04 官房長官記者会見 (17 : 29 終了)
- 7月19日
- ・ 09 : 42 官房長官記者会見 (09 : 55 終了)
- ・ 16 : 06 官房長官記者会見 (16 : 20 終了)
- 7月20日
- ・ 10 : 58 官房長官記者会見 (11 : 07 終了)
- 7月21日
- ・ 10 : 58 官房長官記者会見 (11 : 08 終了)
- ・ 15 : 59 官房長官記者会見 (16 : 08 終了)
- ・ 18 : 30 第2回東日本大震災復興対策本部会合 (18 : 55 終了)
- 7月22日
- ・ 09 : 47 官房長官記者会見 (10 : 00 終了)
- ・ 16 : 02 官房長官記者会見 (16 : 30 終了)
- 7月25日
- ・ 10 : 59 官房長官記者会見 (11 : 09 終了)
- ・ 17 : 05 官房長官記者会見 (17 : 12 終了)
- 7月26日
- ・ 09 : 38 官房長官記者会見 (09 : 43 終了)
- ・ 16 : 04 官房長官記者会見 (16 : 14 終了)
- ・ 18 : 00 第3回東日本大震災復興対策本部会合 (18 : 25 終了)

7月27日

- ・ 10 : 59 官房長官記者会見 (11 : 12 終了)
- ・ 16 : 03 官房長官記者会見 (16 : 08 終了)

7月28日

- ・ 11 : 03 官房長官記者会見 (11 : 11 終了)
- ・ 15 : 59 官房長官記者会見 (16 : 06 終了)

7月29日

- ・ 10 : 42 官房長官記者会見 (10 : 54 終了)
- ・ 20 : 10 第4回東日本大震災復興対策本部会合 (20 : 35 終了)
- ・ 21 : 05 総理大臣記者会見 (21 : 35 終了)

8月 1日

- ・ 11 : 07 官房長官記者会見 (11 : 19 終了)
- ・ 16 : 02 官房長官記者会見 (16 : 16 終了)

8月 2日

- ・ 09 : 49 官房長官記者会見 (10 : 09 終了)
- ・ 15 : 58 官房長官記者会見 (16 : 10 終了)

8月 3日

- ・ 10 : 58 官房長官記者会見 (11 : 12 終了)
- ・ 16 : 02 官房長官記者会見 (16 : 05 終了)

8月 4日

- ・ 10 : 57 官房長官記者会見 (11 : 13 終了)
- ・ 16 : 01 官房長官記者会見 (16 : 13 終了)

8月 5日

- ・ 09 : 45 官房長官記者会見 (09 : 55 終了)
- ・ 16 : 10 官房長官記者会見 (16 : 27 終了)

8月 8日

- ・ 11 : 05 官房長官記者会見 (11 : 14 終了)
- ・ 15 : 59 官房長官記者会見 (16 : 06 終了)

8月 9日

- ・ 11 : 04 官房長官記者会見 (11 : 18 終了)
- ・ 18 : 57 官房長官記者会見 (19 : 16 終了)

8月10日

- ・ 10 : 58 官房長官記者会見 (11 : 10 終了)
- ・ 15 : 59 官房長官記者会見 (16 : 04 終了)

8月11日

- ・ 10 : 58 官房長官記者会見 (11 : 07 終了)
- ・ 15 : 59 官房長官記者会見 (16 : 07 終了)
- ・ 第5回東日本大震災復興対策本部会合 (持ち回り開催)

8月12日

- ・ 10 : 09 官房長官記者会見 (10 : 21 終了)

8月15日

- ・ 10 : 49 官房長官記者会見 (11 : 05 終了)

8月18日

- ・ 16 : 02 官房長官記者会見 (16 : 21 終了)

8月19日

- ・ 10 : 56 官房長官記者会見 (11 : 05 終了)
- ・ 15 : 59 官房長官記者会見 (16 : 10 終了)

8月22日

- ・ 10 : 59 官房長官記者会見 (11 : 10 終了)
- ・ 15 : 57 官房長官記者会見 (16 : 02 終了)

8月23日

- ・ 09 : 43 官房長官記者会見 (09 : 52 終了)
- ・ 15 : 58 官房長官記者会見 (16 : 03 終了)

8月24日

- ・ 12 : 00 官房長官記者会見 (12 : 11 終了)
- ・ 15 : 59 官房長官記者会見 (16 : 08 終了)

8月25日

- ・ 10 : 59 官房長官記者会見 (11 : 06 終了)
- ・ 15 : 59 官房長官記者会見 (16 : 14 終了)
- ・ 復興庁設置準備室を内閣官房に設置

8月26日

- ・ 07 : 10 第6回東日本大震災復興対策本部、第18回緊急災害対策本部、第19回原子力災害対策本部合同会合 (07 : 55 終了)
- ・ 09 : 40 官房長官記者会見 (09 : 51 終了)
- ・ 15 : 28 官房長官記者会見 (15 : 34 終了)

8月29日

- ・ 10 : 28 官房長官記者会見 (10 : 31 終了)
- ・ 16 : 02 官房長官記者会見 (16 : 08 終了)

8月30日

- ・ 10 : 37 官房長官記者会見 (11 : 09 終了)

9月2日

- ・ 10 : 50 官房長官記者会見 (11 : 04 終了)
- ・ 19 : 02 官房長官記者会見 (19 : 19 終了)

9月5日

- ・ 11 : 02 官房長官記者会見 (11 : 23 終了)
- ・ 15 : 47 官房長官記者会見 (16 : 03 終了)

9月6日

- ・ 10 : 16 官房長官記者会見 (10 : 24 終了)
- ・ 15 : 59 官房長官記者会見 (16 : 10 終了)

9月7日

・ 10 : 57 官房長官記者会見（11 : 09 終了）

・ 15 : 58 官房長官記者会見（16 : 08 終了）

9月8日

・ 11 : 07 官房長官記者会見（11 : 16 終了）

・ 16 : 00 官房長官記者会見（16 : 14 終了）

9月9日

・ 10 : 46 官房長官記者会見（11 : 10 終了）

・ 16 : 13 官房長官記者会見（16 : 33 終了）

9月11日

・ 14 : 45 第7回東日本大震災復興対策本部、第19回緊急災害対策本部、第20回原子力災害対策本部合同会合（15 : 45 終了）

・ 17 : 09 官房長官記者会見（17 : 27 終了）

9月12日

・ 11 : 00 官房長官記者会見（11 : 11 終了）

・ 16 : 02 官房長官記者会見（16 : 19 終了）

9月13日

・ 09 : 57 官房長官記者会見（10 : 07 終了）

・ 16 : 01 官房長官記者会見（16 : 24 終了）

9月14日

・ 11 : 07 官房長官記者会見（11 : 22 終了）

・ 16 : 02 官房長官記者会見（16 : 15 終了）

9月15日

・ 18 : 13 官房長官記者会見（18 : 30 終了）

9月16日

・ 16 : 56 官房長官記者会見（17 : 22 終了）

9月20日

・ 11 : 06 官房長官記者会見（11 : 32 終了）

・ 16 : 03 官房長官記者会見（16 : 17 終了）

・ 17 : 00 第8回東日本大震災復興対策本部会合（17 : 40 終了）

9月21日

・ 11 : 12 官房長官記者会見（11 : 27 終了）

・ 16 : 09 官房長官記者会見（16 : 26 終了）

9月22日

・ 11 : 14 官房長官記者会見（11 : 28 終了）

・ 16 : 05 官房長官記者会見（16 : 34 終了）

9月26日

・ 11 : 10 官房長官記者会見（11 : 19 終了）

・ 16 : 07 官房長官記者会見（16 : 20 終了）

9月27日

・ 09 : 54 官房長官記者会見（10 : 05 終了）

- ・ 16 : 05 官房長官記者会見 (16 : 18 終了)
- 9月28日
- ・ 11 : 10 官房長官記者会見 (11 : 19 終了)
- ・ 16 : 07 官房長官記者会見 (16 : 20 終了)
- 9月29日
- ・ 11 : 08 官房長官記者会見 (11 : 20 終了)
- ・ 16 : 09 官房長官記者会見 (16 : 20 終了)
- 9月30日
- ・ 09 : 52 官房長官記者会見 (10 : 08 終了)
- ・ 17 : 01 総理大臣記者会見 (17 : 32 終了)
- 10月3日
- ・ 11 : 13 官房長官記者会見 (11 : 32 終了)
- ・ 16 : 06 官房長官記者会見 (16 : 21 終了)
- 10月4日
- ・ 09 : 56 官房長官記者会見 (10 : 08 終了)
- ・ 16 : 07 官房長官記者会見 (16 : 22 終了)
- 10月5日
- ・ 11 : 16 官房長官記者会見 (11 : 26 終了)
- ・ 16 : 04 官房長官記者会見 (16 : 16 終了)
- 10月6日
- ・ 11 : 13 官房長官記者会見 (11 : 22 終了)
- ・ 16 : 13 官房長官記者会見 (16 : 26 終了)
- 10月7日
- ・ 11 : 14 官房長官記者会見 (11 : 28 終了)
- ・ 17 : 00 第9回東日本大震災復興対策本部会合 (17 : 30 終了)
- ・ 18 : 13 官房長官記者会見 (18 : 24 終了)
- 10月11日
- ・ 10 : 44 官房長官記者会見 (10 : 56 終了)
- ・ 15 : 59 官房長官記者会見 (16 : 16 終了)
- 10月12日
- ・ 11 : 10 官房長官記者会見 (11 : 26 終了)
- ・ 16 : 03 官房長官記者会見 (16 : 26 終了)
- 10月13日
- ・ 11 : 16 官房長官記者会見 (11 : 26 終了)
- ・ 16 : 11 官房長官記者会見 (16 : 26 終了)
- 10月14日
- ・ 09 : 56 官房長官記者会見 (10 : 06 終了)
- ・ 16 : 15 官房長官記者会見 (16 : 36 終了)
- 10月17日
- ・ 11 : 29 官房長官記者会見 (11 : 46 終了)

- ・ 16 : 06 官房長官記者会見 (16 : 31 終了)
- 10月18日
- ・ 10 : 04 官房長官記者会見 (10 : 22 終了)
- ・ 16 : 13 官房長官記者会見 (16 : 29 終了)
- 10月19日
- ・ 11 : 08 官房長官記者会見 (11 : 19 終了)
- ・ 16 : 10 官房長官記者会見 (16 : 18 終了)
- 10月20日
- ・ 10 : 50 官房長官記者会見 (10 : 56 終了)
- ・ 16 : 09 官房長官記者会見 (16 : 18 終了)
- 10月21日
- ・ 10 : 46 官房長官記者会見 (10 : 59 終了)
- ・ 16 : 10 官房長官記者会見 (16 : 27 終了)
- 10月24日
- ・ 11 : 09 官房長官記者会見 (11 : 16 終了)
- ・ 16 : 06 官房長官記者会見 (16 : 22 終了)
- 10月25日
- ・ 09 : 51 官房長官記者会見 (10 : 06 終了)
- ・ 16 : 11 官房長官記者会見 (16 : 27 終了)
- 10月26日
- ・ 11 : 01 官房長官記者会見 (11 : 11 終了)
- ・ 16 : 03 官房長官記者会見 (16 : 16 終了)
- 10月27日
- ・ 11 : 06 官房長官記者会見 (11 : 14 終了)
- ・ 16 : 09 官房長官記者会見 (16 : 25 終了)
- 10月28日
- ・ 10 : 41 官房長官記者会見 (11 : 05 終了)
- ・ 16 : 07 官房長官記者会見 (16 : 21 終了)
- ・ 東日本大震災復興特別区域法案を閣議決定
- 10月31日
- ・ 11 : 08 官房長官記者会見 (11 : 18 終了)
- ・ 16 : 04 官房長官記者会見 (16 : 09 終了)
- 11月1日
- ・ 17 : 36 官房長官記者会見 (17 : 55 終了)
- ・ 復興庁設置法案を閣議決定
- 11月2日
- ・ 16 : 24 官房長官記者会見 (16 : 34 終了)
- 11月4日
- ・ 10 : 24 官房長官記者会見 (10 : 38 終了)
- ・ 16 : 14 官房長官記者会見 (16 : 30 終了)

11月7日

- ・ 11 : 08 官房長官記者会見 (11 : 19 終了)
- ・ 16 : 07 官房長官記者会見 (16 : 17 終了)

11月8日

- ・ 09 : 51 官房長官記者会見 (10 : 04 終了)
- ・ 16 : 08 官房長官記者会見 (16 : 16 終了)

11月9日

- ・ 11 : 10 官房長官記者会見 (11 : 20 終了)
- ・ 15 : 58 官房長官記者会見 (16 : 03 終了)

11月10日

- ・ 11 : 11 官房長官記者会見 (11 : 20 終了)
- ・ 17 : 00 官房長官記者会見 (17 : 10 終了)
- ・ 18 : 00 東日本大震災復興構想会議

11月11日

- ・ 09 : 52 官房長官記者会見 (10 : 08 終了)
- ・ 16 : 03 官房長官記者会見 (16 : 11 終了)

11月14日

- ・ 11 : 13 官房長官記者会見 (11 : 29 終了)
- ・ 16 : 09 官房長官記者会見 (16 : 29 終了)

11月15日

- ・ 11 : 10 官房長官記者会見 (11 : 20 終了)
- ・ 18 : 42 官房長官記者会見 (18 : 50 終了)

11月16日

- ・ 11 : 11 官房長官記者会見 (11 : 15 終了)
- ・ 16 : 11 官房長官記者会見 (16 : 20 終了)

11月17日

- ・ 11 : 08 官房長官記者会見 (11 : 16 終了)
- ・ 16 : 06 官房長官記者会見 (16 : 28 終了)

11月18日

- ・ 10 : 03 官房長官記者会見 (10 : 16 終了)
- ・ 16 : 11 官房長官記者会見 (16 : 25 終了)

11月21日

- ・ 11 : 12 官房長官記者会見 (11 : 19 終了)
- ・ 16 : 06 官房長官記者会見 (16 : 18 終了)

11月22日

- ・ 09 : 58 官房長官記者会見 (10 : 10 終了)
- ・ 16 : 11 官房長官記者会見 (16 : 30 終了)

11月24日

- ・ 11 : 08 官房長官記者会見 (11 : 22 終了)
- ・ 16 : 05 官房長官記者会見 (16 : 13 終了)

11月25日

・ 09 : 51 官房長官記者会見 (10 : 05 終了)

・ 16 : 14 官房長官記者会見 (16 : 25 終了)

11月28日

・ 11 : 10 官房長官記者会見 (11 : 25 終了)

・ 16 : 00 官房長官記者会見 (16 : 07 終了)

11月29日

・ 10 : 06 官房長官記者会見 (10 : 18 終了)

・ 16 : 02 官房長官記者会見 (16 : 13 終了)

・ 18 : 35 第10回東日本大震災復興対策本部会合 (18 : 50 終了)

11月30日

・ 11 : 29 官房長官記者会見 (11 : 44 終了)

・ 16 : 08 官房長官記者会見 (16 : 17 終了)

12月1日

・ 11 : 12 官房長官記者会見 (11 : 23 終了)

・ 17 : 30 総理大臣記者会見 (18 : 00 終了)

12月2日

・ 10 : 07 官房長官記者会見 (10 : 26 終了)

・ 16 : 06 官房長官記者会見 (16 : 16 終了)

12月5日

・ 11 : 00 官房長官記者会見 (11 : 06 終了)

・ 16 : 09 官房長官記者会見 (16 : 16 終了)

12月6日

・ 09 : 43 官房長官記者会見 (09 : 55 終了)

・ 16 : 04 官房長官記者会見 (16 : 11 終了)

12月7日

・ 11 : 10 官房長官記者会見 (11 : 20 終了)

・ 16 : 08 官房長官記者会見 (16 : 17 終了)

12月8日

・ 11 : 07 官房長官記者会見 (11 : 17 終了)

・ 16 : 05 官房長官記者会見 (16 : 18 終了)

12月9日

・ 09 : 57 官房長官記者会見 (10 : 17 終了)

・ 17 : 00 総理大臣記者会見 (17 : 31 終了)

12月12日

・ 11 : 02 官房長官記者会見 (11 : 17 終了)

・ 15 : 42 官房長官記者会見 (15 : 50 終了)

12月13日

・ 10 : 59 官房長官記者会見 (11 : 19 終了)

・ 16 : 05 官房長官記者会見 (16 : 20 終了)

12月14日

- ・ 11 : 14 官房長官記者会見 (11 : 22 終了)
- ・ 16 : 03 官房長官記者会見 (16 : 15 終了)

12月15日

- ・ 11 : 08 官房長官記者会見 (11 : 23 終了)
- ・ 16 : 07 官房長官記者会見 (16 : 15 終了)

12月16日

- ・ 11 : 02 官房長官記者会見 (11 : 18 終了)
- ・ 18 : 00 総理大臣記者会見 (18 : 31 終了)

12月19日

- ・ 11 : 02 官房長官記者会見 (11 : 17 終了)
- ・ 13 : 29 官房長官記者会見 (13 : 43 終了)
- ・ 16 : 20 官房長官記者会見 (16 : 38 終了)

12月20日

- ・ 11 : 00 官房長官記者会見 (11 : 24 終了)
- ・ 16 : 03 官房長官記者会見 (16 : 18 終了)

12月21日

- ・ 11 : 04 官房長官記者会見 (11 : 15 終了)
- ・ 16 : 08 官房長官記者会見 (16 : 26 終了)

12月22日

- ・ 11 : 07 官房長官記者会見 (11 : 20 終了)
- ・ 16 : 11 官房長官記者会見 (16 : 26 終了)

12月24日

- ・ 10 : 25 官房長官記者会見 (10 : 47 終了)

12月26日

- ・ 11 : 09 官房長官記者会見 (11 : 20 終了)

12月27日

- ・ 10 : 54 官房長官記者会見 (11 : 21 終了)
- ・ 第11回東日本大震災復興対策本部会合 (持ち回り開催)

12月28日

- ・ 10 : 56 官房長官記者会見 (11 : 17 終了)

平成24年1月4日

- ・ 10 : 00 総理大臣記者会見 (10 : 21 終了)

1月5日

- ・ 11 : 10 官房長官記者会見 (11 : 24 終了)

1月6日

- ・ 11 : 46 官房長官記者会見 (12 : 07 終了)
- ・ 復興特別区域基本方針を閣議決定

1月10日

- ・ 11 : 09 官房長官記者会見 (11 : 21 終了)

- ・ 16 : 05 官房長官記者会見 (16 : 17 終了)
- 1月11日
- ・ 11 : 05 官房長官記者会見 (11 : 12 終了)
- ・ 15 : 59 官房長官記者会見 (16 : 09 終了)
- 1月12日
- ・ 10 : 59 官房長官記者会見 (11 : 07 終了)
- ・ 16 : 03 官房長官記者会見 (16 : 11 終了)
- 1月13日
- ・ 10 : 22 官房長官記者会見 (10 : 29 終了)
- ・ 11 : 46 官房長官記者会見 (12 : 02 終了)
- ・ 17 : 00 官房長官記者会見 (17 : 06 終了)
- ・ 18 : 00 総理大臣記者会見 (18 : 20 終了)
- 1月16日
- ・ 11 : 11 官房長官記者会見 (11 : 27 終了)
- ・ 16 : 33 官房長官記者会見 (16 : 41 終了)
- 1月17日
- ・ 11 : 15 官房長官記者会見 (11 : 28 終了)
- ・ 16 : 05 官房長官記者会見 (16 : 18 終了)
- 1月18日
- ・ 11 : 09 官房長官記者会見 (11 : 20 終了)
- ・ 16 : 12 官房長官記者会見 (16 : 24 終了)
- 1月19日
- ・ 11 : 12 官房長官記者会見 (11 : 29 終了)
- ・ 16 : 48 官房長官記者会見 (16 : 57 終了)
- 1月20日
- ・ 11 : 43 官房長官記者会見 (11 : 59 終了)
- ・ 16 : 10 官房長官記者会見 (16 : 23 終了)
- 1月23日
- ・ 11 : 09 官房長官記者会見 (11 : 23 終了)
- ・ 16 : 09 官房長官記者会見 (16 : 16 終了)
- ・ 16 : 35 第12回東日本大震災復興対策本部会合 (17 : 15 終了)
- 1月24日
- ・ 10 : 11 官房長官記者会見 (10 : 26 終了)
- ・ 16 : 40 官房長官記者会見 (16 : 52 終了)
- 1月25日
- ・ 11 : 15 官房長官記者会見 (11 : 27 終了)
- ・ 16 : 17 官房長官記者会見 (16 : 34 終了)
- 1月26日
- ・ 11 : 13 官房長官記者会見 (11 : 24 終了)
- 1月27日

- ・ 19 : 00 官房長官記者会見 (19 : 15 終了)
- 1月30日
- ・ 17 : 22 官房長官記者会見 (17 : 35 終了)
- 1月31日
- ・ 09 : 54 官房長官記者会見 (10 : 02 終了)
- ・ 16 : 10 官房長官記者会見 (16 : 24 終了)
- 2月1日
- ・ 11 : 03 官房長官記者会見 (11 : 15 終了)
- ・ 16 : 07 官房長官記者会見 (16 : 19 終了)
- 2月2日
- ・ 11 : 06 官房長官記者会見 (11 : 13 終了)
- ・ 16 : 02 官房長官記者会見 (16 : 10 終了)
- 2月3日
- ・ 10 : 19 官房長官記者会見 (10 : 28 終了)
- ・ 16 : 08 官房長官記者会見 (16 : 24 終了)
- 2月6日
- ・ 11 : 05 官房長官記者会見 (11 : 15 終了)
- ・ 16 : 08 官房長官記者会見 (16 : 17 終了)
- 2月7日
- ・ 09 : 51 官房長官記者会見 (10 : 01 終了)
- ・ 16 : 05 官房長官記者会見 (16 : 14 終了)
- 2月8日
- ・ 11 : 10 官房長官記者会見 (11 : 13 終了)
- ・ 16 : 32 官房長官記者会見 (16 : 40 終了)
- 2月9日
- ・ 11 : 08 官房長官記者会見 (11 : 16 終了)
- ・ 16 : 08 官房長官記者会見 (16 : 19 終了)
- ・ 18 : 20 総理大臣記者会見 (18 : 41 終了)
- 2月10日
- ・ 09 : 51 官房長官記者会見 (09 : 59 終了)
- ・ 16 : 06 官房長官記者会見 (16 : 13 終了)
- 2月13日
- ・ 11 : 11 官房長官記者会見 (11 : 20 終了)
- ・ 16 : 09 官房長官記者会見 (16 : 23 終了)
- 2月14日
- ・ 10 : 10 官房長官記者会見 (10 : 24 終了)
- ・ 16 : 16 官房長官記者会見 (16 : 30 終了)
- ・ 17 : 20 第1回復興推進会議 (17 : 50 終了)
- 2月15日
- ・ 11 : 12 官房長官記者会見 (11 : 20 終了)

・ 16 : 16 官房長官記者会見 (16 : 28 終了)
2月16日
・ 11 : 12 官房長官記者会見 (11 : 21 終了)
・ 16 : 03 官房長官記者会見 (16 : 13 終了)
2月17日
・ 10 : 00 官房長官記者会見 (10 : 17 終了)
・ 16 : 03 官房長官記者会見 (16 : 10 終了)
2月20日
・ 11 : 13 官房長官記者会見 (11 : 31 終了)
・ 16 : 08 官房長官記者会見 (16 : 21 終了)
2月21日
・ 09 : 52 官房長官記者会見 (10 : 08 終了)
・ 16 : 19 官房長官記者会見 (16 : 29 終了)
2月22日
・ 11 : 15 官房長官記者会見 (11 : 21 終了)
・ 16 : 11 官房長官記者会見 (16 : 24 終了)
2月23日
・ 11 : 10 官房長官記者会見 (11 : 14 終了)
・ 16 : 04 官房長官記者会見 (16 : 14 終了)
2月24日
・ 15 : 52 官房長官記者会見 (16 : 06 終了)
2月27日
・ 11 : 16 官房長官記者会見 (11 : 23 終了)
・ 16 : 06 官房長官記者会見 (16 : 13 終了)
2月28日
・ 09 : 55 官房長官記者会見 (10 : 09 終了)
・ 16 : 09 官房長官記者会見 (16 : 19 終了)
2月29日
・ 11 : 13 官房長官記者会見 (11 : 22 終了)
・ 16 : 10 官房長官記者会見 (16 : 23 終了)
3月1日
・ 10 : 59 官房長官記者会見 (11 : 10 終了)
・ 16 : 11 官房長官記者会見 (16 : 28 終了)
3月2日
・ 09 : 57 官房長官記者会見 (10 : 07 終了)
・ 16 : 00 官房長官記者会見 (16 : 13 終了)
3月5日
・ 11 : 11 官房長官記者会見 (11 : 25 終了)
・ 16 : 08 官房長官記者会見 (16 : 14 終了)
3月6日

- ・ 09 : 46 官房長官記者会見 (09 : 53 終了)
- ・ 16 : 07 官房長官記者会見 (16 : 15 終了)
- 3月7日
- ・ 11 : 04 官房長官記者会見 (11 : 13 終了)
- ・ 16 : 05 官房長官記者会見 (16 : 16 終了)
- 3月8日
- ・ 11 : 10 官房長官記者会見 (11 : 17 終了)
- ・ 18 : 59 官房長官記者会見 (19 : 12 終了)
- 3月9日
- ・ 09 : 52 官房長官記者会見 (10 : 03 終了)
- ・ 16 : 08 官房長官記者会見 (16 : 19 終了)
- 3月11日
- ・ 東日本大震災一周年追悼式を開催
- ・ 17 : 02 総理大臣記者会見 (17 : 32 終了)
- 3月12日
- ・ 11 : 09 官房長官記者会見 (11 : 17 終了)
- ・ 16 : 12 官房長官記者会見 (16 : 21 終了)
- 3月13日
- ・ 09 : 49 官房長官記者会見 (10 : 00 終了)
- ・ 16 : 13 官房長官記者会見 (16 : 22 終了)
- 3月14日
- ・ 11 : 05 官房長官記者会見 (11 : 16 終了)
- ・ 16 : 04 官房長官記者会見 (16 : 10 終了)
- 3月15日
- ・ 11 : 04 官房長官記者会見 (11 : 13 終了)
- ・ 16 : 10 官房長官記者会見 (16 : 21 終了)
- 3月16日
- ・ 09 : 59 官房長官記者会見 (10 : 11 終了)
- ・ 16 : 18 官房長官記者会見 (16 : 39 終了)
- 3月19日
- ・ 11 : 18 官房長官記者会見 (11 : 33 終了)
- ・ 16 : 06 官房長官記者会見 (16 : 13 終了)
- 3月21日
- ・ 10 : 18 官房長官記者会見 (10 : 29 終了)
- ・ 16 : 05 官房長官記者会見 (16 : 14 終了)
- 3月22日
- ・ 11 : 11 官房長官記者会見 (11 : 22 終了)
- ・ 16 : 02 官房長官記者会見 (16 : 11 終了)
- 3月23日
- ・ 09 : 52 官房長官記者会見 (10 : 00 終了)

・ 16 : 13 官房長官記者会見 (16 : 36 終了)
3月26日
・ 11 : 09 官房長官記者会見 (11 : 23 終了)
・ 16 : 07 官房長官記者会見 (16 : 15 終了)
3月27日
・ 09 : 49 官房長官記者会見 (10 : 00 終了)
・ 16 : 01 官房長官記者会見 (16 : 06 終了)
3月28日
・ 11 : 00 官房長官記者会見 (11 : 13 終了)
・ 16 : 13 官房長官記者会見 (16 : 24 終了)
3月29日
・ 10 : 08 官房長官記者会見 (10 : 17 終了)
・ 16 : 05 官房長官記者会見 (16 : 16 終了)
3月30日
・ 09 : 51 官房長官記者会見 (10 : 02 終了)
・ 18 : 00 総理大臣記者会見 (18 : 31 終了)
4月2日
・ 11 : 11 官房長官記者会見 (11 : 21 終了)
・ 16 : 06 官房長官記者会見 (16 : 21 終了)
4月3日
・ 09 : 50 官房長官記者会見 (10 : 07 終了)
・ 16 : 07 官房長官記者会見 (16 : 14 終了)
4月4日
・ 10 : 05 官房長官記者会見 (10 : 15 終了)
・ 16 : 08 官房長官記者会見 (16 : 22 終了)
4月5日
・ 11 : 12 官房長官記者会見 (11 : 21 終了)
・ 16 : 17 官房長官記者会見 (16 : 39 終了)
4月6日
・ 11 : 02 官房長官記者会見 (11 : 15 終了)
・ 16 : 07 官房長官記者会見 (16 : 18 終了)
4月9日
・ 11 : 11 官房長官記者会見 (11 : 24 終了)
・ 16 : 06 官房長官記者会見 (16 : 18 終了)
4月10日
・ 09 : 58 官房長官記者会見 (10 : 10 終了)
・ 16 : 15 官房長官記者会見 (16 : 32 終了)
4月11日
・ 11 : 00 官房長官記者会見 (11 : 14 終了)
・ 16 : 15 官房長官記者会見 (16 : 27 終了)

4月12日

- ・ 11 : 06 官房長官記者会見 (11 : 20 終了)
- ・ 16 : 05 官房長官記者会見 (16 : 28 終了)

4月13日

- ・ 08 : 37 官房長官記者会見 (08 : 38 終了)
- ・ 10 : 09 官房長官記者会見 (10 : 40 終了)
- ・ 12 : 19 官房長官記者会見 (12 : 47 終了)
- ・ 16 : 24 官房長官記者会見 (16 : 56 終了)

4月16日

- ・ 11 : 13 官房長官記者会見 (11 : 31 終了)
- ・ 16 : 12 官房長官記者会見 (16 : 43 終了)

4月17日

- ・ 10 : 13 官房長官記者会見 (10 : 33 終了)
- ・ 16 : 03 官房長官記者会見 (16 : 18 終了)

4月18日

- ・ 11 : 01 官房長官記者会見 (11 : 11 終了)
- ・ 16 : 16 官房長官記者会見 (16 : 27 終了)

4月19日

- ・ 11 : 10 官房長官記者会見 (11 : 20 終了)
- ・ 16 : 08 官房長官記者会見 (16 : 22 終了)

4月20日

- ・ 10 : 10 官房長官記者会見 (10 : 25 終了)
- ・ 16 : 09 官房長官記者会見 (16 : 23 終了)

4月23日

- ・ 11 : 09 官房長官記者会見 (11 : 19 終了)
- ・ 16 : 05 官房長官記者会見 (16 : 13 終了)

4月24日

- ・ 10 : 14 官房長官記者会見 (10 : 22 終了)
- ・ 16 : 18 官房長官記者会見 (16 : 39 終了)

4月25日

- ・ 11 : 07 官房長官記者会見 (11 : 21 終了)
- ・ 16 : 13 官房長官記者会見 (16 : 25 終了)

4月26日

- ・ 11 : 02 官房長官記者会見 (11 : 15 終了)
- ・ 16 : 07 官房長官記者会見 (16 : 23 終了)

4月27日

- ・ 10 : 11 官房長官記者会見 (10 : 30 終了)
- ・ 16 : 19 官房長官記者会見 (16 : 38 終了)

5月1日

- ・ 総理外遊のため午前、午後とも定例会見取りやめ

※ 5月以降の官房長官記者会見については、東日本大震災関連の発言があった場合、内容に応じて掲載する

5月18日 第2回復興推進会議

10月16日 第3回復興推進会議

11月27日 第4回復興推進会議

平成25年

1月10日 第5回復興推進会議

1月29日 第6回復興推進会議

3月 7日 第7回復興推進会議

7月 2日 第8回復興推進会議

平成26年

1月17日 第9回復興推進会議

3月10日 第10回復興推進会議

9月16日 第11回復興推進会議

平成27年

3月10日 第12回復興推進会議

6月24日 第13回復興推進会議

10月16日 第14回復興推進会議

平成28年

3月10日 第15回復興推進会議

8月 8日 第16回復興推進会議

8月31日 第17回復興推進会議

平成29年

3月10日 第18回復興推進会議

8月 8日 第19回復興推進会議

平成30年

3月 9日 第20回復興推進会議

10月 5日 第21回復興推進会議

平成31年／令和元年

3月 8日 第22回復興推進会議

9月20日 第23回復興推進会議

12月19日 第24回復興推進会議

静岡県東部を震源とする地震に対する政府の対応

平成23年3月15日

- ・ 22：45 緊急参集チーム協議開始
- ・ 緊急参集チーム確認事項

- 1 被害情報の収集に全力を挙げるとともに、被災者の速やかな救出・救助活動に全力を尽くす。
- 2 被害の状況に応じ、緊急消防援助隊、警察広域緊急救助隊、災害派遣医療チーム（DMAT）、自衛隊の災害派遣による被災地への広域派遣を行い、被災者の救出・救助に万全を期す。
- 3 東北地方太平洋沖地震に関連する救助・救援活動は計画どおり実施するが、状況に応じて一時的に東海地方の部隊の任務転用も考慮する。
- 4 地方自治体と的確な連携を図りながら、政府一体となって適切に対応する。

宮城県沖を震源とする地震に対する政府の対応

平成23年4月7日

- ・ 23 : 39 緊急参集チーム招集
- ・ 23 : 45 総理指示

被災状況の確認に全力を挙げるとともに、人命救助に全力を挙げること。

4月8日

- ・ 00 : 03 緊急参集チーム協議開始
- ・ 00 : 24 緊急参集チーム協議確認事項

1. 東日本大震災の被災状況を踏まえ、特に原子力発電所をはじめ、被害情報の収集に全力を挙げるとともに、被災者の速やかな救出・救助活動に全力を尽くす。
2. 既に派遣している緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、海上保安庁の救援部隊、災害派遣中の自衛隊により、被災者の救出・救助に万全を期す。
3. 地方自治体と的確な連携を図りながら、政府一体となって適切に対応する。

- ・ 02 : 00 宮城政府現地対策本部会議
阿久津本部長代行指示

避難所、避難者の状況を正確に把握すること。

福島県浜通りを震源とする地震に対する政府の対応

平成23年4月11日

- ・ 17 : 20 緊急参集チーム招集
- ・ 17 : 25 総理指示

被災状況、特に原発の状況の確認に全力を挙げるとともに、人命救助に全力を挙げること

- ・ 17 : 30 緊急参集チーム協議開始
- ・ 17 : 49 緊急参集チーム協議確認事項

1. 東日本大震災の被災状況を踏まえ、特に原子力発電所をはじめ、被害情報の収集に全力を挙げるとともに、既に派遣している緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、海上保安庁の救援部隊、災害派遣中の自衛隊により、被災者の速やかな救出・救助活動に全力を尽くす。

2. 地方自治体との確な連携を図りながら、政府一体となって適切に対応する。

福島県中通りを震源とする地震に対する政府の対応

平成23年4月12日

- ・14:10 緊急参集チーム招集
- ・14:13 総理指示

人命救助に全力を挙げるとともに、被災状況、特に原発の状況の確認に全力を挙げる

- ・14:27 緊急参集チーム協議開始
- ・14:36 緊急参集チーム協議確認事項

1. 東日本大震災の被災状況を踏まえ、特に原子力発電所や避難所など、被害情報の収集に全力を挙げる。
2. 既に派遣している緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、海上保安庁の救援部隊、災害派遣中の自衛隊により、被災者の速やかな救出・救助活動に全力を尽くす。
3. 地方自治体との確な連携を図りながら、政府一体となって適切に対応する。

3. 被害状況等（未確認情報を含む）

（1）人的被害

【東北地方太平洋沖地震】（消防庁 令和7年3月1日）

都道府県名	死者	行方不明	負傷者
北海道	1		3
青森県	3	1	110
岩手県	5,147	1,107	213
宮城県	10,571	1,215	4,148
秋田県			11
山形県	3		45
福島県	3,948	224	183
茨城県	66	1	714
栃木県	4		133
群馬県	1		42
埼玉県	1		104
千葉県	22	2	268
東京都	8		119
神奈川県	7		137
新潟県			3
山梨県			2

長野県			1
静岡県			3
三重県			1
大阪府			1
高知県			1
合 計	19,782	2,550	6,242

※死者は震災関連の死者を含む。

※被害状況には、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の余震による被害（別に消防庁において被害状況のとりまとめを行っている令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震及び令和3年3月20日に発生した宮城県沖を震源とする地震による被害を除く。）を含むほか、平成23年3月11日以降に発生した余震域外の被害の区別が不可能な地震による被害を含む。（2）住家被害等において同じ。

（参考）阪神・淡路大震災の被害（兵庫県庁HP：平成18年5月19日消防庁確定）

死者：6,434名、行方不明：3名、負傷者：43,792名

＜余震による被害の内訳（死者・行方不明者が発生したものに限る。）＞

- ・宮城県沖を震源とする地震（4/7）による被害 死者4名
- ・福島県浜通りを震源とする地震（4/11）による被害 死者4名
- ・千葉県東方沖を震源とする地震（H24/3/14）による被害 死者1名
- ・三陸沖を震源とする地震（H24/12/7）による被害 死者1名

（2）住家被害等

【東北地方太平洋沖地震】（消防庁 令和7年3月1日）

（住家被害・非住家被害：棟、火災：件）

都道府県名	住家被害					非住家被害		火災
	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	
北海道		4	7	329	545	17	452	4
青森県	308	701	1,005				1,402	11
岩手県	19,508	6,571	19,068		6	529	4,179	33
宮城県	83,005	155,131	224,202		7,796	9,948	16,848	137
秋田県			5					1
山形県		14	1,249			8	124	2
福島県	15,483	83,698	141,065	1,061	351	1,010	36,882	38
茨城県	2,637	25,054	190,537	33	610	1,763	22,644	31
栃木県	261	2,118	74,173			718	9,706	
群馬県		7	17,679					2
埼玉県	24	199	16,511			95		12
千葉県	807	10,313	57,505	61	455	12	827	18
東京都	20	223	6,570			419	786	35
神奈川県		41	459				13	6
新潟県			17			4	5	

山梨県			4			1	1	
静岡県			13		5			
三重県				2				
大阪府						3		
徳島県				2	9			
高知県				2	8			
合計	122,053	284,074	750,069	1,490	9,785	14,527	93,869	330

※宮城県の前住家被害について、公共建物とその他の区分が整理できていない市町村の数値は、公共建物として計上。

(参考) 阪神・淡路大震災の被害(兵庫県庁HP:平成18年5月19日消防庁確定)

全壊:104,906棟、半壊:144,274棟、全焼:7,036棟、半焼:96棟、部分焼:333棟、一部損壊:390,506棟、前住家被害:42,496棟

(3) 交通遮断状況

【東北地方太平洋沖地震】(警察庁 平成30年3月1日17:00)

	道路損壊	橋梁損壊	鉄軌道
青森県	2		
岩手県	30	4	
宮城県	390	12	26
秋田県	9		
山形県	21		
福島県	187	3	
東京都	295	55	
茨城県	307	41	
栃木県	257		2
群馬県	36		
埼玉県	160		
千葉県	2,343		1
神奈川県	160	1	
岐阜県	1		
合 計	4,198	116	29

【長野県北部を震源とする地震 (3/12)】

鉄軌道(長野県(2))(警察庁 平成23年3月21日07:00)

◇鉄道(国土交通省 令和6年3月1日17:00)

・運転休止路線なし

◇空港(国土交通省 令和6年3月1日17:00)

・仙台空港含め、被災地周辺の13空港全て利用可能

◇港湾（国土交通省 令和6年3月1日 17:00）

- ・被災港湾の公共岸壁（水深4.5m以深）373箇所全て利用可能

◇道路規制（国土交通省 令和6年3月1日 17:00）

- ・被災による通行止めなし

◇河川（国土交通省 令和6年3月1日 17:00）

- ・北上川、阿武隈川、利根川等の直轄河川で堤防崩壊等2,115箇所の被害発生。

◇海岸（国土交通省 令和6年3月1日 17:00）

- ・岩手県、宮城県、福島県3県の海岸堤防約300kmのうち約190kmが全壊・半壊
- ・津波により561km²が浸水被害（航空写真及び衛星画像判読済み分）

（4）ライフライン等の状況

◇電気（停電）（経済産業省 平成26年9月11日 12:00）

○東北電力管内：家屋流出地域などを除いて平成23年6月18日までに復旧済み（平成23年8月3日15:00現在）。なお、平成23年5月26日16時時点で、家主不在等で送電を保留している家屋（約1万戸）、津波による家屋等流出地域（約7万8千戸）、福島県内の立入制限区域内（約3万1千戸）が存在。また、平成26年9月1日時点で、福島県内の立入制限区域内（2万3千戸）が残存。

〔参考情報〕平成23年7月16日時点で停止中の発電所（東北電力管内）

- ・東北電力(株)女川原子力発電所 1、2、3号機
- ・仙台火力発電所 4号機（平成24年2月8日時点で復旧済み。）
- ・新仙台火力発電所 1、2号機
（1号機は、平成23年12月27日時点で復旧済み。2号機は、平成23年10月31日付けで廃止。）
- ・原町火力発電所 1、2号機
（平成25年3月29日時点で2号機が、平成25年4月26日時点で1号機がそれぞれ復旧済み。）

○東京電力管内（延べ停電戸数約405万戸）、北海道電力管内（同約3千戸）、中部電力管内（同約4百戸）の停電は復旧済み

〔参考情報〕平成23年8月8日時点で停止中の発電所（東京電力管内）

- ・東京電力(株)福島第一原子力発電所 1～6号機
（1～4号機は平成24年4月19日に、5及び6号機は平成26年1月31日に廃止となった。）
- ・東京電力(株)福島第二原子力発電所 1～4号機
- ・広野火力発電所 2、4号機
（平成23年7月11日時点で2号機が、平成23年7月14日時点で4号機がそれぞれ復旧済み。）
- ・常陸那珂火力発電所 1号機（平成25年5月15日時点で復旧済み。）

◇ガス（供給停止）

- ・一般ガス（経済産業省 平成23年5月6日 10:00）
5月3日までに家屋流出地域を除いた約42万戸が復旧済み。

- ・簡易ガス（経済産業省 平成 23 年 4 月 22 日 17:00）
復旧済み。

◇水道（断水）（国土交通省 令和 7 年 3 月 1 日現在）

- ・津波により家屋等が流出した地域（3 県 3.4 万戸）を除き、断水被害は平成 23 年 9 月 30 日までに全て復旧した。津波により家屋等が流出した地域については、復興にあわせて復旧・整備を進めている。

岩手県	《17,608 戸（家屋等流出地域のみ）》大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、宮古市
宮城県	《16,391 戸（家屋等流出地域のみ）》仙台市、気仙沼市、女川町、石巻広域水道（石巻市、東松島市）、南三陸町
福島県	《500 戸（家屋等流出地域のみ）》南相馬市 ※双葉地方水道企業団を構成する 5 町のうち、双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域は、除染作業の進捗にあわせ、被害調査等を実施している。

◇通信（総務省 令和 7 年 3 月 1 日現在）

区分	事業者	被害状況等
固定電話	N T T 東日本	○ 帰還困難区域内を除き復旧済み ※当該区域の通信サービスは機能回復し使える状況ではあるが、故障対応等において日数を要する場合あり
	N T T コミュニケーションズ	○ 復旧済み
	K D D I	○ 復旧済み
	ソフトバンク	○ 復旧済み
携帯電話等	N T T ドコモ	○ 復旧済み
	K D D I (a u)	○ 復旧済み
	ソフトバンク	○ 復旧済み

◇放送（総務省 平成 24 年 3 月 23 日現在）

- ・停波していた中継局はすべて復旧済み。

◇郵政（総務省 令和 7 年 3 月 1 日現在）

○業務運行

郵便	・郵便業務は、福島県の福島第一原発事故による避難指示区域を除き、全て再開。（平成 29 年 4 月 1 日現在）
ゆうパック及びゆうメール等	・ゆうパック及びゆうメール等の業務は、福島県の福島第一原発事故による避難指示区域を除き、全て再開。（平成 29 年 4 月 1 日現在）

	在)
--	----

○郵便局の営業状況（令和7年3月1日現在（簡易局を除く。））

東北6県全郵便局（1929局）中、東日本大震災の影響により一時閉鎖している郵便局は27局（約1%）（2011年9月30日時点で原発避難指示区域であった地域に所在する郵便局11局を含む）。

県名（県内総局数）	営業可能局
青森県(268局)	全局
岩手県(307局)	303局（約99%）
宮城県(362局)	352局（約97%）
秋田県(273局)	全局
山形県(288局)	全局
福島県(431局)	418局（約97%）

※東日本大震災の影響により、一時閉鎖している郵便局名は、日本郵政グループのホームページに掲載

○対応状況

- ・ゆうちょ銀行、かんぽ生命において非常取扱いを実施中。
- ・義援金送付のための現金書留に係る郵便料金を免除（平成23年3月14日発表。令和7年3月1日現在、2団体で実施中。）。
- ・平成24年10月29日に避難指示解除準備区域である福島県南相馬市小高郵便局のATMを再開。
- ・平成24年11月1日岩手県4局、宮城県1局の簡易郵便局が再開。
- ・平成24年12月21日に宮城県気仙沼鹿折郵便局（気仙沼浜町郵便局より改称）が再開。
- ・平成24年12月25日に福島県二枚橋郵便局が再開。
- ・平成25年3月15日に岩手県田の浜簡易郵便局が再開。
- ・平成25年3月22日に岩手県大船渡駅前郵便局（大船渡大通郵便局より改称）が再開。
- ・平成25年4月1日に福島県郡山市役所内郵便局が再開。
- ・平成25年4月10日に福島県小高郵便局が再開。
- ・平成25年5月13日に宮城県大浦簡易郵便局が再開。
- ・平成25年7月3日に岩手県崎浜簡易郵便局が再開。
- ・平成25年7月16日から相馬郵便局周辺において車両型郵便局の業務提供を実施（平成28年3月11日に終了）。
- ・平成25年7月29日に岩手県立根簡易郵便局が再開。
- ・平成25年10月25日に岩手県玉の脇簡易郵便局が再開
- ・平成25年10月28日に福島県比曽簡易郵便局が再開
- ・平成26年11月4日に宮城県玉浦西簡易郵便局（寺島簡易郵便局より改称）が再開。
- ・平成27年3月2日に岩手県箱崎簡易郵便局（箱崎郵便局より局種変更）が再開。
- ・平成27年6月15日から一時閉鎖中の歌津郵便局周辺において車両型郵便局の業務提供を実施（現在も継続中）。
- ・平成27年10月13日に福島県檜葉郵便局が再開。

- ・平成28年3月14日に福島県磯部簡易郵便局（磯部郵便局より局種変更）が再開。
- ・平成28年6月13日に福島県葛尾郵便局が再開。
- ・平成28年6月27日岩手県平井賀郵便局が再開。
- ・平成29年4月4日に福島県浪江郵便局が再開。
- ・平成29年4月5日に福島県富岡郵便局が再開。
- ・平成29年4月17日に宮城県石巻のぞみ野郵便局（石巻門脇郵便局より改称）が再開。
- ・平成29年5月22日に福島県飯崎簡易郵便局が再開。
- ・平成29年10月16日に宮城県荒井東郵便局（仙台荒浜郵便局より改称）が再開。
- ・平成29年11月20日に福島県山木屋郵便局が再開。
- ・平成30年4月23日に岩手県陸前小友郵便局が再開。
- ・平成30年5月28日に岩手県片岸簡易郵便局が再開。
- ・平成31年4月15日に岩手県織笠郵便局、福島県大倉簡易郵便局が再開。
- ・令和元年6月3日に福島県小宮簡易郵便局が再開。
- ・令和2年4月13日に宮城県北上郵便局、閑上郵便局が再開。
- ・令和3年4月12日に岩手県島越郵便局が再開。
- ・令和3年4月16日に宮城県歌津郵便局が再開。
- ・令和3年5月19日に宮城県気仙沼仲町郵便局（気仙沼魚市場前郵便局より改称）が再開。
- ・令和4年4月11日に福島県大熊郵便局が再開。
- ・令和4年11月7日に宮城県大原浜郵便局が再開。
- ・令和6年3月7日に福島県双葉郵便局が再開。

◇石油精製施設（経済産業省 平成26年9月11日17:00）

- ・操業停止の製油所
（鹿島石油（平成23年6月4日に一部再開、平成23年12月21日に復旧）、
JX仙台（平成24年3月9日に復旧）、コスモ千葉（平成24年4月28日に復旧））

（５）東日本大震災における被害額の推計（内閣府 平成23年6月24日）

項目	被害額
建築物等 （住宅・宅地、店舗・事務所、工場、機械等）	約10兆4千億円
ライフライン施設 （水道、ガス、電気、通信・放送施設）	約1兆3千億円
社会基盤施設 （河川、道路、港湾、下水道、空港等）	約2兆2千億円
農林水産関係 （農地・農業用施設、林野、水産関係施設）	約1兆9千億円

等)	
その他 (文教施設、保健医療・福祉関係施設、 廃棄物処理施設、その他公共施設等)	約 1 兆 1 千億円
総計	約 1 6 兆 9 千億円

(注) 各県及び関係府省からのストック（建築物、ライフライン施設、社会基盤施設等）の被害額に関する提供情報等に基づき、内閣府(防災担当)においてとりまとめたもの。今後、被害の詳細が判明するに伴い、変動がありうる。また、四捨五入のため合計が一致しないことがある。

(6) その他

【東北地方太平洋沖地震】(警察庁 平成 30 年 3 月 1 日 17:00)

	山崖崩れ	堤防決壊		山崖崩れ	堤防決壊
岩手県	6		栃木県	40	
宮城県	51	45	群馬県	9	
山形県	29		千葉県	55	
福島県	9		神奈川県	2	
東京都	6		合計	207	45

【長野北部を震源とする地震】山崖崩れ（長野県(2)）(警察庁 平成 23 年 3 月 21 日 07:00)

4. 被災者支援の状況

(1) 避難の状況（復興庁 令和7年2月1日）

所在都道府県別の避難者等の数（令和7年2月1日現在）

（単位：人、団体数）

所在 都道府県	施設別			計	所在 市区町村数
	A 応急仮設住 宅等及びそ れ以外の賃 貸住宅等	B 親族・ 知人宅等	C 病院等		
1 北海道	477	262	5	744	42
2 青森県	18	79	1	98	9
3 岩手県	0	300	1	301	20
4 宮城県	11	685	5	701	26
5 秋田県	136	211	1	348	15
6 山形県	531	620	8	1,159	22
7 福島県	479	(※1) 4,487	—	4,966	(※2) 20
8 茨城県	907	1,353	15	2,275	40
9 栃木県	361	792	4	1,157	20
10 群馬 県	153	284	6	443	20
11 埼玉 県	674	1,537	17	2,228	55
12 千葉 県	506	880	4	1,390	38
13 東京 都	1,327	1,186	14	2,527	50
14 神奈 川県	40	1,139	6	1,185	20
15 新潟 県	974	786	3	1,763	22
16 富山 県	21	58	0	79	8
17 石川 県	48	22	0	70	7

1 8 福井 県	41	6	0	47	6
1 9 山梨 県	<u>288</u>	<u>126</u>	0	<u>414</u>	15
2 0 長野 県	304	181	1	486	24
2 1 岐阜 県	<u>47</u>	85	0	<u>132</u>	<u>16</u>
2 2 静岡 県	<u>205</u>	<u>156</u>	0	<u>361</u>	29
2 3 愛知 県	<u>685</u>	78	<u>3</u>	<u>766</u>	<u>40</u>
2 4 三重 県	<u>45</u>	<u>35</u>	0	<u>80</u>	13
2 5 滋賀 県	55	<u>82</u>	0	<u>137</u>	12
2 6 京都 府	<u>60</u>	<u>182</u>	0	<u>242</u>	13
2 7 大阪 府	<u>195</u>	<u>217</u>	<u>2</u>	<u>414</u>	<u>20</u>
2 8 兵庫 県	<u>291</u>	<u>177</u>	0	<u>468</u>	21
2 9 奈良 県	32	13	0	45	10
3 0 和歌 山県	16	7	0	23	6
3 1 鳥取 県	36	<u>18</u>	0	<u>54</u>	3
3 2 島根 県	<u>31</u>	<u>15</u>	4	<u>50</u>	6
3 3 岡山 県	526	<u>282</u>	0	<u>808</u>	<u>14</u>
3 4 広島 県	<u>102</u>	<u>221</u>	1	324	12
3 5 山口 県	<u>15</u>	<u>19</u>	0	<u>34</u>	6
3 6 徳島 県	11	10	0	21	7
3 7 香川	<u>31</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>34</u>	6

県					
38 愛媛県	16	9	0	25	2
39 高知県	5	24	0	29	5
40 福岡県	272	91	0	363	32
41 佐賀県	60	17	0	77	8
42 長崎県	22	14	0	36	5
43 熊本県	134	58	0	192	10
44 大分県	65	6	2	73	11
45 宮崎県	95	124	0	219	11
46 鹿児島県	52	31	0	83	12
47 沖縄県	115	28	1	144	19
合 計	10,515	16,995	105	27,615	828

(注1) A欄の応急仮設住宅等とは、災害救助法に基づき供与される建設型仮設住宅、借上型仮設住宅等であり、それ以外の賃貸住宅等とは、民間賃貸住宅、公営住宅等である。なお、宮城県、福島県は応急仮設住宅等の集計となっている。

(注2) 福島県のB欄(※1)には親戚・知人宅のほか、施設・病院、県の借上げでない住宅、社宅等への避難者数が含まれており、所在市区町村数については、当該欄の数値(※2)以外に避難者が所在する市町村があり得る場合がある。

自県外への避難者数は、福島県から19,673人、宮城県から846人、岩手県から529人となっている。

(2) 仮設住宅等の状況

・ 応急仮設住宅の状況(国土交通省 平成25年9月4日)

	必要戸数	着工済戸数	完成戸数
岩手県	13,984	13,984	13,984
宮城県	22,095	22,095	22,095
福島県	17,233	16,800	16,800
茨城県	10	10	10
千葉県	230	230	230
栃木県	20	20	20
長野県	55	55	55

計	53,627	53,194	53,194
---	--------	--------	--------

- ・ 国家公務員宿舎等の提供状況（復興庁 平成 24 年 9 月 3 日現在）
受入可能戸数 65,222 戸（国家公務員宿舎等 40,420 戸、公営住宅等 24,802 戸）
うち提供済み 19,429 戸（国家公務員宿舎等 10,534 戸、公営住宅等 8,895 戸）

- ・ 雇用促進住宅入居状況（厚生労働省 令和 7 年 3 月 1 日現在）
入居戸数 0 戸
※平成 30 年 10 月末をもって、入居受け入れを終了

（３）ボランティア活動の状況（厚生労働省平成 30 年 3 月 31 日現在）

- ・ 災害ボランティアセンターの設置ヶ所数（ピーク時）
岩手県 27 ヶ所、宮城県 39 ヶ所、福島県 38 ヶ所
- ・ 災害ボランティアセンターの紹介によりボランティア活動を行った者の延べ人数
（平成 30 年 1 月 31 日活動終了）
岩手県 約 555,600 名、宮城県 約 766,400 名、福島県 約 223,500 名

（４）雇用・労働関係

- ・ 被災地における相談実績（厚生労働省 平成 24 年 3 月 23 日 14:00）

	岩手労働局	宮城労働局	福島労働局
震災関係窓口相談			
ハローワークにおける相談件数(3/28-6/26)			
労働者	153,975	196,463	143,118
事業主からの相談	8,893	26,755	22,415
労働基準監督署における相談(3/22-7/6)	2,784	6,629	10,292
出張相談(2/29 現在)	6,127	7,115	4,272
電話相談(岩手(6/26 現在)・宮城(4/17 まで)は土日のみ、福島は5/31 現在)	321	1,457	1,898

（５）救助活動

救出等総数：27,157名

	警察庁	消防庁	海上保安庁	防衛省
3月11日	32名	3名	18名	19,286名
3月12日	397名	2,180名	229名	
3月13日	1,631名	2,639名	28名	
3月14日	448名	238名	19名	
3月15日	1,183名	2名	24名	
3月16日	27名	—	24名	
3月17日	29名	—	1名	

3月18日～4月19日	2名	2名	17名	
計	3,749名 (うち1,302名は 消防と共同)	5,064名 (うち1,302名は 警察と共同)	360名	19,286名

※警察庁及び消防庁については、報告を受け、確認できた実数

※各機関等による救出救助については、共同した救出救助活動を実施しているため、数については重複している場合もある。

(6) 主要緊急物資の支援最終実績 (内閣府 平成23年5月23日)

区分	調達品目		実績
食糧・飲料水		パン(食)	9,391,373
		即席麺類(食)	2,557,730
		おにぎり・もち・包装米飯(食)	3,501,074
		精米(食)	3,357,313
		その他(缶詰等)(食)	7,401,744
		食糧計	26,209,234
		飲料水(本)	7,937,171
生活用品		トイレトペーパー(個)	379,695
		毛布(枚)	409,672
		おむつ(枚)	395,521
		一般薬(箱)	240,314
		マスク(枚)	4,380,442
燃料		燃料等(リットル)	16,031,000

※3月11日から4月20日までに実施した被災者生活支援チームによる物資支援の最終実績。4月21日からは県による調達・配送の枠組みへ移行。

(海上保安庁)

平成23年3月11日

- ・本庁対策本部に「緊急輸送対応班」を設置し、対外調整等を実施

3月12日

- ・二管区本部に避難した住民に対する毛布200枚、非常食糧(クラッカー240缶)を陸路輸送
- ・巡視船により、室蘭港から青森港まで救援物資(飲料水2L×3,000本、おにぎり5,000個、パン5,000個;北海道提供)を搬送

3月13日

- ・釜石港において、航空機及び巡視艇による事前調査実施（推進、着岸壁、港口等）
- ・八戸港沖の入港待機漁船に対し、食糧等支援物資を提供
- ・岩手県尾崎白浜の孤立した被災者に対し、発電機用燃料を提供

3月14日

- ・巡視船の現場派遣に合わせ、神奈川県から岩手県への支援米（500Kg）を搬送

3月15日

- ・茨城県大洗港着岸中の巡視船により清水（約18トン）を提供
- ・江島の孤立者に対し、巡視船及び搭載機により飲料水（500ml×384本）を提供

3月18日

- ・釜石港にて給水車9台等に対し、巡視船搭載の清水約8トン、ガソリン6缶（120リットル）を提供
- ・釜石港にて、岩手県振興局手配のトラックに対し、巡視船搭載の救援物資（ポリタンク50個、バナナ80本入り4箱、リンゴ38個入り16箱、カップ麺600個等）を提供
- ・茨城県大洗港にて、給水車15台に対し、巡視船搭載の清水約35トンを提供

3月19日

- ・仙台塩釜港仙台区にて、宮城県（陸上自衛隊経由）に対し、巡視船搭載の救援物資（補給水タンク2個、リヤカー20台、簡易ベッド50台、移動式発電機5台、軽油20L×5缶、ガソリン20L×5缶、毛布300枚）を提供
- ・茨城県大洗港にて、大洗町等に対し、巡視船搭載の清水約10.5トンを提供

3月20日

- ・ヘリにて、救援物資を仙台塩釜港から宮城県雄勝町及び南三陸町へ搬送

3月21日

- ・釜石漁港にて、岩手県大槌町（陸上自衛隊経由）に対し、仙台塩釜港仙台区で積載した救援物資（菓子、カップ麺10箱等）を搬送
- ・釜石港にて、岩手県釜石市への、救援物資（毛布223枚等）を搬送

3月22日

- ・小名浜港にて、福島県に対し、巡視船搭載の軽油40キロリットルを提供

3月28日

- ・大船渡市合足地域被災者に対して、災害支援車両用に燃料を提供

3月30日

- ・巡視船により博多港から釜石港救援物資（食糧、日用品等約4.5トン：一般企業提供）を搬送

4月4日

- ・釜石港において、市民28名に対し、巡視船による入浴支援を実施。

4月5日

- ・釜石港において、市民39名に対し、巡視船による入浴支援を実施。

4月6日

- ・宮城県霞の目飛行場において、宮城県に対し、巡視船及び航空機による支援物資（サーマルバッグ900枚等）の搬送を実施。

4月7日

- ・青森空港において、青森県に対し、巡視船及び航空機による支援物資（サマルバグ 300 枚等）の搬送を実施。
- ・釜石港において、岩手県に対し、巡視船及び航空機による支援物資（サマルバグ 300 枚等）の搬送を実施。

4月14日

- ・仙台塩釜港において、宮城県に対し、巡視船による支援物資（身体保護・緊急搬送用マット 600 枚）の搬送を実施

4月15日

- ・八戸港において、青森県に対し、巡視船による支援物資（身体保護・緊急搬送用マット 50 枚）の搬送を実施

（防衛省）

（平成 23 年 12 月 26 日）

支 援 状 況	物資等輸送	13,906トン
	給水支援	32,985トン
	給食支援	5,005,484食
	燃料支援	1,606kL
	入浴支援	1,092,585名

（総務省）

3月12日

- ・被災地へのラジオ端末提供を要請。パナソニック（1万台）、ソニー（3万台）、ジャパン FMネットワーク（FM東京系）（1500 台）、NHK（760 台）など計4万台以上のラジオが被災地に到着。
- ・（社）日本アマチュア無線連盟に対し、アマチュア無線機器の提供等について要請。（同日以降、非常通信用周波数を運用し、避難所情報等の提供を開始。アマチュア無線 300 台を、被災地に貸出）
- ・宮城県及び新潟県津南町から災害対策用移動通信機器の貸出要請があり、宮城県に対してはMCA無線 70 台及び簡易無線 70 台を貸出済み。新潟県津南町に対しては簡易無線 15 台を貸出済み。

3月13日

- ・福島県及び福島県須賀川市から災害対策用移動通信機器の貸出要請があり、福島県に対してはMCA無線 10 台を、福島県須賀川市に対してはMCA無線 60 台を貸出。
- ・携帯電話事業者に対し、県災害対策本部等への衛星携帯電話の貸出について要請。（岩手・宮城・福島県災害対策本部に追加貸出。）

3月14日

- ・総務省から（財）移動無線センター及び（財）日本移動通信システム協会に対し、被災地支援を要請。（MCA無線を被災地に計 130 台貸出）
- ・総務省から（社）全国陸上無線協会に対し、被災地支援を要請。（要請を受けたメーカー等から各県災害対策本部等に簡易無線計 1,021 台貸出）

3月15日

- ・総務省の協力依頼を受け、日本通信（株）が宮城県・福島県災害対策本部を通じ避難所等にＩＰ携帯電話端末（スマートフォン）約 200 台を貸与
- ・国際電気通信連合（ＩＴＵ）に衛星携帯電話の無償提供に関する支援を依頼。合計 153 台の衛星携帯電話の無償提供を受けることとした。（第 1 便 45 台は 3 月 18 日（金）に、第 2 便 78 台は 20 日（日）に、第 3 便 30 台は 22 日（火）にそれぞれ総務本省に到着し、県等に順次無償貸与。）
- ・宮城県から災害対策用移動通信機器の貸与要請があり、MCA 無線 40 台及び簡易無線 115 台を貸与。

3月19日

- ・ＩＴＵから貸出を受けた衛星携帯電話 10 台を岩手県災害対策本部に貸出。

3月29日

- ・岩手県災害対策本部、宮城県災害対策本部等に対し、携帯ラジオ 1 万台を配布。

（法務省）

- ・避難所に刑務所が所有する毛布・非常食等の支援物資を提供（毛布 3,500 枚、マスク 5,000 枚、簡易トイレ 32 台、アルファーマ 2,800 食等）。
- ・福島自立更生促進センターの浴場を被災者に開放
- ・宮城県教育庁救援物資対策グループに、東京入国管理局が所有するマスク 5 万枚を提供。

（厚生労働省）

- ・医療用酸素ボンベ（7000L）を、宮城県に 538 本、岩手県に 68 本搬送
- ・破傷風トキソイドワクチンを、宮城県に 100 本搬送
- ・透析輸液を、宮城県に 270 本搬送
- ・ダイアライザーを、宮城県に 2,000 本搬送
- ・救急セットを、6,000 個搬送
- ・病院食（無洗米 1,000kg、水 1,320L、お粥 2,006 パック、濃厚流動食 2,520 本）を、宮城県に搬送
- ・紙おむつを、岩手県、宮城県、福島県等に 214 万枚搬送
- ・一般医薬品および衛生材料の詰め合わせ 780 パックを、水産庁漁業取締船を利用し発送
- ・毛布 1,000 枚を、宮城県に搬送
- ・ウェットティッシュ 7,600 個及び消毒洗浄ジェル 9,000 個を、宮城県に搬送
- ・医療用医薬品（10 t）を、宮城・岩手の現地医師会に搬送
- ・生理用品の補給要請（岩手県、宮城県、福島県）に対して、190 万枚搬送
- ・マスクの補給要請（岩手県、宮城県、福島県）に対して、124 万枚搬送
- ・日本生協連等は、被災者支援のための緊急支援物資を配送。主に岩手県、宮城県、福島県の各生協に水・食料・毛布など約 1,017 万点を提供（3/30）
- ・各地の生協は、被災地現地での物資運搬等のためのガソリンを 75.1 キロリットル、軽油 119.6 キロリットル、灯油 147 キロリットルをタンクローリーで提供。（3/31）
- ・慢性疾患薬などの医療用医薬品を、日本ジェネリック医薬品学会が、日本ジェネリック製

薬協会（JGA）の協力により3月26日までに宮城県及び福島県へ搬送済。

- ・岩手県、宮城県及び福島県の災害対策本部の要請を受け、労災保険による重大災害等への救急薬品の配布として、岩手県へ消毒薬や湿布薬などの一般用医薬品1,500個を搬送済み（23日15時）。また、宮城県、福島県に対して一般用医薬品8,000個を搬送済。（29日17時）
- ・成人用、小児用の歯ブラシ約206,000本などの被災地向けの歯科保健医療に関する救援物資を、日本歯科医師会等の協力により宮城県・岩手県・福島県に送付済（3/24,30）
- ・抗菌薬、糖尿病治療薬、降圧剤などの避難所向けの医療用医薬品30トンを、日本製薬工業協会の協力により宮城県・岩手県・福島県に搬送済（3/25）。また、抗菌剤、総合感冒薬などの医療用医薬品4トンを福島県に搬送済（3/30）。
- ・一般用医薬品の補給要請（岩手県、宮城県、福島県）に対して、メーカー各社による直送及び官邸手配のトラックによる配送により、かぜ薬等の一般用医薬品約151,000個・瓶、マスク180,000枚を搬送済（3/23～29）
- ・福祉用具の提供要請（宮城県）に対して、日本福祉用具・生活支援用具協会の協力により、歩行補助つえ100本、マットレス30枚を送付済（4/3～5）
- ・歯科巡回診療車については、日本歯科医師会等の協力の下、累計6台を貸与。
- ・熱救急シートの補給要請（岩手県、福島県）に対して6,000枚を搬送
- ・うがい薬の補給要請（岩手県）に対して5,300本を搬送
- ・歯科保健医療に関する物資補給要請（宮城県・福島県）に対して、日本歯科医師会等の協力により、義歯洗浄剤約55,000錠などを搬送

（文部科学省）

平成23年3月15日

- ・福島県からの要請に基づき、文部科学省から福島県災害対策本部に対してサージカルマスク1万枚を搬送。
- ・福島県からの要請に基づき、文部科学省及び関係機関からタイベックススーツ155着、マスク88,260枚、フェイスマスク30枚、サージカルマスク2,000枚、布手袋399双、ゴム手袋500双、ポケット線量計35台、手術用手袋1,540双、ガムテープ552個、手術帽50個、ゴーグル95個、長靴50足、長靴カバー600枚を搬送

3月18日

- ・福島県からの要請に基づき、文部科学省及び関係機関からタイベックススーツ98着、マスク37,227枚、サージカルマスク5,840枚、布手袋1,706双、ゴム手袋16,218双、ポケット線量計61台、手術用手袋17,545双、ガムテープ360個、手術帽485個、ゴーグル48個、長靴51足、長靴カバー1,574枚、耐火服1着、防塵マスク1,273枚、アノラック7着、手ぬぐい38枚、ビニール手袋1,350双、ビニール紐1個を搬送。

3月25日

- ・福島県からの要請に基づき、文部科学省及び関係機関からタイベックススーツ1,621着、マスク12,367枚、布手袋4,015双、ゴム手袋4,600双、ガムテープ25個、ゴーグル2個、長靴7足、長靴カバー270枚を搬送。

(農林水産省)

- ・平成 23 年 3 月 12 日（土）までの要請（食糧 80 万食、飲料水 27 万本）への対応

① 現地配付済みなし輸送中のもの

岩手県、宮城県、福島県分 食糧 39 万食、飲料水 12 万本

② マッチング中ないし輸送準備のもの

宮城県、福島県分 食料 41 万食（輸送準備中）、飲料水 15 万本（マッチング中）

3 月 14 日 F

- ・漁業取締船「東光丸」が被災地へ粉ミルク（8,000 缶）、水（150 トン）などの支援物資の運送及び救助等のため、東京港有明埠頭から出港

3 月 15 日

- ・木炭練炭等の供給について、被災県から要請があれば、関係団体から木炭等 267 トン、コンロ 750 個の提供が可能
- ・漁業取締船「白竜丸」が粉ミルク（8,000 缶）、カップスープ、おかゆ、水、軽油などの支援物資の運送及び救助等のため、東京港有明埠頭から出港
- ・山形県酒田油槽所の漁業用重油 A 重油を病院へ緊急提供することについて全漁連に依頼すると共に、全農に陸送を依頼し、全農が委託したタンクローリー車に A 重油（14kl）を積み込み、宮城県国保丸森病院に搬入。また、翌日 16 日に東北労災病院に搬入。

3 月 17 日

- ・宮城県から要請があった木炭 10 トン、コンロ 300 個について、16 日に石巻市及び気仙沼市への供給が決定し、17 日朝に現地に到着。
- ・粉ミルク（6,400 缶）等の輸送のため、自衛隊輸送機が愛知県小牧空港を離陸。同日、岩手県いわて花巻空港に着陸。
- ・福島県立医科大学より粉ミルクの在庫が枯渇しているとの要請を受けて、乳業メーカーの協力により、粉ミルク（200 缶）を緊急配送。
- ・漁業調査・取締船 3 隻が、支援物資の輸送等の活動中。東光丸は、釜石港に着岸、粉ミルク（8,000 缶）等の陸揚げを行い、緊急車両、トラック等に軽油（2,260L）を提供。白竜丸は、牡鹿半島表浜地区・福貴浦地区にて、支援物資を周辺住民に引き渡し。

3 月 18 日

- ・岩手県いわて花巻空港から、粉ミルク（6,400 缶）が陸上自衛隊の輸送車等により支援先に向けて配送。
- ・漁業取締船「東光丸」は釜石港にて軽油 9,040L を緊急車両等に提供。同「白竜丸」は牡鹿半島田代島にて水 60L、軽油 60L、スープ 90 食、ミルク 24 缶、おかゆ 81 食を地域住民に引き渡し。

3 月 19 日

- ・漁業取締船「開洋丸」により岩手・釜石港に輸送された粉ミルク（8,000 缶）について、陸上自衛隊の輸送車等により、岩手県、宮城県及び福島県の支援先に向けて配送。
- ・漁業取締船「東光丸」は気仙沼漁港にて軽油 4,400L、水 400L を引き渡し。気仙沼大島に粉ミルク 400 缶、おかゆ 270 食、カップスープ 18,000 食を引き渡し。同「白竜丸」は宮城県大須崎にて粉ミルク 8 缶、おかゆ 80 食、スープ 540 食、軽油 60L を周辺住民に引き渡し。漁業調査船「開洋丸」は、釜石港にてカップ麺 2,500 ケース、緑茶 1,546 ケース、

トイレトペーパー184 ケース、スコップ108 丁を引き渡し。

3月20日

- ・被災県から要請があれば、木炭等 324 トン、コンロ 1,750 個の供給が可能。
- ・漁業取締船「東光丸」は釜石港にて軽油 11KL を引き渡し。同「白竜丸」は宮城県石巻市寄磯、前網、網地島、鮎川にて水 900L、軽油 1,640L、スープ 2,700 食、粉ミルク 120 缶、おかゆ 405 食を引き渡し。漁業調査船「開洋丸」は釜石港にて A 重油 70KL を引き渡し。

3月21日

- ・福島県から木炭 1 トン、コンロ 300 個、宮城県から木炭 10 トン、コンロ 600 個の要請について対応中。福島県は 22 日夕刻に現地到着予定。（現時点の供給可能量として木炭等 323 トン、コンロ 1,450 個を確保。）
- ・福島県から要請があった粉ミルク（7,000 缶）について、福島市内の配達先に配送。
- ・漁業取締船「東光丸」は宮古港にて軽油 46KL を提供。同「白竜丸」は宮城県石巻市金華山、網地島、表浜にて水 160L、軽油 60L、医薬品 12 セット及び紙おむつ 5 箱等を引き渡し。同「なのつ」は仙台塩釜港にてレトルト食品 110 ケース、医薬品 560 セット、紙おむつ 130 箱等を引き渡し。漁業調査船「開洋丸」は宮古港にて A 重油 54KL を提供。

3月22日

- ・福島県（喜多方市）から木炭 1 トン、コンロ 300 個の要請があり、22 日に到着。宮城県（仙台市）から木炭 10 トン、コンロ 600 個の要請があり、木炭は 22 日到着、コンロは 23 日に到着予定。（供給可能量として木炭等 313 トン、コンロ 850 個を確保。）
- ・漁業取締船白竜丸が福貴浦、田代島で食料、軽油、医療品等を引き渡し。
- ・漁業取締船東光丸が宮古港にて A 重油計 68KL を提供。
- ・漁業取締船開洋丸が宮古港にて A 重油計 100KL を提供。

3月23日

- ・漁業取締船東光丸が八戸港にて軽油 44KL を提供。
- ・漁業取締船開洋丸が宮古港にて A 重油 42KL を提供。
- ・漁業取締船なのつが牡鹿半島地区でレトルト食品 5 ケース、スープ 5,400 食、軽油 800L 等を引き渡し。
- ・宮城県に木炭コンロ 600 個が到着。

3月24日

- ・被災者から要請があれば、木炭等 404 トン、コンロ 750 個の供給が可能。

3月25日

- ・調査捕鯨母船日新丸が被災地への灯油、A 重油、食材、衛生用品などの支援物資の運搬のため東京港大井埠頭から出港。

3月28日

- ・東北森林管理局から岩手県内の 5 市町村に対し、現時点で巻きストローブ 100 台等を提供（20 日から継続）
- ・調査捕鯨船「日新丸」は、鮎川、網地島にて、カップ麺 7,700 食、餅 1,500 食、灯油 920 L、紙おむつ 10 箱、等を引渡し。漁業取締船「東光丸」は、「日新丸」等と協力して同地区にて、牛乳 624 本、うどん 210 食等を引渡し。同「白嶺丸」は、「日新丸」等と協力し物

資の引渡し。同「洸星丸」は釜石港にて灯油 2KL を引渡し。

- ・宮城県牡鹿半島周辺の地域に、木炭 5 トン、コンロ 100 個を供給。

3月29日

- ・調査捕鯨船「日新丸」は、石巻漁港にて、漁業取締船「東光丸」、「白嶺丸」、「洸星丸」及び民間漁船と協力し、カップ麺 4 万食、缶詰 1 万 9 千食、灯油 4 KL、紙おむつ 15 箱、牛乳 1,800 本、うどん 1,500 食、を引渡し。漁業取締船「かちどき」は釜石港にて食料や生活用品等の支援物資を引渡し。

3月30日

- ・宮城県及び福島県から要請があった粉ミルク（宮城県：1,400 缶、福島県：288 缶（アレルギー用））について、宮城県内及び福島県内の配達先に配送。

3月31日

- ・被災地から要請があれば、木炭等 603 トン、コンロ等 1,000 個、薪 5 万 1 千束、ガライト 60 トンの供給が可能
- ・調査捕鯨母船「日新丸」は、女川港にて、漁業取締船「東光丸」及び民間漁船と協力し、カップ麺 6,420 食、缶詰 3,460 食、灯油 760 L、紙おむつ 9 箱、牛乳 530 本、うどん 180 食等を引渡し。

4月1日

- ・福島県から要請があった粉ミルク（900 缶）について、福島県内の配達先に配送。
- ・調査捕鯨母船「日新丸」は、石巻港にて、漁業取締船「東光丸」及び民間漁船と協力し、缶詰 12,500 食、灯油 2 KL、紙おむつ 11 箱、牛乳 1,870 本、うどん 690 食等を引き渡し。

4月3日

- ・調査捕鯨母船「日新丸」は、宮古港にて、漁業取締船「東光丸」、「白嶺丸」及び民間漁船と協力し、カップ麺 1 万食、缶詰 6,190 食、灯油 600 L、A 重油 26 KL、紙おむつ 16 箱等を引き渡し。

4月4日

- ・調査捕鯨母船「日新丸」は、宮古港にて、漁業取締船「白嶺丸」及び民間漁船と協力し、A 重油 79 KL を引き渡し。

4月5日

- ・宮城県内の 12 市町に対し、現時点で、薪ストーブ 533 台を提供（4/1～継続）。
- ・調査捕鯨母船「日新丸」は、八戸港にて、A 重油 150KL を引き渡し。

4月8日

- ・宮城県から要請があった粉ミルク（10,000 缶）について、宮城県内の配達先に配送。

（国土交通省）

平成 23 年 3 月 12 日

- ・緊急物資について、全日本トラック協会の協力の下、トラック事業者が食料品約 49 万食、飲料水約 5 万本、毛布 12 万枚などを輸送。
- ・内航タンカーは、燃料油等を 3,900kl、LPG 等を 1,550t 輸送。

3月13日

- ・トラックにより、食料品約20万食、飲料水約25万本、毛布12万枚などを輸送。内航タンカーは、燃料油等を17,540kl、LPG等を850t輸送。

3月14日

- ・大臣より（社）住宅生産団体連合会に対し、概ね2ヶ月で少なくとも3万戸の応急仮設住宅を供給できるよう要請。また、3月15日に各県の要請にこたえられるように供給の促進を要請。さらに、その後の3ヶ月で3万戸程度の供給が行えるよう4月5日に要請。
- ・トラックにより、食料品約62万食、飲料水約38万本、毛布2万枚などを輸送。内航タンカーは、燃料油等を19,860kl輸送。

3月15日

- ・トラックにより、食料品約48万食、飲料水約9万本、毛布1万枚などを輸送。内航タンカーは、燃料油等を38,282kl輸送。

3月16日

- ・トラックにより、食料品約3万食などを輸送。内航タンカーは、燃料油等を31,838kl、LPG等を790t輸送。

3月17日

- ・トラックにより、食料品約42万食、飲料水約41万本、毛布14万枚などを輸送。内航タンカーは、燃料油等を29,830kl輸送。

3月18日

- ・トラックにより、食料品約33万食、飲料水約3万本などを輸送。内航タンカーは、燃料油等を30,720kl、LPG等を790t輸送。

3月19日

- ・トラックにより、食料品約9万食、飲料水約6万本、毛布3万枚などを輸送。JR貨物は、石油列車により燃料油を837kl輸送。内航タンカーは、燃料油等を32,200kl輸送。

3月20日

- ・トラックにより、食料品約192万食、飲料水約32万本、毛布1万枚などを輸送。JR貨物は、石油列車により燃料油を837kl輸送。内航タンカーは、燃料油等を15,340kl、LPG等を380t輸送。

3月21日

- ・トラックにより、食料品約52万食、飲料水約99万本などを輸送。JR貨物は、石油列車により燃料油を932kl輸送。内航タンカーは、燃料油等を47,540kl輸送。

3月22日

- ・トラックにより、食料品約7万食などを輸送。JR貨物は、石油列車により燃料油を837kl輸送。内航タンカーは、燃料油等を31,570kl、LPG等を1,740t輸送。

3月23日

- ・トラックにより、食料品約49万食、飲料水約29万本などを輸送。JR貨物は、石油列車により燃料油を1,282kl輸送。内航タンカーは、燃料油等を39,450kl、LPG等を1,050t輸送。

3月24日

- ・トラックにより、食料品約34万食、飲料水約1万本などを輸送。JR貨物は、石油列車に

より燃料油を 1,372kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 45,970kl 輸送。

3月25日

- ・燃料油等を輸送する内航タンカーが鹿島港入港。燃料油 5,000kl 積載のタンカーが仙台塩釜港（塩釜港区）入港。

トラックにより、食料品約 2 万食などを輸送。JR 貨物は、石油列車により燃料油を 1,277kl

輸送。内航タンカーは、燃料油等を 45,980kl、L P G等を 2,470t 輸送。

3月26日

- ・トラックにより、食料品約 279 万食などを輸送。JR 貨物は、石油列車により燃料油を 1,858kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 53,000kl 輸送。

3月27日

- ・トラックにより、食料品約 56 万食、飲料水約 6 万本などを輸送。JR 貨物は、石油列車により燃料油を 1,908kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 24,440kl 輸送。

3月28日

- ・トラックにより、飲料水約 6 万本などを輸送。JR 貨物は、石油列車により燃料油を 1,952kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 45,990kl、L P G等を 790t 輸送。

3月29日

- ・トラックにより、食料品約 74 万食、飲料水約 7 万本などを輸送。JR 貨物は、石油列車により燃料油を 1,830kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 45,520kl 輸送。

3月30日

- ・トラックにより、食料品約 55 万食、飲料水約 10 万本などを輸送。JR 貨物は、石油列車により燃料油を 1,944kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 55,740kl 輸送。

3月31日

- ・トラックにより、食料品約 26 万食、飲料水約 4 万本などを輸送。JR 貨物は、石油列車により燃料油を 1,805kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 46,440kl、L P G等を 500t 輸送。
- ・岩手県野田村への物流専門家の派遣を終了。

4月1日

- ・トラックにより、食料品約 44 万食、飲料水約 3 万などを輸送。JR 貨物は、石油列車により燃料油を 2,393kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 41,160kl 輸送。

4月2日

- ・JR 貨物は、石油列車により燃料油を 2,464kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 79,910kl 輸送。

4月3日

- ・トラックにより、食料品約 292 万食、飲料水約 22 万本などを輸送。JR 貨物は、石油列車により燃料油を 2,313kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 61,980kl、L P G等を 450t 輸送。

4月4日

- ・トラックにより、食料品約 9 万食などを輸送。JR 貨物は、石油列車により燃料油を 2,341kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 47,080kl、L P G等を 730t 輸送。

4月5日

- ・トラックにより、食料品約6万食などを輸送。JR貨物は、石油列車により燃料油を2,456kl輸送。内航タンカーは、燃料油等を43,920kl輸送。

4月6日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を2,369kl輸送。内航タンカーは、燃料油等を42,470kl輸送。

4月7日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を2,373kl輸送。内航タンカーは、燃料油を4.4万kl、ガス1千トンなどを輸送。内航タンカーは、燃料油等を51,840kl、LPG等を730t輸送。

4月8日

- ・トラックにより、食料品約6万食、飲料水約4万本などを輸送。内航タンカーは、燃料油等を63,590kl輸送。

4月9日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を1,152kl輸送。内航タンカーは、燃料油等を23,520kl、LPG等を730t輸送。

4月10日

- ・トラックにより、食料品約97万食、飲料水約13万本などを輸送。JR貨物は、石油列車により燃料油を2,488kl輸送。内航タンカーは、燃料油等を44,520kl輸送。

4月11日

- ・トラックにより、食料品約111万食、飲料水約29万本などを輸送。JR貨物は、石油列車により燃料油を2,532kl輸送。内航タンカーは、燃料油等を68,670kl輸送。

4月12日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を1,765kl輸送。内航タンカーは、燃料油等を62,840kl、LPG等を1,580t輸送。

4月13日

- ・トラックにより、食料品約11万食などを輸送。JR貨物は、石油列車により燃料油を2,392kl輸送。内航タンカーは、燃料油等を44,750kl輸送。

4月14日

- ・トラックにより、食料品約11万食などを輸送。JR貨物は、石油列車により燃料油を2,370kl輸送。内航タンカーは、燃料油等を59,990kl、LPG等を730t輸送。

4月15日

- ・トラックにより、食料品約77万食、飲料水約29万本などを輸送。JR貨物は、石油列車により燃料油を2,524kl輸送。内航タンカーは、燃料油等を26,890kl輸送。

4月16日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を2,366kl輸送。内航タンカーは、燃料油等を71,270kl輸送。

4月17日

- ・トラックにより、食料品約117万食、飲料水約35万本などを輸送。JR貨物は、石油列車

により燃料油を 1,380kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 54,790kl 輸送。

4月18日

- ・トラックにより、食料品約3万食などを輸送。JR貨物は、石油列車により燃料油を 5,113kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 31,700kl 輸送。

4月19日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を 4,673kl 輸送。内航タンカーは燃料油等を 53,060kl 輸送。

4月20日

- ・トラックにより、食料品約1万食などを輸送。JR貨物は、石油列車により燃料油を 4,640kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 40,930kl、LPG等を790t 輸送。

4月21日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を 3,112kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 35,802kl 輸送。

4月22日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を 4,371kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 46,090kl、LPG等を750t 輸送。

4月23日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を 2,893kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 48,730kl 輸送。

4月24日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を 2,104kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 38,950kl 輸送。

4月25日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を 2,445kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 32,780kl、LPG等を850t 輸送。

4月26日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を 2,653kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 36,520kl 輸送。

4月28日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を 2,388kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 33,830kl 輸送。

4月29日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を 3,265kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 47,690kl 輸送。

4月30日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を 3,271kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 34,480kl 輸送。

5月 1日

- ・内航タンカーは、燃料油等を 40,160kl、LPG等を660t 輸送。

5月 2日

- ・ J R貨物は、石油列車により燃料油を 3,019kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 17,670kl 輸送。

5月 3日

- ・ J R貨物は、石油列車により燃料油を 3,036kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 35,340kl 輸送。

5月 4日

- ・ J R貨物は、石油列車により燃料油を 3,686kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 55,820kl 輸送。

5月 5日

- ・ J R貨物は、石油列車により燃料油を 2,269kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 43,150kl 輸送、LPG 等を 700 t 輸送。

5月 6日

- ・ J R貨物は、石油列車により燃料油を 3,217kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 14,670kl 輸送。

5月 7日

- ・ J R貨物は、石油列車により燃料油を 2,139kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 28,300kl 輸送。

5月 8日

- ・ 内航タンカーは、燃料油等を 69,250kl 輸送。

5月 9日

- ・ J R貨物は、石油列車により燃料油を 3,278kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 24,550kl 輸送、LPG 等を 790 t 輸送。

5月10日

- ・ J R貨物は、石油列車により燃料油を 3,055kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 56,370kl 輸送。

5月11日

- ・ J R貨物は、石油列車により燃料油を 3,908kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 49,970kl 輸送、LPG 等を 390t 輸送。

5月12日

- ・ J R貨物は、石油列車により燃料油を 2,355kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 38,630kl 輸送。

5月13日

- ・ J R貨物は、石油列車により燃料油を 3,782kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 29,000kl 輸送、LPG 等を 790t 輸送。

5月14日

- ・ J R貨物は、石油列車により燃料油を 2,226kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 52,830kl 輸送。

5月15日

- ・ 内航タンカーは、燃料油等を 46,655kl 輸送。

5月16日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を3,581kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を55,180kl 輸送、LPG等を1,450t 輸送。

5月17日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を3,110kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を38,410kl 輸送。

5月18日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を3,577kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を29,290kl 輸送。

5月19日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を2,249kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を32,905kl 輸送、LPG等を5,000t 輸送。

5月20日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を4,207kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を30,590kl 輸送、LPG等を1,510t 輸送。

5月21日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を2,191kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を28,140kl 輸送。

5月22日

- ・内航タンカーは、燃料油等を33,660kl 輸送。

5月23日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を3,568kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を27,310kl 輸送。

5月24日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を3,305kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を16,420kl 輸送、LPG等を700t 輸送。

5月25日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を3,700kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を27,710kl 輸送。

5月26日

- ・内航タンカーは、燃料油等を42,180kl 輸送。

5月27日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を3,832kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を36,300kl 輸送。

5月28日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を2,343kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を49,980kl、LPG等を550t 輸送。

5月29日

- ・内航タンカーは、燃料油等を25,910kl 輸送。

5月30日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,193kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 17,450kl 輸送。

5 月 3 1 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,713kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 25,580kl 輸送。

6 月 1 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 2,781kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 31,175kl 輸送。

6 月 2 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,662kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 57,475kl、L P G 等を 450 t 輸送。

6 月 3 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,499kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 33,450kl 輸送。

6 月 4 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 4,369kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 40,900kl、L P G 等を 750 t 輸送。

6 月 5 日

- ・ 内航タンカーは、燃料油等を 24,010kl 輸送。

6 月 6 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 1,926kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 19,380kl、L P G 等を 650 t 輸送。

6 月 7 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 4,033kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 42,465kl 輸送。

6 月 8 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,583kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 26,650kl、L P G 等を 750 t 輸送。

6 月 9 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 4,449kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 54,750kl、L P G 等を 1,300 t 輸送。

6 月 1 0 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,446kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 25,770kl、輸送。

6 月 1 1 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 4,263kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 25,840kl 輸送。

6 月 1 2 日

- ・ 内航タンカーは、燃料油等を 44,740kl 輸送。

6 月 1 3 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 1,860kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 39,370kl 輸送。

6 月 1 4 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 4,334kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 31,230kl 輸送。

6 月 1 5 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 2,293kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 42,450kl 輸送。

6 月 1 6 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,994kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 56,360kl 輸送。

6 月 1 7 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,138kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 28,285kl 輸送。

6 月 1 8 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 4,013kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 41,590kl 輸送。

6 月 1 9 日

- ・ 内航タンカーは、燃料油等を 16,460kl 輸送。

6 月 2 0 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 1,539kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 31,910kl、L N G 等を 730 t 輸送。

6 月 2 1 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,920kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 24,780kl 輸送。

6 月 2 2 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,198kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 47,860kl 輸送。

6 月 2 3 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,278kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 35,990kl 輸送。

6 月 2 4 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,341kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 42,070kl、L N G 等を 790 t 輸送。

6 月 2 5 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,731kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 29,460kl 輸送。

6 月 2 6 日

- ・ 内航タンカーは、燃料油等を 51,800kl 輸送。

6 月 2 7 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 1,692kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 60,550kl 輸送。

6月28日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,938kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 16,580kl 輸送。

6月29日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,500kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 40,790kl 輸送。

6月30日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,002kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 36,330kl 輸送。

7月1日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,235kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 36,855kl 輸送。

7月2日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 2,005kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 39,640kl 輸送。

7月3日

- ・ 内航タンカーは、燃料油等を 38,140kl 輸送。

7月4日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,041kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 29,070kl、L P G等を 790 t 輸送。

7月5日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,657kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 39,320kl 輸送。

7月6日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,014kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 60,100kl、L P G等を 730 t 輸送。

7月7日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,578kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 23,180kl 輸送。

7月8日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,768kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 33,990kl 輸送。

7月9日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 2,714kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 37,580kl 輸送。

7月10日

- ・ 内航タンカーは、燃料油等を 36,940kl 輸送。

7月11日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 1,880kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 37,440kl 輸送。

7 月 1 2 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,925kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 53,670kl 輸送。

7 月 1 3 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,213kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 48,360kl 輸送。

7 月 1 4 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,634kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 53,850kl、L P G 等を 790 t 輸送。

7 月 1 5 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,830kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 44,810kl 輸送。

7 月 1 6 日

- ・ 内航タンカーは、燃料油等を 43,980kl 輸送。

7 月 1 7 日

- ・ 内航タンカーは、燃料油等を 69,730kl 輸送。

7 月 1 8 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 2,909kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 31,000kl 輸送。

7 月 1 9 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 4,045kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 42,060kl 輸送。

7 月 2 0 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 4,150kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 16,590kl 輸送。

7 月 2 1 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 4,446kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 29,330kl 輸送。

7 月 2 2 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 4,172kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 40,720kl 輸送。

7 月 2 3 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 3,630kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を 33,900kl 輸送。

7 月 2 4 日

- ・ 内航タンカーは、燃料油等を 38,230kl 輸送。

7 月 2 5 日

- ・ J R 貨物は、石油列車により燃料油を 2,956kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を

49,770kl 輸送。

7月26日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を4,448kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を38,590kl 輸送。

7月27日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を4,561kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を51,407kl 輸送。

7月28日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を4,453kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を29,420kl 輸送。

7月29日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を4,129kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を43,150kl 輸送。

7月30日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を4,440kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を52,020kl 輸送。

7月31日

- ・内航タンカーは、燃料油等を52,800kl 輸送。

8月 1日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を2,968kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を49,990kl 輸送。

8月 2日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を4,438kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を24,260kl 輸送。

8月 3日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を4,174kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を22,020kl 輸送。

8月 4日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を3,959kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を46,530kl 輸送。

8月 5日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を3,828kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を25,730kl 輸送。

8月 6日

- ・JR貨物は、石油列車により燃料油を2,853kl 輸送。内航タンカーは、燃料油等を24,090kl 輸送。

8月 7日

- ・内航タンカーは、燃料油等を30,325kl 輸送。

(環境省)

平成23年3月31日

- ・動物用ゲージ1,777個、テント24張を購入。

4月22日

- ・動物用ケージ118個、テント32張を追加購入し、先の物とあわせて被災自治体等へ配布。再度の追加購入を加え、平成23年度に合計、動物用ケージ2,542個、テント56張を配布。

(財務省)

平成23年3月18日

- ・税関監視艇1艇に税関の保有する災害用物資を支援物資として積載し、境港から函館港に向けて出港。

3月20日

- ・税関監視艇1艇に税関の保有する災害用物資を支援物資として積載し、新潟港から函館港に向けて出港。
- ・税関監視艇2艇が函館港に入港。

3月21日

- ・税関監視艇積載の支援物資を釜石市に提供。

3月24日

- ・税関監視艇3艇が支援物資を積載し、大湊港に入港。

3月28日

- ・税関監視艇2艇による海上調査を実施。

3月30日

- ・税関監視艇2艇が支援物資を積載し、久慈港に入港。

4月1日

- ・税関監視艇2艇が函館港から帰港。3艇体制から2艇体制に変え、支援活動を継続。

6月16日

- ・(財)塩事業センターより約3トンの備蓄塩を救援物資として無償で供給(3月18日、30日、4月4日、6日、18日、28日、5月6日、11日、13日の供給分と併せ、供給数量は合計で約26トン)

(青森県)

- ・毛布を12,029枚供給

(7) 部隊派遣等の状況

警察庁

広域緊急援助隊等(平成31年3月21日をもって派遣終了)

総数(累計) : 約1,421,200名

ヘリ運用(延べ) : 566機

消防庁

緊急消防援助隊の派遣状況（平成 31 年 3 月 1 日）

派遣部隊・人員の総数：8,854 隊 30,684 名

（注）交替分を含む

延べ 31,166 隊 109,919 名

最大時派遣状況

派遣部隊 1,870 隊 派遣人員 6,835 名

派遣期間 平成 23 年 3 月 11 日～平成 23 年 6 月 6 日（88 日間）

※6 月 6 日 15:30 をもって緊急消防援助隊全隊帰任

海上保安庁

対応勢力（令和 7 年 3 月 1 日）

のべ巡視船艇等 110,462 隻、航空機 48,587 機、特殊救難隊等 2,562 名

国土交通省（令和 6 年 3 月 1 日）

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） のべ 18,115 名派遣

災害対策機材（照明車、排水ポンプ車、衛星通信車、対策本部車等）

のべ 49,635 台派遣

自衛隊

大規模震災災害派遣（平成 23 年 12 月 26 日）

派遣規模：延べ人員約 10,580,000 人

（1 日の最大派遣人員約 107,000 人）

派遣期間：平成 23 年 3 月 11 日～8 月 31 日（174 日間）

※3 月 14 日 東北方面総監を指揮官とする統合任務部隊を編成（7 月 1 日解除）

※8 月 31 日 大規模震災災害派遣の終結

※9 月 9 日 行動命令による災害派遣の終結

※原子力災害派遣は派遣規模：延べ人員約 80,000 人

派遣期間：平成 23 年 3 月 11 日～12 月 26 日（291 日間）

（8）広域医療搬送及び医師等の派遣状況

・4 月 27 日までの広域医療搬送の実績（内閣府 平成 23 年 4 月 28 日 17:00）

岩手県花巻空港 → 千歳空港（2 名）、羽田空港（6 名）、秋田空港（5 名）

宮城県松島空港 → 千歳空港（81 名）

霞目駐屯地 → 群馬県（1 名）、山形県（4 名）

山元町 → 東大グランド（2 名）、高田駐屯地（新潟県）（4 名）

福島県福島市 → 東大グランド（2 名）

福島空港 → 羽田空港（3 名）

福島第一原発の 20～30km 圏内病院

→ 栃木県・群馬県・茨城県・埼玉県・新潟県（計 692 名）

福島第一原発の 20～30km 圏内社会福祉施設

- 福島県内他地域・栃木県・神奈川県・新潟県等（計 1, 0 4 4 名）
磐城共立病院
→ 亀田総合病院（千葉）（8 名）、北里大学病院（神奈川）（5 名）

DMA T

- ・被災地域（岩手県、宮城県、福島県、茨城県）で約 380 チームが活動

医師等の派遣状況

<医療チームの派遣>

累計 : 12, 385 名 (2, 720 チーム)

（日本医師会、全日本病院協会、日本医療法人協会、国立病院機構、国立国際医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、労働者健康福祉機構（労災病院）、学校法人産業医科大学（産業医科大学病院）、（社）全国社会保険協会連合会（社会保険病院）、（財）厚生年金事業団（厚生年金病院）から派遣）

<薬剤師の派遣>

累計 : 1, 915 名

（日本薬剤師会及び日本病院薬剤師会等から派遣）

<看護師の派遣>

累計 : 1, 394 名

（日本看護協会、日本精神科看護技術協会及び国立病院機構から派遣）

<歯科医師等の派遣>

累計 : 307 名

（日本歯科医師会等の関係団体から派遣）

<理学療法士等の派遣>

累計 : 223 名

（日本理学療法士協会、日本作業療法士協会及び日本言語聴覚士協会から派遣）

<保健医療の有資格者等の派遣>

累計 : 11, 267 名 (230 チーム)

<心のケアチームの派遣>

累計 : 3, 498 名 (57 チーム)

<要援護者の受入>（平成 23 年 10 月 28 日 14:00）

受入可能人数：高齢者関係施設 36, 392 名（うち特養 12, 379 名、老健 6, 031 名）、障害者関係施設 8, 946 名、児童関係施設 7, 148 名、保護施設 919 名）

受入状況（実績）：1, 850 名

岩手県から	介護施設等	271 名
宮城県から	介護施設等	953 名
福島県から	介護施設等	111 名
福島県から	障害者施設等	515 名（うち 69 人については、（独）国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において受入れ）

※このほか、福島第一原子力発電所事故に伴う退避者（介護施設等入所者）を受入れ。
（20 扣圏内約 500 名、20～30 扣圏内約 980 名、計約 1,500 名（都道府県間等で直接調整した数を含む）

<介護職員等の派遣>

派遣可能人数：7,719 名（平成 23 年 12 月 9 日 14:00）

派遣状況：2,573 名（平成 24 年 1 月 25 日 14:00）

（岩手県 446 名、宮城県 1,404 名、福島県 723 名）

（９）各省庁の活動状況

（警察庁）

平成 23 年 3 月 11 日

- ・ 15：07 北海道警察広域緊急援助隊に待機指示。
- ・ 15：07 中部・近畿・中国の広域緊急援助隊に出動指示。
- ・ 15：31 北海道警 1 機、岩手県警 1 機、宮城県警 2 機、福島県警 1 機、警視庁 1 機が被害調査のためへり出動中。
- ・ 15：13 近畿管区広域緊急援助隊（交通部隊）に出動指示。
- ・ 15：14 中部管区広域緊急援助隊（交通部隊）に出動指示。
- ・ 15：15 中国管区広域緊急援助隊（交通部隊）に出動指示。
- ・ 16：10 千葉県警察広域緊急援助隊に出動指示。
- ・ 16：25 警視庁広域緊急援助隊に出動指示。
- ・ 16：45 長野・新潟・山梨・秋田・山形の各県警察の広域緊急援助隊に出動指示。
- ・ 17：30 へりの応援派遣予定。
愛知県警察へり×1 機 → 宮城県
北海道警察へり×1 機 → 岩手県
- ・ 22：20 北海道、警視庁、山形・埼玉・千葉・秋田の各県警察の広域緊急援助隊（刑事部隊）に出動指示。
- ・ 23：41 警視庁（増強）、新潟、長野、静岡、群馬の各県警察の広域緊急援助隊（刑事部隊）に出動指示。

3 月 12 日

- ・ 08：30 神奈川・愛知・石川・富山・福井・京都・三重・岐阜・奈良・滋賀・和歌山・大阪・兵庫の各県警察の広域緊急援助隊（刑事部隊）に出動指示
- ・ 09：00 宮城県警察で行方不明者相談ダイヤルの開設（022-221-2000）
- ・ 21：00 警視庁公安機動捜査隊 8 名に対して出動指示
- ・ 21：00 神奈川県警及び大阪府警察等が保有する放射性粉じん用簡易防護服等所用数を管理換えの上、福島県警に搬送予定

3月13日

- ・ 19:00 警察庁及び関東、中部の両管区警察局に対し、管区機動隊の出動を指示
- ・ 19:00 千葉及び静岡の両県警察水難部隊の出動を指示

3月15日

- ・ 08:30 北海道、青森、秋田、山形、長野、静岡、滋賀、大阪、兵庫、和歌山、警視庁、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、徳島、香川、愛媛、高知、神奈川、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島各都県警察の広域緊急援助隊（交通部隊）に対し、出動を指示。
- ・ 17:00 警視庁、北海道警察及び中国、四国、九州の各管区警察局管内の広域緊急援助隊（警備部隊）、管区機動隊に対し、出動を指示。
- ・ 身元確認ができない遺体について、DNA鑑定資料や指紋等必要最小限の資料を採取の上、検視等の迅速化を図るよう全国警察に通達。
- ・ 経済産業省からの協力要請を受け、警視庁機動隊等を現地に派遣し、警視庁が保有する高圧放水車を利用して、注水作業を実施予定。

3月17日

- ・ 10:12 滋賀県及び大阪府の両府県警察管区機動隊に対し、出動を指示
- ・ 違法情報等対応連絡会、大手サイト管理者等に対して、インターネット上の不確かな情報を鵜呑みにせず公的機関に確認することや、不確かな情報の書込み・転送をしないこと等について、利用者に注意喚起するとともに、ネット上の不審情報を発見した場合には速やかに適切な措置を取るよう要請。

3月18日

- ・ 20:35 神奈川県及び埼玉県の両県警察の水難救助部隊に対し、出動を指示

3月21日

- ・ 14:10 警視庁機動隊に対し出動を指示。（第4次）

3月24日

- ・ 11:05 福岡県、大分県、宮崎県及び鹿児島県警察の機動隊・管区機動隊、佐賀県、長崎県及び熊本県警察の管区機動隊に対し、出動を指示。
- ・ 11:09 警視庁機動隊に対し出動を指示。
- ・ 11:12 長野県警察管区機動隊に対し、出動を指示。
- ・ 11:12 千葉県警察の水難救助部隊に対し、出動を指示。
- ・ 11:24 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県警察の管区機動隊に対し、出動を指示。
- ・ 11:26 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県警察の機動隊・管区機動隊に対し、出動を指示。
- ・ 11:48 青森県、秋田県及び山形県警察の機動隊・管区機動隊に対し、出動を指示。
- ・ 11:51 北海道警察警備隊に対し、出動を指示。

3月31日

- ・ 警視庁第一、第四、第六機動隊、大阪府警察第一機動隊、愛知県、岐阜県、富山県、三重県、石川県、福井県、長野県、山梨県、滋賀県、兵庫県、奈良県及び和歌山県警察機動隊、大阪府、滋賀県、兵庫県、奈良県及び和歌山県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

4月8日

- ・警視庁第二・第七機動隊、特科車両隊、北海道警察機動隊・警備隊、青森県、秋田県、山形県、群馬県、埼玉県、栃木県、新潟県及び静岡県警察機動隊、東北、関東及び中部管区機動隊に対し、出動を指示。

4月12日

- ・群馬県・埼玉県・神奈川県。栃木県・千葉県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県・愛知県・岐阜県・富山県・三重県・石川県及び福井県警察の第二機動隊に対し、出動を指示。

4月15日

- ・警視庁第八機動隊・第五機動隊・第三機動隊、神奈川県警察第一機動隊・第二機動隊、大阪府警察第二機動隊及び神奈川県、静岡県、山梨県、滋賀県、和歌山県、大阪府、奈良県、兵庫県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

4月21日

- ・警視庁第四・第六・第九機動隊、北海道警察機動隊、青森県、秋田県、山形県、愛知県、岐阜県、富山県、三重県、石川県及び福井県警察機動隊、千葉県警察第二機動隊、北海道警察警備隊、東北、関東、中部及び中国管区機動隊に対し、出動を指示。

4月27日

- ・警視庁第一機動隊・特科車両隊、神奈川県警察第二機動隊、福岡県、熊本県、大分県警察機動隊、神奈川県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県及び大阪府警察管区機動隊、北海道警察、大阪府、京都府警察、滋賀県、奈良県、兵庫県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県、福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県、広島県、香川県、愛媛県、徳島県及び高知県警察の第二機動隊に対し出動を指示。

4月28日

- ・警視庁第七・第八・第五機動隊、千葉県警察第一機動隊、大阪府警察第三機動隊、青森県、秋田県、山形県、愛知県、栃木県、新潟県、長野県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県、滋賀県、奈良県、京都府、北海道、兵庫県、広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県各機動隊、北海道警備隊、東北、関東、中部、四国、九州各管区機動隊に対し出動を指示。

5月17日

- ・警視庁第一・第三・第六機動隊、神奈川県警察第一機動隊、千葉県警察第二機動隊、山梨県、群馬県、富山県、福岡県、熊本県及び大分県警察機動隊に対し出動を指示。群馬県、広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県、神奈川県、大阪府、兵庫県、千葉県、茨城県、新潟県、岐阜県、富山県、三重県及び福井県警察管区機動隊に対し出動を指示。

5月18日

- ・群馬県、埼玉県、神奈川県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、沖縄県、山梨県、岐阜県、富山県、三重県、石川県及び福井県警察の第二機動隊に対し出動を指示。

5月27日

- ・警視庁第二・第四・第九機動隊、北海道、青森県、山形県、千葉県、埼玉県、栃木県、新潟県、長野県、奈良県、愛知県、岐阜県、三重県、福井県、広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県及び大阪府警察機動隊、北海道警察警備隊、青森県、山形県、滋賀県、兵庫

県、和歌山県、奈良県、京都府、長野県、静岡県、愛知県及び大阪府警察管区機動隊に対し出動を指示。

6月6日

・警視庁第五機動隊・特科車両隊・第七機動隊、秋田県、富山県、京都府、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、神奈川県機動隊及び滋賀県、秋田県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、宮崎県、愛知県、石川県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、神奈川県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県及び長崎県管区機動隊に対し出動を指示。

6月8日

・北海道、大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、奈良県、京都府、山口県、岡山県、鳥取県、島根県、福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県、広島県、香川県、愛媛県、徳島県及び高知県警察の第二機動隊に対し出動を指示。

6月16日

・警視庁第三・第六・第八機動隊、北海道、広島県、山口県、岡山県及び鳥取県警察機動隊、北海道警察警備隊、群馬県、静岡県、和歌山県、奈良県、神奈川県、岐阜県、富山県、大阪府、京都府、茨城県、埼玉県、栃木県、新潟県及び兵庫県警察管区機動隊に対し出動を指示。

6月27日

・警視庁第一・第三・第九機動隊、千葉県、埼玉県、静岡県、愛知県、岐阜県及び大阪府警察機動隊、愛知県、三重県、石川県、福井県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、大阪府、山口県、岡山県、鳥取県、島根県及び滋賀県警察管区機動隊に対し出動を指示。

6月28日

・皇宮警察及び茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、岐阜県、富山県、三重県、石川県、福井県警察の第二機動隊に対し出動を指示。

7月7日

・警視庁第二・第七機動隊・特科車両隊、北海道、群馬県、長野県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、長崎県、神奈川県第一、福岡県、熊本県及び大分県警察機動隊、北海道警備隊、富山県、愛知県、岐阜県、兵庫県、群馬県及び広島県警察管区機動隊に対し出動を指示。

7月13日

・警視庁第三・第五・第八機動隊、埼玉県、石川県、秋田県、山形県、千葉県、富山県、福井県、香川県、愛媛県、徳島県及び高知県警察機動隊、京都府警察、山口県警察、兵庫県、和歌山県、岡山県、鳥取県、福岡県、長崎県、佐賀県、秋田県、山形県、島根県、香川県、愛媛県、徳島県及び高知県警察管区機動隊に対し出動を指示。

7月15日

・大阪府、滋賀県、和歌山県、奈良県、京都府、山口県、岡山県、鳥取県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県、広島県、香川県、愛媛県、徳島県及び高知県警察の第二機動隊に対し出動を指示。

7月25日

・警視庁第一、六、九機動隊、神奈川県、愛知県、岐阜県、鳥取県、岡山県及び山口県警察

機動隊、埼玉県、静岡県、石川県、福井県、愛知県、三重県、奈良県、福岡県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県警察管区機動隊に対し出動を指示。

8月 2日

・警視庁特科車両隊、第二・第四機動隊、福岡県、熊本県、大分県、新潟県、静岡県、青森県、秋田県、山形県、三重県、滋賀県、兵庫県及び奈良県警察機動隊、岡山県、鳥取県、島根県、青森県、秋田県、山形県、茨城県、愛知県、広島県及び山口県警察管区機動隊に対し出動を指示。

8月 4日

・茨城県、埼玉県、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、三重県及び皇宮警察の第二機動隊に対し出動を指示。

8月11日

・警視庁第七・第八・第五機動隊、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、岐阜県、福井県、広島県、山口県、岡山県及び鳥取県機動隊、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、新潟県、大阪府及び京都府警察管区機動隊に対し出動を指示。

8月19日

・大阪府、兵庫県、岡山県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、宮崎県及び沖縄県の第二機動隊に対し出動を指示。

8月24日

・警視庁第一・第三・第六機動隊、千葉県警察第一機動隊、新潟県及び長野県警察機動隊、熊本県、大分県、宮崎県、茨城県、神奈川県、千葉県及び愛知県警察管区機動隊に対し出動を指示。

9月 1日

・警視庁第九・第二・第四機動隊、秋田県、山形県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、和歌山県、奈良県及び福岡県警察管区機動隊、茨城県、大阪府、秋田県、山形県、群馬県、長野県、岐阜県、富山県、三重県、石川県、福井県、香川県、愛媛県、徳島県及び高知県警察連合機動隊に対し出動を指示。

9月15日

・警視庁第五・第七機動隊、特科車両隊、北海道警察警備隊、神奈川県、千葉県、静岡県警察管区機動隊、北海道及び皇宮警察、島根県、静岡県、大分県、青森県、神奈川県、広島県、岡山県、佐賀県、静岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、宮崎県及び沖縄県警察連合機動隊に対し出動を指示。

9月30日

・警視庁第三・第六・第八機動隊、秋田県、山形県、埼玉県、栃木県及び大阪府警察管区機動隊、秋田県、山形県、埼玉県、長野県、岐阜県、三重県、石川県、福井県、群馬県、千葉県、愛知県、栃木県、富山県、滋賀県及び兵庫県連合機動隊に対し出動を指示。

10月13日

・警視庁第一・第四・第九機動隊、三重県、青森県、千葉県、茨城県、大阪府、広島県及び山口県警察管区機動隊、北海道、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、鹿児島県、宮崎県、青森県、神奈川県、静岡県、熊本県、新潟県、福岡県、長崎県、佐賀県、大分県及び沖縄

県警察連合機動隊に対し出動を指示。

10月27日

- ・警視庁第二・第七機動隊、警視庁特科車両隊、北海道警備隊、秋田県、群馬県、神奈川県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、長崎県、佐賀県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県警察管区機動隊、秋田県、茨城県、埼玉県、栃木県、岐阜県、三重県、石川県、滋賀県、兵庫県、京都府、鳥取県、広島県、山口県、岡山県及び島根県警察連合機動隊に対し出動を指示。

11月7日

- ・警視庁第三・第五及び第八機動隊、山形県、岐阜県、三重県、大阪府及び和歌山県警察管区機動隊、群馬県、皇室、神奈川県、愛知県、青森県、千葉県、福岡県及び熊本県警察連合機動隊に対し出動を指示。

11月21日

- ・警視庁第一・第六及び第九機動隊、青森県、神奈川県、栃木県、新潟県、山梨県及び愛知県警察管区機動隊、北海道、新潟県、秋田県、山形県、長野県、富山県、和歌山県、奈良県、長崎県、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県、静岡県、香川県、愛媛県、徳島県及び高知県警察連合機動隊に対し出動を指示。

12月2日

- ・警視庁第二・第四・第五・第七・第八機動隊及び特科車両隊、秋田県、長野県、長崎県、佐賀県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県、山形県、静岡県、広島県、千葉県、愛知県、大阪府、滋賀県及び和歌山県警察管区機動隊に対し出動を指示。

12月22日

- ・警視庁第九・第二及び第四機動隊、秋田県、大阪府、埼玉県、兵庫県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県及び鹿児島県警察管区機動隊、沖縄県警察連合機動隊に対し出動を指示。

平成24年1月16日

- ・警視庁第五・第七機動隊及び特科車両隊並びに青森県、山形県、神奈川県、山梨県、大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、佐賀県及び宮崎県警察管区機動隊に対し出動を指示。

1月26日

- ・警視庁第八機動隊、千葉県、静岡県、愛知県及び長崎県警察管区機動隊に対し出動を指示。

2月9日

- ・警視庁第三機動隊、三重県、大阪府、愛媛県、徳島県、高知県、熊本県及び大分県警察管区機動隊に対し出動を指示。

2月22日

- ・警視庁第一・第六・第九機動隊、北海道警察警備隊、青森県、秋田県、山形県、石川県、滋賀県、奈良県、広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県、神奈川県、兵庫県、京都府、埼玉県、新潟県、愛知県、大阪府及び和歌山県警察管区機動隊に対し出動を指示。

4月12日

- ・警視庁第四機動隊、千葉県、茨城県、静岡県、三重県、奈良県、長崎県及び和歌山県警察管区機動隊に対し出動を指示。

4月25日

- ・警視庁第二機動隊・特科車両隊、神奈川県、栃木県、群馬県、石川県、愛知県、熊本県及び大阪府警察管区機動隊に対し出動を指示。

5月15日

- ・警視庁第三機動隊、北海道警察警備隊、静岡県及び岐阜県警察管区機動隊に対し出動を指示。

5月29日

- ・警視庁第七機動隊、秋田県、山形県、新潟県、長野県及び愛知県警察管区機動隊に対し出動を指示。

6月7日

- ・警視庁第八機動隊、埼玉県、山梨県、兵庫県、岡山県、鳥取県及び島根県警察管区機動隊に対し出動を指示。

6月20日

- ・警視庁第五機動隊、青森県、神奈川県、群馬県、千葉県、茨城県、香川県、愛媛県、徳島県及び高知県警察管区機動隊に対し出動を指示。

7月6日

- ・警視庁第六機動隊、秋田県、山形県、神奈川県、埼玉県、長野県、岐阜県、三重県及び石川県警察管区機動隊に対し出動を指示。

7月17日

- ・警視庁第一機動隊、茨城県、新潟県、大阪府及び広島県警察管区機動隊に対し出動を指示。

7月27日

- ・警視庁第九機動隊、北海道警察警備隊、静岡県、山梨県、大阪府及び滋賀県警察管区機動隊に対し出動を指示。

8月9日

- ・警視庁第四機動隊、神奈川県、群馬県、千葉県、長崎県及び佐賀県警察管区機動隊に対し出動を指示。

8月24日

- ・警視庁第二機動隊、青森県、秋田県、山形県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、岡山県、鳥取県及び島根県警察管区機動隊に対し出動を指示。

9月18日

- ・警視庁特科車両隊、神奈川県、栃木県、長野県、広島県及び山口県警察管区機動隊に対し出動を指示。

9月28日

- ・警視庁第三機動隊、愛知県、岐阜県、富山県、三重県、石川県及び福井県警察管区機動隊に対し出動を指示。

10月24日

- ・警視庁第七機動隊、青森県、秋田県、神奈川県、千葉県、埼玉県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県警察管区機動隊に対し出動を指示。

10月31日

- ・警視庁第八機動隊、栃木県、新潟県、長野県、静岡県及び山梨県警察管区機動隊に対し出

動を指示。

1 1 月 2 2 日

- ・警視庁第一機動隊、神奈川県、千葉県、広島県及び山口県警察管区機動隊に対し出動を指示。

1 2 月 6 日

- ・警視庁第六機動隊、大阪府、京都府、鳥取県及び岡山県警察管区機動隊に対し出動を指示。

1 2 月 1 3 日

- ・警視庁第五機動隊、秋田県、埼玉県、栃木県、新潟県、富山県及び奈良県警察管区機動隊に対し出動を指示。
- ・警視庁第九機動隊、北海道警備隊、山形県、愛知県及び兵庫県警察管区機動隊に対し出動を指示。
- ・警視庁第四機動隊、青森県、群馬県、兵庫県、広島県及び山口県警察管区機動隊に対し出動を指示。

平成 2 5 年 1 月 1 1 日

- ・警視庁第二機動隊、茨城県、岐阜県、三重県及び大阪府警察管区機動隊に対し出動を指示。

1 月 2 3 日

- ・警視庁特科車両隊、秋田県、埼玉県、新潟県及び京都府警察管区機動隊に対し出動を指示。

2 月 7 日

- ・警視庁第三機動隊、山形県、栃木県、大阪府、香川県、佐賀県、大分県及び宮崎県警察管区機動隊に対し出動を指示。

2 月 1 5 日

- ・警視庁第七機動隊、北海道警備隊、青森県、石川県、兵庫県、和歌山県、島根県、愛媛県及び徳島県警察管区機動隊に対し出動を指示。

3 月 7 日

- ・警視庁第八機動隊、群馬県、茨城県、岐阜県及び大阪府警察管区機動隊に対し出動を指示。

3 月 1 5 日

- ・警視庁第九機動隊、愛知県、三重県及び奈良県警察管区機動隊に対し出動を指示。

3 月 2 7 日

- ・警視庁第六機動隊、長野県、静岡県及び山梨県警察管区機動隊に対し出動を指示。

4 月 5 日

- ・警視庁第五機動隊、神奈川県、千葉県及び福井県警察管区機動隊に対し出動を指示。

4 月 1 7 日

- ・警視庁第一機動隊、群馬県、茨城県及び栃木県警察管区機動隊に対し出動を指示。

5 月 8 日

- ・警視庁第四機動隊、北海道警察警備隊、青森県、秋田県及び山形県警察管区機動隊に対し出動を指示。

5月24日

- ・警視庁第二機動隊、神奈川県及び徳島県警察管区機動隊に対し出動を指示。

6月5日

- ・警視庁特科車両隊、愛知県警察管区機動隊に対し出動を指示。

6月17日

- ・警視庁第三機動隊、新潟県及び三重県警察管区機動隊に対し出動を指示。

7月5日

- ・警視庁第七機動隊、埼玉県及び長野県警察管区機動隊に対し出動を指示。

7月19日

- ・警視庁第八機動隊、北海道警察警備隊、青森県警、秋田県及び山形県警察管区機動隊に対し出動を指示。

7月30日

- ・警視庁第一機動隊、静岡県、山梨県及び高知県警察管区機動隊に対し出動を指示。

8月9日

- ・警視庁第六機動隊、広島県及び山口県警察管区機動隊に対し出動を指示。

8月26日

- ・警視庁第五機動隊、神奈川県及び群馬県警察管区機動隊に対し出動を指示。

9月18日

- ・警視庁第九機動隊、福井県、岡山県、島根県及び徳島県警察管区機動隊に対し出動を指示。

9月27日

- ・警視庁第四機動隊、青森県、秋田県、山形県、山梨県及び大分県警察管区機動隊に対し出動を指示。

10月11日

- ・警視庁特科車両隊、愛知県警察管区機動隊に対し出動を指示。

10月21日

- ・警視庁第二機動隊、兵庫県、鳥取県及び島根県警察管区機動隊に対し出動を指示。

10月29日

- ・警視庁第三機動隊、和歌山県、奈良県、香川県、愛媛県及び徳島県警察管区機動隊に対し出動を指示。

11月13日

- ・警視庁第七機動隊、青森県、秋田県、山形県、茨城県及び鹿児島県警察管区機動隊に対し出動を指示。

12月6日

- ・警視庁第八機動隊、北海道警備隊及び新潟県警察管区機動隊に対し出動を指示。警視庁第一機動隊、神奈川県及び佐賀県警察管区機動隊に対し出動を指示。

平成26年1月7日

- ・警視庁第六機動隊、愛知県及び鳥取県警察管区機動隊に対し出動を指示。

1月15日

- ・警視庁第五機動隊、神奈川県、富山県及び滋賀県警察管区機動隊に対し出動を指示。

1月23日

- ・警視庁第九機動隊、北海道警備隊、栃木県及び山梨県警察管区機動隊に対し出動を指示。

2月6日

- ・警視庁第四機動隊、埼玉県、和歌山県及び高知県警察管区機動隊に対し出動を指示。

2月26日

- ・警視庁第二機動隊、京都府及び島根県警察管区機動隊に対し出動を指示。

3月11日

- ・千葉県及び兵庫県警察管区機動隊に対し出動を指示。

3月18日

- ・群馬県、山梨県、三重県及び石川県警察管区機動隊に対し出動を指示。

4月7日

- ・警視庁特科車両隊、長野県及び静岡県警察管区機動隊に対し出動を指示。

4月22日

- ・神奈川県、富山県及び鳥取県警察管区機動隊に対し出動を指示。

4月30日

- ・北海道警備隊、青森県、秋田県、山形県及び島根県警察管区機動隊に対し出動を指示。

5月28日

- ・岐阜県、三重県及び滋賀県警察管区機動隊に対し出動を指示。

6月4日

- ・神奈川県、山梨県、奈良県及び愛媛県警察管区機動隊に対し出動を指示。

6月10日

- ・神奈川県及び広島県警察管区機動隊に対し出動を指示。

7月2日

- ・埼玉県、富山県、和歌山県及び山口県警察管区機動隊に対し出動を指示。

7月8日

- ・北海道警備隊、秋田県、山形県及び福井県警察管区機動隊に対し出動を指示。

7月28日

- ・茨城県、大阪府、神奈川県、長野県及び山梨県警察管区機動隊に対し出動を指示。

8月29日

- ・新潟県及び岐阜県警察管区機動隊に対し出動を指示。

9月16日

- ・千葉県、茨城県、神奈川県及び山梨県警察管区機動隊に対し出動を指示。

9月26日

- ・青森県、栃木県、富山県、石川県及び福井県警察管区機動隊に対し出動を指示。

10月8日

- ・山形県、岐阜県、滋賀県及び大分県警察管区機動隊に対し出動を指示。

10月22日

- ・北海道警備隊及び岡山県警察管区機動隊に対し出動を指示。

11月6日

- ・神奈川県及び群馬県警察管区機動隊に対し出動を指示。

11月18日

- ・秋田県、山形県及び京都府警察管区機動隊に対し出動を指示。

12月3日

- ・千葉県及び大阪府警察管区機動隊に対し出動を指示。

12月12日

- ・埼玉県及び新潟県警察管区機動隊に対し出動を指示。

12月19日

- ・神奈川県及び愛知県警察管区機動隊に対し出動を指示。

平成27年1月15日

- ・岐阜県、富山県及び熊本県警察管区機動隊に対し出動を指示。

1月27日

- ・山梨県、滋賀県及び大阪府警察管区機動隊に対し出動を指示。

2月17日

- ・長野県、兵庫県、和歌山県及び高知県警察管区機動隊に対し出動を指示。

2月27日

- ・三重県及び大阪府警察管区機動隊に対し出動を指示。

3月9日

- ・北海道警備隊及び静岡県警察管区機動隊に対し出動を指示。

3月20日

- ・愛知県警察管区機動隊に対し出動を指示。

3月23日

- ・長崎県、佐賀県、熊本県及び大分県警察管区機動隊に対し出動を指示。

4月20日

- ・大阪府警察管区機動隊に対し出動を指示。

5月1日

- ・奈良県、岡山県、鳥取県及び島根県警察管区機動隊に対し出動を指示。

5月19日

- ・栃木県及び埼玉県警察管区機動隊に対し出動を指示。

5月26日

- ・広島県及び福岡県警察管区機動隊に対し出動を指示。

6月15日

- ・秋田県、山形県、群馬県、山梨県及び徳島県警察管区機動隊に対し出動を指示。

6月24日

- ・神奈川県及び富山県警察管区機動隊に対し出動を指示。

7月6日

- ・北海道警備隊及び愛媛県警察管区機動隊に対し出動を指示。

7月24日

- ・愛知県警察管区機動隊に対し出動を指示。

8月3日

- ・大阪府警察管区機動隊に対し出動を指示。

8月14日

- ・中部及び中国管区機動隊に対し出動を指示。

9月1日

- ・千葉県及び茨城県警察管区機動隊に対し出動を指示。

9月17日

- ・宮城県警察管区機動隊及び栃木県警察管区機動隊に対し出動を指示。

10月2日

- ・静岡県警察管区機動隊及び岡山県警察管区機動隊に対し出動を指示。

10月22日

- ・大阪府警察管区機動隊に対し出動を指示。

10月26日

- ・神奈川県警察管区機動隊及び群馬県警察管区機動隊に対し出動を指示。

11月11日

- ・北海道警備隊及び和歌山県警察管区機動隊に対し出動を指示。

11月27日

- ・東北管区機動隊（青森）、関東管区機動隊（新潟、長野）に対し出動を指示。

12月8日

- ・滋賀県、近畿管区機動隊（兵庫）に対し出動を指示。

12月16日

- ・茨城県、富山県、広島県、高知県警察管区機動隊に対し出動を指示。

12月22日

- ・山梨県、山口県、佐賀県、宮崎県警察管区機動隊に対し出動を指示。

平成28年1月22日

- ・大阪府警察管区機動隊に対し出動を指示。

2月2日

- ・北海道警察警備隊、栃木県警察管区機動隊及び和歌山県警察管区機動隊に対し出動を指示。

2月23日

- ・京都府警察管区機動隊に対し、出動を指示。

3月2日

- ・香川県、愛媛県、徳島県、高知県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

3月16日

- ・岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び佐賀県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

3月17日

- ・兵庫県及び奈良県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

3月25日

- ・茨城県及び長崎県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

○ 伊勢志摩サミット等警備に伴い、4月28日以降の特別部隊派遣を一時中断。

5月16日

- ・岩手県、山形県警察管区機動隊及び宮城県、秋田県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

5月31日

- ・福井県、広島県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

6月13日

- ・長野県、滋賀県及び鳥取県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

7月5日

- ・群馬県、富山県及び和歌山県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

7月14日

- ・三重県、京都府、神奈川県、宮崎県の各府県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

7月26日

- ・石川県、香川県及び高知県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

8月10日

- ・茨城県、山梨県及び愛媛県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

8月29日

- ・愛知県及び大阪府警察管区機動隊に対し、出動を指示。

9月12日

- ・青森県、兵庫県及び鳥取県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

9月27日

- ・新潟県及び長野県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

10月6日

- ・島根県及び岡山県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

10月25日

- ・青森県、三重県及び徳島県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

11月7日

- ・岩手県、栃木県及び奈良県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

11月18日

- ・秋田県、山形県及び福井県警察管区機動隊に対し出動を指示。

12月14日

- ・群馬県及び大阪府警察管区機動隊に対し、出動を指示。

12月28日

- ・滋賀県及び山口県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

平成29年1月6日

- ・広島県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

1月30日

- ・愛知県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

2月6日

- ・兵庫県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

2月28日

- ・宮城、岐阜、山形の各県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

3月8日

- ・埼玉県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

3月16日

- ・愛知県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

3月31日

- ・大阪、神奈川両府県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

4月6日

- ・長崎県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

4月12日

- ・千葉県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

5月8日

- ・岡山県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

5月15日

- ・北海道警察警備隊に対し、出動を指示。

5月31日

- ・広島県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

6月6日

- ・兵庫県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

6月22日

- ・宮崎、鹿児島両県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

7月14日

- ・埼玉、富山両県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

7月19日

- ・神奈川県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

8月1日

- ・熊本県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

8月22日

- ・山梨、三重両県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

9月4日

- ・群馬、石川両県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

9月20日

- ・青森、静岡両県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

9月29日

- ・山形、長野両県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

10月13日

- ・宮城県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

10月27日

- ・栃木県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

11月17日

- ・群馬県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

11月27日

- ・岡山県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

12月6日

- ・大阪、千葉両府県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

平成30年1月11日

- ・愛知県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

1月25日

- ・新潟県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

2月8日

- ・岩手、奈良両県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

2月27日

- ・山形、埼玉両県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

3月12日

- ・神奈川県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

3月20日

- ・石川、福井両県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

4月16日

- ・鳥取、島根両県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

5月15日

- ・山口県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

5月25日

- ・愛媛、高知両県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

6月6日

- ・和歌山、熊本両県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

6月20日

- ・青森、大分両県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

6月27日

- ・群馬県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

7月23日

- ・岩手、富山両県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

7月27日

- ・奈良、徳島両県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

8月6日

- ・北海道警察管区機動隊に対し、出動を指示。

8月22日

- ・長野、香川、神奈川各県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

9月27日

- ・長崎県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

10月10日

- ・神奈川県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

10月18日

- ・兵庫県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

11月5日

- ・岐阜県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

11月21日

- ・滋賀、鹿児島県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

12月7日

- ・茨城、秋田、宮崎各県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

12月21日

- ・京都府警察管区機動隊に対し、出動を指示。

平成31年1月10日

- ・青森、山梨両県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

1月23日

- ・栃木県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

2月14日

- ・千葉県警察管区機動隊に対し、出動を指示。

(消防庁)

平成23年3月11日

- ・ 14 : 46 消防庁災害対策本部設置（本部長：長官／第3次応急体制）
消防庁コンビナート特命班設置
- ・ 14 : 55 震度6弱以上を観測した都道府県に対し、適切な対応及び被害報告について要請
- ・ 15 : 00 震度6弱以上を観測した岩手県、宮城県及び各消防本部に対し、119番通報及び被害状況を確認するも、軒並み不通
→ 3月12日朝には全消防本部と通信可能
- ・ 15 : 00 岩手県及び宮城県に消防庁職員各2人派遣を決定
- ・ 15 : 03 消防庁長官から北海道、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、富山県、山梨県の航空部隊に出動準備の指示
- ・ 15 : 05 岩手県庁と連絡確認 現在のところ被害状況不明
- ・ 15 : 40 消防庁長官から緊急消防援助隊に対して出動指示
- ・ 16 : 30 消防庁職員2人（出張中）を福島県に派遣
→ 21 : 15 福島県庁到着
- ・ 17 : 30 消防庁職員2人を宮城県に派遣
→ 21 : 05 宮城県庁到着
消防庁職員2人を岩手県に派遣
- ・ 18 : 00 政府調査団の一員として消防庁職員1人を宮城県に派遣
→ 21 : 00分 宮城県庁到着
- ・ 18 : 50 消防庁職員2人を茨城県に派遣
- ・ 19 : 50 消防庁職員1人（青森県八戸市合同庁舎に出張中）に現地での情報収集指示
- ・ 22 : 40 緊急災害対策本部要員として消防庁職員4人を派遣

3月12日

- ・ 04 : 15 長野県・新潟県県境付近を震源とする地震において震度5強以上を観測した長野県、新潟県及び群馬県に対し適切な対応及び被害報告について要請するとともに関係消防本部に直接被害状況の問い合わせをした
 - 長野県については119番通報なしとの情報
 - 新潟県柏崎市においてホテルの避難階段より転落1人負傷（軽傷）
- ・ 08 : 30 政府調査団の一員として消防庁職員1人を岩手県に派遣
- ・ 09 : 00 政府調査団の一員として消防庁職員1人を福島県に派遣

3月13日

片山総務大臣及び鈴木総務副大臣等が岩手県及び宮城県を視察

「救急搬送に伴う放射能汚染に係る情報提供等について（事務連絡）」を各都道府県に対して連絡

- ・ 16 : 00 千葉県市原市のコンビナート火災に関して、有毒ガスが発生して危険な状態にあるという誤った情報のチェーンメールに対し、消防庁からツイッターによる発信及びマスコミへの情報提供を実施

3月14日

- ・ 01 : 00 「東京電力の需給逼迫による計画停電の実施について（消防庁災害対策本部通知）」を東京電力管内の9都県及び管内消防本部に対して連絡
- ・ 03 : 00 「東京電力株式会社による輪番停電に係る在宅医療機器使用患者の対応について」を厚生労働省の依頼に基づき、東京電力管内の9都県及び管内消防本部に対して連絡
- ・ 11 : 25 消防庁長官から山口県、四国、九州及び沖縄県の緊急消防援助隊に対し出動指示
 - 「東京電力の需給逼迫による計画停電の実施に伴う防火対策の徹底について（事務連絡）」を東京電力管内の9都県及び管内消防本部に対して連絡

3月15日

- ・ 14 : 00 「東北電力の需給逼迫による計画停電の実施について（消防庁災害対策本部通知）」を東北電力管内の4県及び管内消防本部に対して連絡
- ・ 14 : 00 「東北電力株式会社による輪番停電に係る在宅医療機器使用患者の対応について」を厚生労働省の依頼に基づき、東北電力管内の4県及び管内消防本部に対して連絡
- ・ 22 : 31 22時31分に発生した静岡県東部を震源とする地震において、震度5弱以上を観測した都道府県に対し、適切な対応及び被害報告について要請
- ・ 22 : 35 震度5弱以上を観測した神奈川県、山梨県、静岡県並びに各消防本部に対し、119番通報及び被害状況を確認。「富士宮市消防本部において、119番通報殺到中。富士市消防本部及び御殿場市・小山町広域行政組合消防本部において119番通報数件入電中」
- ・ 22 : 55 消防庁長官から緊急消防援助隊として東京消防庁の指揮支援部隊及び横浜市消防局の航空部隊へ静岡県に出動指示。すでに平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震へ応援のため出動指示を受け、東北地方に向け付近を前進中の福岡県隊及び宮崎県隊に対して転戦指示

- ・ 23 : 50 静岡県災害対策本部からの聞き取り情報「静岡県内においてはすべての市町村と連絡が取れており現在のところ大きな被害情報なし」
「東北電力の需給逼迫による計画停電の実施に伴う防火対策の徹底について（事務連絡）」を東北電力管内の4県及び管内消防本部に対して連絡

3月16日

「東北地方太平洋沖地震における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項について（事務連絡）」を各都道府県及び消防本部に対して連絡

3月17日

- ・ 07 : 00 福島第一原子力発電所対応に係る連絡調整班を設置
「東北地方太平洋沖地震における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項に係る啓発用資料の送付について（事務連絡）」を各都道府県及び消防本部に対して連絡
「救急救命士の特定行為の取扱いについて（事務連絡）」を各都道府県に対して連絡

3月18日

福島第一原子力発電所対応のため消防庁職員1人を福島県へ派遣（3月18日～4月2日）

東京消防庁や消防庁が福島第一原子力発電所で活動する消防職員の健康チェックを行うため、救急専門医を交替で派遣（3月18日～4月1日）

消防庁派遣の専門医には、消防庁職員が同行（3月21日～22日）

- ・ 19 : 00 震度5弱以上を観測した茨城県及び消防本部に対し、適切な対応及び被害報告について要請
- ・ 19 : 14 震度5弱以上を観測した茨城県及び消防本部と通信可能

3月20日

- ・ 16 : 00 消防庁災害対策本部に原発特命班を設置

3月23日

消防庁が、消防職員の暴露放射線線量の推計を行うとともに専門的見地からのアドバイス等を行うため、診療放射線技師を派遣（3月23日～4月2日）

「東北地方太平洋沖地震で現場活動に従事した消防職員の惨事ストレス対策について（事務連絡）」を各都道府県及び消防本部に対して連絡

- ・ 07 : 17 7時12分に発生した福島県浜通りを震源とする地震において震度5弱以上を観測した福島県に対し、適切な対応及び被害報告について要請するとともに、いわき市消防本部に対し、119番通報及び被害の状況を確認「現在のところ119番通報はなし」
- ・ 07 : 38 7時34分に発生した福島県浜通りを震源とする地震において震度5弱以上を観測した福島県及び茨城県に対し、適切な対応及び被害報告について要請
- ・ 07 : 48 震度5弱以上を観測したいわき市消防本部及び鹿行広域事務組合消防本部に対し、119番通報及び被害状況を確認
- ・ 19 : 00 18時55分に発生した福島県浜通りを震源とする地震において震度5弱以

- 上を観測した福島県に対し、適切な対応及び被害報告について要請
- ・ 19 : 02 震度5弱以上を観測したいわき市消防本部に対し、119番通報及び被害状況を確認「現在のところ119番通報なし」
- 3月27日
 - 消防庁長官がJビレッジ及びいわき市立総合体育館において緊急消防援助隊等の状況を現地確認
- 3月28日
 - 「大規模災害時における救急救命士の特定行為に関するプロトコール及び指示体制等について（事務連絡）」を各都道府県に対して連絡
 - 「平成23年東北地方太平洋沖地震に対応した消防法令の運用について（消防予第92号及び消防危第52号）」を各都道府県及び消防本部に連絡
 - 「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る石油コンビナート等特別防災区域の防災対策について（消防特第35号）」を関係道府県に連絡
- 3月30日
 - 「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う津波による毒物又は劇物等の流出事故等に係る対応について（事務連絡）」を各都道府県及び消防本部に連絡
 - 「被災地への消防車両等の無償譲渡について」を関係消防本部に連絡
- 4月1日
 - 消防庁長官が宮城県及び福島県にて緊急消防援助隊等の状況を現地確認
- 4月2日
 - 有事即応のため、東京消防庁からヘリで活動隊員を早期投入し活動できるよう、いわき市消防本部へ消防車両等の管理を依頼
- 4月4日
 - ・ 13 : 30 消防庁職員1人を宮城県に追加派遣
- 4月7日
 - ・ 23 : 32 宮城県沖を震源とする地震において、震度5弱以上を観測等した県に対し、適切な対応及び被害報告について要請するとともに、関係消防本部に直接被害状況の問い合わせを実施。
 - 緊急消防援助隊について、出場中の部隊（岩手県に5隊24人、宮城県に162隊603人、福島県に133隊406人）と別に、出動可能隊数の報告を求め、12県422隊1,528人が出動可能であることを確認（4月8日2:50時点）
- 4月8日
 - ・ 00 : 34 消防庁長官から東京消防庁、埼玉県、愛知県及び茨城県の航空部隊に出動準備の要請
 - 解除（4月8日7:58）
- 4月11日
 - ・ 17 : 20 17時16分に発生した福島県浜通りを震源とする地震において、震度5弱以上を観測した県に対し、適切な対応及び被害報告について要請するとともに、関係消防本部に直接被害状況の問い合わせを実施

- 緊急消防援助隊について、出場中の部隊（岩手県 2 隊 5 人、宮城県 156 隊 565 人、福島県 47 隊 141 人）とは別に、出動可能隊数の報告を求め、13 県 456 隊 1,736 人が出動可能であることを確認（4 月 11 日 20:00 時点）
- ・ 20:00 福島県内の緊急消防援助隊のうち、指揮隊 1 隊（神奈川県隊）、救急隊 6 隊（神奈川県隊 2 隊、群馬県隊 2 隊及び千葉県隊 2 隊）が出動準備
→ いわき市田人町石住の家屋倒壊現場に向け出動（20:19）→ 全隊現場到着し、救助活動を実施（22:34）
→ 消防隊活動 終了（4 月 12 日 6:05）
- 4 月 12 日
- ・ 14:10 14 時 07 分に発生した福島県中通りを震源とする地震において、震度 5 弱以上を観測した福島県及び茨城県に対し、適切な対応及び被害報告について要請するとともに、関係消防本部に直接被害状況の問い合わせを実施
 - ・ 15:00 緊急消防援助隊について、出場中の部隊（宮城県 138 隊 477 人、福島県 46 隊 140 人）とは別に、出動可能隊数の報告を求め、9 県 281 隊 1,060 人が出動可能であることを確認
- 4 月 13 日
- 消防庁長官が岩手県にて緊急消防援助隊等の状況を現地確認
- 4 月 22 日
- 消防庁から職員を派遣し、双葉地方広域市町村圏組合消防本部と郡山地方広域消防組合消防本部との業務調整及び現地確認を実施
- 4 月 27 日
- 消防庁から職員を派遣し、相馬地方広域消防本部、福島市消防本部、福島県災害対策本部及び原子力災害現地対策本部との業務調整及び現地確認を実施
- 6 月 6 日
- 消防庁国民保護・防災部長が福島県にて福島県下消防機関消防長と意見交換及び緊急消防援助隊全隊の帰任を確認
- 7 月 23 日
- ・ 13:40 13 時 34 分に発生した宮城県沖を震源とする地震において、震度 5 強を観測した岩手県に対し、適切な対応及び被害報告について要請するとともに、関係消防本部に直接被害状況の問い合わせを実施
- 7 月 31 日
- ・ 03:58 3 時 53 分に発生した福島県沖を震源とする地震において、震度 5 弱以上を観測した福島県、茨城県及び栃木県に対し、適切な対応及び被害報告について要請するとともに、関係消防本部に直接被害状況の問い合わせを実施
- 9 月 29 日
- ・ 19:10 19 時 05 分に発生した福島県浜通りを震源とする地震において、震度 5 強を観測した福島県に対し、適切な対応及び被害報告について要請するとともに、関係消防本部に直接被害状況の問い合わせを実施
- 11 月 20 日
- ・ 10:23 10 時 28 分に発生した茨城県北部を震源とする地震において、震度 5 強を

観測した茨城県に対し、適切な対応及び被害報告について要請するとともに、震度５弱以上を観測した関係消防本部に直接被害状況の問い合わせを実施

《平成２４年》

３月１４日

- ・ ２１：０７ ２１時０５分に発生した千葉県東方沖を震源とする地震において、震度５弱以上を観測した茨城県及び千葉県に対し、適切な対応及び被害報告について要請するとともに、関係消防本部に直接被害状況の問い合わせを実施

８月３０日

- ・ ０４：１３ ４時０５分に発生した宮城県沖を震源とする地震において、震度５強を観測した宮城県に対し、適切な対応及び被害報告について要請するとともに、震度５弱以上を観測した関係消防本部に直接被害状況の問い合わせを実施

《平成２５年》

４月１日

消防庁と全国消防長会が連携し双葉地方広域市町村圏組合消防本部に対して、全国２２消防本部から消防活動等の業務支援のため消防職員を派遣（４月１日～９月３０日）

- ・ 福島県内７本部 １２人
- ・ 全国１５本部 １８３人

（海上保安庁）

平成２３年３月１１日から令和７年３月１日までの対応状況は以下のとおり。

○救助・捜索等の状況

- ・ 遺体揚収 ４１０体
- ・ 潜水捜索 １, ２５７ヶ所
- ・ 人命救助 ３６０人
- ・ 漂流船舶の調査 ５０６隻

○防波堤灯台の復旧

- ・ 令和２年１０月２０日をもって、被災した全ての航路標識について復旧完了（全１５５基。廃止３基を除く。）

○水路測量等の状況

- ・ 被災港湾３１ヶ所において水路測量が終了。水路測量の成果を海図に反映させる作業を行い、改定に必要な海図３１図（延べ５４回の改訂）全ての改訂を完了。（以後、復興状況に応じ、随時改訂を実施）

（防衛省）

平成２３年３月１１日

- ・ １４：５２ 岩手県知事より災害派遣要請。

- ・ 15 : 02 宮城県知事から東北方面総監に対し、災害対策派遣要請。
- ・ 15 : 26 陸自第 21 普通科連隊の連絡要員を秋田県庁へ派遣
- ・ 15 : 23 東北方面総監部から福島県庁へ連絡要員を派遣。
- ・ 15 : 30 陸自第二施設団から宮城県庁へ連絡要員を派遣。
- ・ 16 : 03 陸自第 6 師団の連絡要員を宮城県庁へ派遣。
- ・ 16 : 20 茨城県知事より災害派遣要請
- ・ 16 : 47 福島県知事から第 44 普通科連隊（福島）へ災害派遣要請
- ・ 16 : 54 青森県知事より災害派遣要請
- ・ 18 : 00 大規模災害対処派遣命令
- ・ 18 : 50 北海道知事より災害派遣要請
- ・ 19 : 30 原子力災害対処派遣命令

3月12日

- ・ 01 : 00 千葉県知事より災害派遣要請

3月13日

- ・ 15 : 00 北海道知事より災害派遣撤収要請

3月16日

- ・ 閣議決定をもって予備自衛官、即応予備自衛官の災害招集に係る内閣総理大臣の承認を得て、防衛省・自衛隊として初めてとなる災害招集命令を発出。

3月18日

- ・ 東北地方太平洋沖地震による被災地域において自衛隊の部隊が実施する救援活動等に係る予備費の使用を決定。（閣議決定）

4月5日

- ・ 08 : 30 千葉県知事より災害派遣撤収要請

4月18日

- ・ 17 : 00 青森県知事より災害派遣撤収要請

4月27日

- ・ 16 : 30 茨城県知事より災害派遣撤収要請

7月26日

- ・ 09 : 30 岩手県知事より災害派遣撤収要請

8月1日

- ・ 宮城県知事より災害派遣撤収要請

8月31日

- ・ 09 : 00 大規模震災災害派遣集結命令

（内閣府）

平成23年3月12日

- ・ 被災者生活再建支援法の適用（適用日：3月11日、岩手県県内全域）

3月13日

- ・ 「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべ

き措置の指定に関する政令」により、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、農地等の災害復旧等に係る補助の特別措置、水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助など、合計18の措置を適用

- ・被災者生活再建支援法の適用（適用日：3月11日、青森県県内全域、福島県県内全域）

3月14日

- ・被災者生活再建支援法の適用（適用日：3月11日、宮城県県内全域）

3月16日

- ・被災者生活再建支援法の適用（適用日：3月11日、茨城県県内全域、

適用日：3月12日、長野県栄村）

3月18日

- ・防災担当大臣が、福島県の防災状況を現地調査
- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により、東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定し、行政上の権利利益の満了日の延長等を適用
- ・被災者生活再建支援法の適用（適用日：3月11日、千葉県県内全域）

3月19日

- ・被災者生活再建支援法の適用（適用日：3月11日、栃木県県内全域）

3月25日

- ・被災者生活再建支援法の適用（適用日：3月12日、長野県十日町市、津南町）

4月3日、4日

- ・防災担当大臣が、宮城県の被災等状況を現地調査

4月15日

・「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」により、農林漁業者等への貸付限度額の上乗せ及び償還期限の延長

6月21日

- ・被災者生活再建支援法の適用（適用日：3月11日、埼玉県加須市（旧大利根町））

7月12日

・被災者生活再建支援法の適用（適用日：3月11日、埼玉県加須市（旧北川辺町）、久喜市）

8月18日

- ・被災者生活再建支援法の適用（適用日：3月11日、東京都板橋区）

（金融庁）

平成23年3月11日

- ・平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社、火災共済協同組合に対して、可能な限りの便宜措置等を依頼する通知を发出
- ・金融機関等の状況を記者クラブ投込み。以降、随時公表。

3月13日

- ・新潟県及び長野県内の関係金融機関等に対し、日本銀行と財務省関東財務局の連名で「長野県北部の地震にかかる災害に対する金融上の措置について」を発出し、預金の払い戻し時の柔軟な取扱い等、被害者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずることを要請した。
- ・3月14日以降、金融市場及び証券市場において通常通り取引を行うこと、その際、金融庁において災害の発生に乗じた不適切な取引を防止するため市場の厳格な監視を行っていくこと等を内容とする「金融担当大臣談話」を公表

3月14日

- ・監督局長名で金融機関等に対し「計画停電に伴う節電等について」を発出。

3月18日

- ・「義援金等を装った詐欺にご注意！」を公表。

3月20日

- ・監督局長及び東北・関東財務局長名で金融機関等に対し「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置の更なる周知徹底等について」を発出

3月23日

- ・監督局長及び全国の財務局長名で金融機関等に対し「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害等を踏まえた年度末金融の円滑化について」を発出

（消費者庁）

平成23年3月17日

- ・被災地への生活関連物資の安定供給のため、首都圏等の消費者に対し生活関連物資の買い急ぎ、買いだめを控えるよう求める「消費者担当大臣からの生活関連物資の購買に関するお願い」を公表
- ・経済産業省に対し、不要不急の購入、買い急ぎ、買いだめなどを控えてもらいたい旨、店頭の掲示等によりお願いしていただくなどの協力要請を関係流通団体等に行ってもらえるよう要請

3月18日

- ・「震災に関する義捐金詐欺にご注意ください」を公表

3月24日

- ・消費者庁食品表示課長名で各都道府県等の衛生主管部局長に対して「東北地方太平洋沖地震を受けた製造所固有記号の表示の運用について」を発出し、食料の円滑な供給のため、製造所固有記号の取扱いの特例を通知
- ・消費者庁食品表示課長名で各都道府県等の衛生主管部局長に対して「東北地方太平洋沖地震を受けた食品衛生法に基づく表示基準の経過措置の運用について」を発出し、当分の間の取締りに係る取扱いの特例を通知

3月25日

- ・消費者庁食品表示課長名で各都道府県等の衛生主管部局長に対して「東北地方太平洋沖地震に伴う容器入り飲料水に係る食品衛生法に基づく表示基準の運用について」を発出し、当分の間の取締りに係る取扱いの特例を通知
- ・消費者庁食品表示課長及び農林水産省消費・安全局表示・規格課長の連名で、各都道府県

ＪＡＳ法担当課長に対して「東北地方太平洋沖地震に伴う容器入り飲料水に係るＪＡＳ法の運用について」を発出し、当分の間の取締りに係る取扱いの特例を通知

3月27日

- ・国民生活センターに「震災に関連する悪質商法110番」を開設（相談対象地域：岩手県、宮城県、福島県）

3月29日

- ・消費者庁食品表示課長及び農林水産省消費・安全局表示・規格課長の連名で、各都道府県ＪＡＳ法担当課長に対して「東北地方太平洋沖地震に伴う加工食品に係るＪＡＳ法の運用について」を発出し、当分の間の取締りに係る取扱いの特例を通知

3月31日

- ・「住宅の修理工事等の勧誘を受けたときは工事の内容や契約条件をよく確認しましょう」を公表

4月11日

- ・「震災に関連する悪質商法110番」の相談対象地域に茨城県を追加

（総務省）

平成23年3月11日

- ・14時46分 総務省対策本部設置
- ・16時00分 総務省非常災害対策本部設置
- ・日本放送協会、日本民間放送連盟及び東北のラジオ各社（青森放送、エフエム青森、アイビーシー岩手放送、エフエム岩手、東北放送、エフエム仙台、秋田放送、エフエム秋田、山形放送、エフエム山形、ラジオ福島及びエフエム福島）それぞれに対し、「被災地ではラジオによる情報伝達が重要なので、地域住民が必要とする情報をしっかり伝えるよう、災害情報の伝達に最大限の努力を払って頂きたい。」旨、口頭要請。
14日（月）、東北におけるコミュニティ放送会社（27社）に対しても、被災者の生活支援や復旧のための放送の実施に努めていただけるよう口頭要請。
- ・これまで、東北・北関東24市町から震災に係る災害情報を市民に提供するための臨時災害放送局（FM放送）の開設について、東北・関東総合通信局において、口頭による申請に対して臨機の措置として直ちに許可した。

3月12日

- ・市町村庁舎の直接被災等により、行政機能に支障を生じている場合に、国の職員の派遣、関係府省・関係団体等との連絡調整を含む支援に関し、県からの相談に応じるため、市町村行政機能サポート窓口を総務省内に設置。
- ・12日以降順次、内閣府に対して、ＮＴＴ、ＮＨＫ等及び民間放送事業者の重要施設の自家発電用軽油等に、政府備蓄を回すよう要請。
- ・避難所の被災者のため、ＮＨＫがメーカーの協力を得ながら700台を超えるテレビを確保、一部の地域では既にテレビの設置を開始。
- ・日本郵政(株)に対し「郵便物の送達、貯金・保険の非常取扱いはじめ、被災地域の方々の生活支援にグループの総力を挙げて、取り組み」を要請。
- ・日本データ通信協会及び携帯電話事業者等に対し、誤った情報を内容とするチェーンメー

ル等に関する注意喚起を要請。総務省ウェブページでも周知。

3月13日

- ・総務大臣、総務副大臣が岩手県及び宮城県を視察
- ・住民の安否確認や被災者に対して緊急に行うべき事務について、都道府県が条例に定めることにより住基ネットの保有する本人確認情報を適切に活用するよう、また、転出証明書を発行できない被災市区町村からの転入があった場合、転入地において、氏名、住所、転入年月日、生年月日、戸籍の表示等に各住民からの届け出に基づき、住基ネットの保有する本人確認情報を活用することにより転入届を受理するよう、各都道府県宛に通知。
- ・3月13日（日）、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく政令を制定し、運転免許証等の許認可有効期間の延長等の措置を実施。

3月14日

- ・地方公務員共済組合に対し、共済組合の判断により一部負担金の徴収猶予及び減免ができること、組合員証等を紛失した場合に速やかに再交付を行うこと等について連絡。
- ・地方公共団体に対し、被災者に対する地方税、使用料、手数料等の減免措置等及び減免による減収額について歳入欠かん債の発行が可能である旨等を通知。
- ・携帯電話事業者に対し、計画停電の実施に関する周知広報活動への協力を依頼。
- ・災害救助法の適用を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、東京都、長野県、新潟県の市町村内の無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。（東京都、長野県、新潟県については5月9日まで。）
- ・電気通信事業者協会及び固定電話事業者等に対し、停電時の固定電話サービスの利用に関する注意喚起を要請。総務省ウェブページでも周知

3月15日

- ・（財）日本データ通信協会に対し、地震情報を装って出会い系サイトなどのウェブサイトへ誘導するなどの悪質なメールに関する注意喚起を要請。総務省ウェブページでも周知。

3月16日

- ・被害を受けた地方公共団体が、今年度（平成22年度）において、①地方税等の減免によって生じる財政収入の不足、及び②災害応急対策等の地方負担、の財源として地方債を発行することを可能とする政令改正を公布・施行。
- ・災害救助法の適用を受けた茨城県、栃木県及び千葉県の市町村内の無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。

3月18日

- ・被災地域の災害対策を支援する体制強化のため、大臣官房総務課に災害対策支援室を設置し、3名の要員を配置。
- ・地方公共団体に対し、被災者の受入れその他の被災地応援に要する経費に対する特別交付税措置について、阪神・淡路大震災における措置を踏まえ、今後、関係地方団体の実情を把握した上で所要の特別交付税措置を講じる旨を通知。
- ・新たに災害救助法の適用を受けた福島県及び栃木県の市町村内の無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施

3月23日

- ・東北管区行政評価局及び東北総合通信局において、被災地となった市町村を支援するため、職員派遣を開始。
- ・日本政策金融公庫の恩給担保貸付に必要となる「支給状態証明書」の発行及び「恩給証書」の再発行の手続きについて、被災地域に所在する同公庫支店で受付を行い、同公庫と総務省人事・恩給局の間で処理することにより恩給担保貸付手続きの迅速化を図ることとした。
- ・北海道管区行政評価局、青森行政評価事務所、茨城行政評価事務所、栃木行政評価事務所及び千葉行政評価事務所において、「震災行政相談専用フリーダイヤル」を開設。（青森行政評価事務所、茨城行政評価事務所、栃木行政評価事務所及び千葉行政評価事務所については6月30日終了。北海道管区行政評価局については8月31日終了。）
- ・住宅が全半壊した者などに対しては、医療機関は組合等から組合員等負担分を徴収せず、審査支払い機関へ組合員等負担分も含めて全額（10割）を請求することを関係団体等を通じて医療機関に連絡。併せて、一部負担金等については、免除・猶予することが可能なことを改めて地方公務員共済組合等に連絡。

3月24日

- ・東北管区行政評価局、岩手行政評価事務所及び福島行政評価事務所において、「震災行政相談専用フリーダイヤル」を開設。（平成25年3月31日終了）

3月25日

- ・災害救助法の適用を受けた地域（東京都を除く）に居住する恩給関係債権の債務者に対し、督促状及び催告状の送付を停止する尾措置を実施。
- ・被災者が本人確認書類を消失し、携帯電話の契約に際して、本人であることを確認できる書類がない場合であっても、被災者が携帯電話の契約を行うことができるよう、本人確認の方法等に関して特例を設けた。
- ・新たに災害救助法の適用を受けた千葉県の市町村内の無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。

3月30日

- ・青森、岩手、宮城、福島、茨城の各県に対し、国勢調査を基に被災地域の人口、世帯数を把握するための統計地図を、地方公共団体の要望に応じて提供する旨を連絡

4月1日

- ・NHK、民放連に対し、災害に係る正確かつきめ細やかな情報を迅速に国民に提供するよう、文書で要請。

4月4日

- ・被災地に派遣されている者が円滑に不在者投票を行えるようにするため、30人の職員を岩手県滝沢村、遠野市及び宮城県仙台市の選挙管理委員会に派遣し、臨時不在者投票投票記載場所の設置・運営等を全面的に支援。

4月6日

- ・恩給の定期支給において、被災地域に居住する現金払いの受給者について、以下の特例取扱を取るべく財務省、日本銀行等と調整済。
 - －受給者が指定した郵便局以外の郵便局でも受給を可能とする。
 - －送金通知書及び恩給証書を亡失等した場合でも、郵便局における本人確認を経て受給を可能とする。

- ・電気通信事業者関係団体に対し、東日本大震災に係るインターネット上の流言飛語について、各団体所属の電気通信事業者等が表現の自由に配慮しつつ適切に対応するよう、周知及び必要な措置を講じることを要請。また、(財)日本データ通信協会及び違法・有害情報相談センターに対し、引き続き、状況の把握等に努めるよう要請。

- ・経済産業省及び内閣官房と共同で、震災対応に係る情報発信に関し、公共機関において民間ソーシャルメディアを活用する際の留意点等を指針として策定。

4月12日

- ・平成22年国勢調査速報結果を基に作成した、青森県、岩手県、宮城県及び福島県における浸水による被災地域の人口、世帯数を把握するための統計地図を、統計局ウェブページに掲載。

4月15日

- ・統計調査の結果公表の際、震災に対応した特別の取扱(調査地域の変更等)を行っている場合には、その内容を政府統計の総合窓口(e-Stat)やホームページに掲載する等して利用者に情報提供するよう、各府省に要請。

4月18～21日

- ・被災地に派遣されている者が円滑に不在者投票を行えるようにするため、22人の職員を岩手県遠野市及び宮城県仙台市の選挙管理委員会に派遣し、臨時不在者投票投票記載場所の設置・運営等を全面的に支援。

4月21日

- ・平成22年国勢調査速報集計結果に基づく、青森県、岩手県、宮城県、福島県における浸水による被災地域の人口、世帯数を把握するための統計地図について、国土地理院提供の浸水範囲概況を活用したものを作成し、統計局ウェブページに掲載。

4月25日

- ・浸水による被災地域の人口、世帯数を把握するための統計地図について、茨城県及び千葉県を作成し、統計局ウェブページに掲載。

5月9日

- ・東日本大震災の被災地における通信・放送インフラの復旧・復興を支援するため、東北総合通信局に「東日本大震災復興対策支援室」を設置。
- ・被災地域に居住する現金払いの恩給受給者に対する通知(上記4月6日の特例取扱の期限が7月11日までであることの通知及び口座振込への切替勧奨)を郵便事業株式会社による事前の配達先調査の上、発送。

5月11日

- ・平成21年経済センサス基礎調査に基づく、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県における、全域及び浸水による被災地域の産業別全事業所数及び従業者数について特別集計を行い、統計局ウェブページに掲載。

5月31日

- ・平成22年国勢調査に基づく、宮城県仙台市宮城野区及び若林区における町丁・字等別の男女・年齢別人口及び産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を行い、統計局HPに掲載するとともに、当該地方公共団体に提供。

6月2日

- ・平成 22 年国勢調査に基づき、岩手県、宮城県（仙台市宮城野区及び若林区以外）及び福島県における町丁・字等別の男女・年齢別人口及び産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を行い、統計局 HP に掲載するとともに、当該地方公共団体に提供。

6 月 1 5 日

- ・平成 21 年経済センサス基礎調査に基づく、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県における町丁・大字別の産業別全事業所数及び従業者数等について、他の都道府県結果に先立ち確報を公表。

6 月 2 4 日

- ・平成 22 年国勢調査に基づく、宮城県（仙台市宮城野区及び若林区以外）及び福島県における町丁・字等別の産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を行い、統計局 HP に掲載するとともに、当該地方公共団体に提供。

7 月 1 2 日

- ・平成 22 年国勢調査に基づく、岩手県における町丁・字等別の産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を行い、統計局 HP に掲載するとともに、当該地方公共団体に提供。

1 2 月 2 1 日

- ・福島県が県民に対して実施している放射性物質等による内部被ばくの検査の円滑かつ効率的な実施を推進するため、全国の二次・三次被ばく医療機関にあるホールボディカウンタを有効活用するよう、内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チームに要請通知。

< 特別行政相談所の開設状況（令和 7 年 3 月 1 日現在） >

開設日	開設局所	開設場所
H23 3/30	青森行政評価事務所	青森県八戸市
4/12	青森行政評価事務所	青森県おいらせ町
4/12	福島行政評価事務所	福島県相馬市
4/14	東北管区行政評価局	宮城県仙台市
4/15	福島行政評価事務所	福島県福島市
4/17	近畿管区行政評価局	大阪府大阪市西成区
4/20	東北管区行政評価局	宮城県岩沼市
4/20	茨城行政評価事務所	茨城県日立市
4/21	福島行政評価事務所	福島県会津若松市
4/25	岩手行政評価事務所	岩手県久慈市
4/25	千葉行政評価事務所	千葉県松戸市
4/26	岩手行政評価事務所	岩手県雫石町
4/27	東北管区行政評価局	宮城県松島町
4/27	岩手行政評価事務所	岩手県宮古市
4/27	福島行政評価事務所	福島県いわき市
4/28	岩手行政評価事務所	岩手県花巻市
4/28	茨城行政評価事務所	茨城県潮来市
5/10	東北管区行政評価局	宮城県塩竈市

5/10	岩手行政評価事務所	岩手県大槌町
5/10	福島行政評価事務所	福島県南相馬市
5/10	近畿管区行政評価局	大阪市西淀川区
5/11	岩手行政評価事務所	岩手県山田町
5/12	岩手行政評価事務所	岩手県陸前高田市
5/17	岩手行政評価事務所	岩手県大槌町
5/18	東北管区行政評価局	宮城県南三陸町
5/18	岩手行政評価事務所	岩手県遠野市
5/18	福島行政評価事務所	福島県白河市
5/19	岩手行政評価事務所	岩手県陸前高田市
5/19	群馬行政評価事務所	群馬県草津町
5/20	群馬行政評価事務所	群馬県東吾妻町
5/23	東北管区行政評価局	宮城県亘理町
5/24	岩手行政評価事務所	岩手県大槌町
5/24	福島行政評価事務所	福島県矢吹町
5/25	岩手行政評価事務所	岩手県釜石市
5/26	岩手行政評価事務所	岩手県岩泉町
5/26	岩手行政評価事務所	岩手県陸前高田市
5/27	東北管区行政評価局	宮城県石巻市
5/30	群馬行政評価事務所	群馬県片品村
5/31	東北管区行政評価局	宮城県多賀城市
5/31	岩手行政評価事務所	岩手県大槌町
5/31	岩手行政評価事務所	岩手県野田村
5/31	福島行政評価事務所	福島県須賀川市
6/1	岩手行政評価事務所	岩手県山田町
6/2	近畿管区行政評価局	大阪府大阪市
6/3	東北管区行政評価局	宮城県気仙沼市
6/8	岩手行政評価事務所	岩手県田野畑村
6/9	東北管区行政評価局	宮城県気仙沼市
6/9	新潟行政評価事務所	新潟県上越市
6/10	福島行政評価事務所	福島県福島市
6/10	岩手行政評価事務所	岩手県大船渡市
6/10	東北管区行政評価局	埼玉県加須市
6/11	福井行政評価事務所	福井県大野市
6/14	東北管区行政評価局	宮城県七ヶ浜町
6/14	岩手行政評価事務所	岩手県大槌町
6/14	新潟行政評価事務所	新潟県新潟市
6/15	福島行政評価事務所	福島県新知町
6/16	岩手行政評価事務所	岩手県陸前高田市

6/16	秋田行政評価事務所	秋田県鹿角市
6/17	東北管区行政評価局	宮城県女川市
6/18	福井行政評価事務所	福井県勝山市
6/20	東北管区行政評価局	宮城県名取市
6/22	岩手行政評価事務所	岩手県野田村
6/22	岩手行政評価事務所	岩手県山田町
6/22	岩手行政評価事務所	岩手県大船渡市
6/22	福島行政評価事務所	福島県会津若松市
6/23	東北管区行政評価局	宮城県山元町
6/28	東北管区行政評価局	宮城県東松島市
6/28	山形行政評価事務所	山形県米沢市
6/29	福島行政評価事務所	福島県郡山市
6/29	新潟行政評価事務所	新潟県見附市
6/29	近畿管区行政評価局	大阪府大阪市
7/2	新潟行政評価事務所	新潟県湯沢町
7/4	新潟行政評価事務所	新潟県柏崎市
7/4	岩手行政評価事務所	岩手県陸前高田市
7/5	岩手行政評価事務所	岩手県陸前高田市
7/7	岩手行政評価事務所	岩手県山田町
7/9	近畿管区行政評価局	大阪府豊中市
7/11	新潟行政評価事務所	新潟県刈羽村
7/12	奈良行政評価事務所	奈良県奈良市
7/14	兵庫行政評価事務所	兵庫県神戸市
7/15	福島行政評価事務所	福島県南相馬市
7/21	東北管区行政評価局	宮城県山元町
7/21	岩手行政評価事務所	岩手県山田町
7/26	東北管区凝視評価局	宮城県大崎町
7/26	新潟行政評価事務所	新潟県三条市
7/27	福島行政評価事務所	福島県相馬市
7/27	奈良行政評価事務所	奈良県宇陀市
8/3	東北管区行政評価局	宮城県登米市
8/5	福島行政評価事務所	福島県会津美里町
8/9	岩手行政評価事務所	岩手県野田村（2力所）
8/11	岩手行政評価事務所	岩手県宮古市
8/23	岩手行政評価事務所	岩手県野田村（2力所）
8/24	岩手行政評価事務所	岩手県田野畑村
8/24	福島行政評価事務所	福島県いわき市
8/25	東北管区行政評価局	宮城県名取市
8/28	福島行政評価事務所	福島県福島市

8/30	岩手行政評価事務所	岩手県岩泉町（2 力所）
8/30	兵庫行政評価事務所	兵庫県神戸市
8/31	福島行政評価事務所	福島県川俣町
8/31	岩手行政評価事務所	岩手県大槌町
9/6	東北管区行政評価局	宮城県南三陸町
9/7	岩手行政評価事務所	岩手県釜石市（2 力所）
9/8	東北管区行政評価局	宮城県女川町
9/8	福島行政評価事務所	福島県田村市
9/13	岩手行政評価事務所	岩手県宮古市
9/13	東北管区行政評価局	宮城県気仙沼市
9/14	東北管区行政評価局	宮城県気仙沼市
9/14	福島行政評価事務所	福島県伊達市
9/15	岩手行政評価事務所	岩手県山田町（2 力所）
9/16	東北管区行政評価局	宮城県石巻市
9/21	岩手行政評価事務所	岩手県陸前高田市（2 力所）
9/22	東北管区行政評価局	宮城県七ヶ浜町
9/28	福島行政評価事務所	福島県いわき市
9/29	東北管区行政評価局	宮城県岩沼市
9/29	岩手行政評価事務所	岩手県大船渡市
10/15	滋賀行政評価事務所	滋賀県長浜市
10/18	岩手行政評価事務所	岩手県盛岡市
10/19	東北管区行政評価局	宮城県仙台市
10/21	福島行政評価事務所	福島県郡山市
10/25	岩手行政評価事務所	岩手県陸前高田市
10/30	東北管区行政評価局	宮城県東松島市
11/8	岩手行政評価事務所	岩手県釜石市
11/10	京都行政評価事務所	京都府京都市
11/22	岩手行政評価事務所	岩手県山田町
11/22	福島行政評価事務所	福島県二本松市
12/7	岩手行政評価事務所	岩手県大槌町
12/8	東北管区行政評価局	宮城県石巻市（雄勝支所）
12/8	福島行政評価事務所	福島県白河市
12/13	岩手行政評価事務所	岩手県大船渡市
12/15	東北管区行政評価局	宮城県石巻市（牝鹿支所）
12/18	福島行政評価事務所	福島県大玉村
H24 1/12	東北管区行政評価局	宮城県気仙沼市
1/18	岩手行政評価事務所	岩手県宮古市
1/18	福島行政評価事務所	福島県伊達市
1/18	福島行政評価事務所	福島県桑折町

1/27	福島行政評価事務所	福島県南相馬市
2/2	東北管区行政評価局	宮城県気仙沼市
2/8	福島行政評価事務所	福島県本宮市
2/9	東北管区行政評価局	宮城県南三陸町
2/16	東北管区行政評価局	宮城県石巻市
2/16	岩手行政評価事務所	岩手県陸前高田市
2/22	岩手行政評価事務所	岩手県野田村
2/27	福島行政評価事務所	福島県三春町（2 力所）
3/1	東北管区行政評価局	岩手県一関市
3/27	福島行政評価事務所	福島県福島市
4/27	福島行政評価事務所	福島県二本松市
5/17	福島行政評価事務所	福島県郡山市
5/23	岩手行政評価事務所	岩手県山田町
5/29	福島行政評価事務所	福島県福島市
5/31	福島行政評価事務所	福島県川俣町
6/6	福島行政評価事務所	福島県田村市
6/8	岩手行政評価事務所	岩手県陸前高田市
6/12	福島行政評価事務所	福島県福島市
6/15	東北管区行政評価局	宮城県石巻市
6/28	東北管区行政評価局	宮城県石巻市
7/4	岩手行政評価事務所	岩手県釜石市
7/4	福島行政評価事務所	福島県会津若松市
7/10	福島行政評価事務所	福島県会津美里町
7/12	東北管区行政評価局	宮城県南三陸町
7/19	東北管区行政評価局	宮城県山元町
7/19	岩手行政評価事務所	岩手県大船渡市
8/1	岩手行政評価事務所	岩手県大槌町
8/8	福島行政評価事務所	福島県新地町
8/9	岩手行政評価事務所	岩手県宮古市
8/22	福島行政評価事務所	福島県白河市
9/13	岩手行政評価事務所	岩手県山田町
9/25	福島行政評価事務所	福島県白河市
10/3	福島行政評価事務所	福島県南相馬市
10/15	東北管区行政評価局	宮城県仙台市
10/16	岩手行政評価事務所	岩手県盛岡市
10/17	福島行政評価事務所	福島県福島市
10/23	岩手行政評価事務所	岩手県陸前高田市
10/25	東北管区行政評価局	宮城県名取市
10/25	福島行政評価事務所	福島県郡山市

10/30	東北管区行政評価局	宮城県気仙沼市
11/6	福島行政評価事務所	福島県いわき市
11/27	福島行政評価事務所	福島県相馬市
12/3	福島行政評価事務所	福島県いわき市
12/13	岩手行政評価事務所	岩手県大船渡市
12/18	岩手行政評価事務所	岩手県大槌町
H25 1/21	福島行政評価事務所	福島県郡山市
1/26	東北管区行政評価局	宮城県山元町
2/5	東北管区行政評価局	宮城県気仙沼市
2/16	東北管区行政評価局	宮城県登米市
2/19	岩手行政評価事務所	岩手県釜石市
2/20	東北管区行政評価局	宮城県石巻市
2/20	福島行政評価事務所	福島県福島市
3/5	岩手行政評価事務所	岩手県野田村
3/5	福島行政評価事務所	福島県いわき市
3/8	岩手行政評価事務所	岩手県宮古市
5/28	福島行政評価事務所	福島県いわき市
6/24	福島行政評価事務所	福島県相馬市
6/25	東北管区行政評価局	宮城県石巻市
6/25	岩手行政評価事務所	岩手県宮古市
7/8	福島行政評価事務所	福島県いわき市
7/9	岩手行政評価事務所	岩手県大船渡市
7/23	岩手行政評価事務所	岩手県陸前高田市
7/24	岩手行政評価事務所	岩手県陸前高田市
7/30	福島行政評価事務所	福島県いわき市
8/3	岩手行政評価事務所	岩手県大槌町
8/7	福島行政評価事務所	福島県南相馬市
8/22	東北管区行政評価局	宮城県南三陸町
9/18	岩手行政評価事務所	岩手県宮古市
9/19	岩手行政評価事務所	岩手県宮古市
9/20	福島行政評価事務所	福島県福島市
10/18	福島行政評価事務所	福島県西郷村
10/31	福島行政評価事務所	福島県郡山市
11/6	福島行政評価事務所	福島県田村市
11/13	岩手行政評価事務所	岩手県大槌町
11/27	岩手行政評価事務所	岩手県山田町
12/5	福島行政評価事務所	福島県大玉村
12/20	福島行政評価事務所	福島県会津若松市
H26 1/20	福島行政評価事務所	福島県いわき市

1/28	東北管区行政評価局	宮城県女川町
2/6	東北管区行政評価局	宮城県気仙沼市
2/17	東北管区行政評価局	宮城県石巻市
2/21	福島行政評価事務所	福島県いわき市
3/8	岩手行政評価事務所	岩手県釜石市
3/13	岩手行政評価事務所	岩手県岩泉町
3/13	福島行政評価事務所	福島県いわき市
4/21	福島行政評価事務所	福島県福島市
5/28	福島行政評価事務所	福島県福島市
6/11	岩手行政評価事務所	岩手県宮古市
6/12	岩手行政評価事務所	岩手県宮古市
6/17	福島行政評価事務所	福島県川俣町
7/3	福島行政評価事務所	福島県いわき市
7/8	東北管区行政評価局	宮城県石巻市
7/15	福島行政評価事務所	福島県いわき市
7/17	東北管区行政評価局	宮城県気仙沼市
7/29	福島行政評価事務所	福島県福島市
7/29	岩手行政評価事務所	岩手県大船渡市
7/30	岩手行政評価事務所	岩手県陸前高田市
7/31	岩手行政評価事務所	岩手県大船渡市
8/5	福島行政評価事務所	福島県鏡石町
9/9	岩手行政評価事務所	岩手県釜石市
9/10	岩手行政評価事務所	岩手県釜石市
9/11	福島行政評価事務所	福島県三春町
9/20	岩手行政評価事務所	岩手県大槌町
10/28	福島行政評価事務所	福島県郡山市
10/31	福島行政評価事務所	福島県会津若松市
12/3	福島行政評価事務所	福島県いわき市
12/6	岩手行政評価事務所	岩手県山田町
12/19	福島行政評価事務所	福島県南相馬市
H27 2/9	岩手行政評価事務所	岩手県山田町
2/12	福島行政評価事務所	福島県郡山市
5/29	福島行政評価事務所	福島県郡山市
6/24	岩手行政評価事務所	岩手県大船渡市
6/24	福島行政評価事務所	福島県いわき市
7/15	福島行政評価事務所	福島県いわき市
7/27	福島行政評価事務所	福島県いわき市
7/31	福島行政評価事務所	福島県大玉村
8/27	福島行政評価事務所	福島県郡山市

9/14	岩手行政評価事務所	岩手県大槌町
9/15	岩手行政評価事務所	岩手県釜石市
9/15	福島行政評価事務所	福島県三春町
10/28	福島行政評価事務所	福島県福島市
11/12	岩手行政評価事務所	岩手県宮古市
11/13	岩手行政評価事務所	岩手県山田町
11/25	岩手行政評価事務所	岩手県陸前高田市
12/1	福島行政評価事務所	福島県いわき市
H28 2/2	福島行政評価事務所	福島県南相馬市
2/25	福島行政評価事務所	福島県いわき市
5/26	福島行政評価事務所	福島県福島市
6/20	福島行政評価事務所	福島県いわき市
7/19	岩手行政評価事務所	岩手県釜石市
7/20	岩手行政評価事務所	岩手県大船渡市
7/20	東北管区行政評価局	宮城県気仙沼市
7/28	福島行政評価事務所	福島県郡山市
7/29	東北管区行政評価局	宮城県石巻市
9/12	東北管区行政評価局	宮城県亘理町
9/15	東北管区行政評価局	宮城県女川町
9/15	福島行政評価事務所	福島県二本松市
9/27	岩手行政評価事務所	岩手県宮古市
9/28	岩手行政評価事務所	岩手県宮古市
10/25	福島行政評価事務所	福島県郡山市
11/17	福島行政評価事務所	福島県相馬市
H29 5/25	福島行政評価事務所	福島県福島市
7/19	東北管区行政評価局	宮城県気仙沼市
7/28	東北管区行政評価局	宮城県石巻市
10/20	東北管区行政評価局	宮城県岩沼市
10/23	福島行政監視行政相談センター	福島県郡山市
11/24	東北管区行政評価局	宮城県多賀城市
H30 2/22	福島行政監視行政相談センター	福島県いわき市
7/24	東北管区行政評価局	宮城県気仙沼市
10/25	東北管区行政評価局	宮城県石巻市
11/16	東北管区行政評価局	宮城県東松島市
H31 2/14	福島行政監視行政相談センター	福島県いわき市
R1 9/18	東北管区行政評価局	宮城県気仙沼市
R2 10/28	東北管区行政評価局	宮城県気仙沼市
R4 10/7	東北管区行政評価局	宮城県気仙沼市

(法務省)

- ・震災に関する情報提供の窓口を法務省ホームページに開設。
- ・仙台入国管理局において、出入国手続に関するインフォメーションセンター（日本語）を24時間体制で実施。
- ・外国人の安否確認のための各県・駐日大使館等への情報提供、家族等からの照会対応のための体制整備
- ・石巻法務合同庁舎においては、検察職員、法務局職員数名が常駐し、最大60名程度の被災者が庁舎内に避難。1階会議室を避難場所として提供。
- ・東京矯正管区及び大阪矯正管区管内の職員40名を宮城刑務所に派遣していたところ、石巻市から要請があり、地域住民の支援に当たさせた。
- ・地元医師会等の要請に基づき、矯正施設に勤務する医師2名を被災住民の治療等の業務に当たさせた。
- ・平成23年新司法試験及び司法試験予備試験について、仙台市試験地での受験者に対する希望試験地の変更を法務省ホームページで周知。
- ・宮城県精神保健福祉協会の要請に基づき、仙台保護観察所の保護観察官及び社会復帰調整官が、避難住民等のメンタルヘルスケアに従事。
- ・福島自立更生促進センターの浴場を被災者に開放している。また、浴場利用者のうち希望者に対して、臨床心理士の資格を有する保護観察官等がメンタルヘルスケアを実施。
- ・日本司法支援センターの常勤弁護士等が、避難所に赴き、被災者に対して生活再建等に関する法制度等についての情報提供を実施。
- ・日本司法支援センターが、日弁連等と共催で、被災者を対象とした弁護士による無料電話相談を実施。

平成23年3月15日

- ・入国管理局では、我が国に在留する外国人で今般の大地震で被災した方々の安否確認に協力するため、次のような対応を本日から実施。
 - －外国人登録に基づく情報を県等に提供すること。
 - －人定確認にあたって、指紋による照会に応じること。
 - －出国事実について、家族等からの照会に応じること。
- ・成田空港（第1・第2ターミナル）に出入国関係の相談カウンターを設置し、一時帰国を希望する外国人の相談に対応

3月21日

- ・休日における緊急の出入国関係の相談・照会に対応するため法務省入国管理局に専用ダイヤルを設置、法務省ホームページに掲載。

4月8日

- ・国際移住機関（IOM）と協力して被災外国人への情報提供等の支援をするために被災地域への入管職員派遣（4/10～4/14）

(外務省)

- ・外務省ホームページに本地震に関するサイト（日本語・英語）立ち上げ済み。15日より中国

語、韓国語でも情報発信を開始。

- ・自治体への職員派遣：在日外国人対応のため、岩手県及び宮城県に職員6名を派遣（中国語専門家、岩手県3月17～23日（3名）、宮城県3月25日～31日（3名））。さらに、被災地方公共団体への国家公務員による人的支援として、岩手県宮古市へ職員4名を派遣（28日～31日）。

平成23年3月12日

- ・39ヶ国・地域から支援申し入れあり、数ヶ国（オーストラリア、米国、韓国、メキシコ、ニュージーランド）に対し救助犬を含むレスキューチーム派遣を要請

3月13日

- ・JICA事業関係招聘者の安否確認終了
- ・国際交流基金により訪日中の中国人高校生及び外国人研修生の安否確認終了
- ・日本赤十字と赤十字国際委員会（ICRC）が日本在住の外国人を主な対象として安否確認サイトを立ち上げ

3月17日

- ・在京大使館等からの外国人の安否確認が多く自治体に接到していることについて、知事から直接要請のあった岩手県への中国語の出来る外務省員の派遣を17日より実施中。

（財務省）

平成23年3月11日

- ・日本政策金融公庫、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫において相談窓口を設置

3月12日～（3月18日08:30）

- ・財務局・財務事務所から地方公共団体に対し無償貸付等が可能な未利用国有地等の情報提供（東北財務局、北海道財務局、関東財務局）

【未利用国有地】

- 一北海道財務局から北海道に対し、リストを提供。（198件）
- 一東北財務局から宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県に対し、リストを提供。（176件）
- 一関東財務局から埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、新潟県、長野県、群馬県に対し、リストを提供。（258件）

【国家公務員合同宿舎】

- 一北海道財務局から北海道に対し、リストを提供。（12住宅108戸）
- 一東北財務局から宮城県、青森県、岩手県、秋田県、福島県、山形県に対し、リストを提供。（36住宅339戸）
- 一関東財務局から千葉県、茨城県、栃木県、新潟県、長野県、埼玉県、群馬県に対し、リストを提供。（74住宅1,944戸）

【各省各庁所管財産（特別会計所属未利用国有地等）】

- 一北海道財務局より北海道に対し、リストを提供。（未利用国有地19件、省庁別宿舎5住宅45戸、庁舎12件）
- 一東北財務局より宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県に対し、リストを提供。（未利用国有地77件、省庁別宿舎7住宅23戸、庁舎9件）

一関東財務局より埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、新潟県、長野県、群馬県に対し、リストを提供。(未利用国有地 39 件、省庁別宿舍 34 住宅 263 戸、庁舎 9 件)

3月12日

- ・ 13 : 15 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県（対象地域については、今後、被災の状況を踏まえて見直し）の納税者に対して、国税に関する申告・納付等の期限の延長、この他の地域に居住し、申告等が困難な納税者についても、個別に申告・納付等の期限の延長が認められる旨、発表
- ・ 13 : 15 住宅・家財等の損失に係る雑損控除又は災害減免法による減免を平成 22 年分所得で適用するなどの税制上の対応策を講じる旨、発表
- ・ 13 : 15 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県（対象地域については、今後、被災の状況を踏まえて見直し）の被災者に対して、関税に関する法律に基づく申請等の期限の延長、証明書交付手数料の還付又は免除し、この他の地域に住所又は居所を有する申請等が困難な被災者についても、個別に申請等の期限の延長が認められる旨、発表
- ・ 沖縄振興開発金融公庫において特別相談窓口を設置
- ・ 日本政策金融公庫から指定金融機関（日本政策投資銀行、商工組合中央金庫）を通じた危機対応融資の対象への追加
- ・ 「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について」を閣議決定

3月14日

- ・ 各国家公務員共済組合の判断により、東北地方太平洋沖地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができること、組合員証等を紛失した場合に速やかに再交付を行うこと等について、国家公務員共済組合等に連絡。

3月15日

- ・ 被災者に対する個人向け国債の中途換金の特例（禁止期間にかかわらずいつでも中途換金可能）について、従来必要とされていた罹災証明書等がなくても中途換金が可能となるよう臨時特例省令を制定し、3月11日から適用する旨、発表。
- ・ 中央共同募金会が募集する寄附金について、寄附金控除等の対象となる「指定寄附金」に指定。

3月16日

- ・ 各国家公務員共済組合の判断により、長野県北部の地震で被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができること、組合員証等を紛失した場合に速やかに再交付を行うこと等について、国家公務員共済組合等に連絡。
- ・ 住宅が全半壊した者などに対しては、医療機関は組合員等から組合員等負担分を徴収せず、審査支払機関へ組合員等負担分も含めて全額（10 割）を請求することを医療機関等に連絡。

3月22日

- ・ 今回の災害に係る危機対応融資の貸付限度額撤廃。
- ・ 国家公務員共済組合連合会や国家公務員共済組合が保有する病院施設及び宿泊施設への被災者の受入れ等について、更なる被災者支援のため国家公務員共済組合連合会や国家公務員共済組合に対し協力を依頼。

3月23日

- ・新たに追加された災害救助法の適用地域に住所を有する組合員等及び原子力災害対策特別措置法による避難を行っている者等についても、一部負担金等の徴収猶予を行うことについて医療機関等に連絡。

3月27日

- ・被災者の広域的な二次避難のため、直ちに利用可能な国の宿舍等と公営住宅等を取りまとめ、官邸ホームページにその数を公表するとともに、全都道府県に対し詳細なデータを提供。

3月31日

- ・原子力災害対策特別措置法による退避を行っている者についても、一部負担金等の徴収猶予を行うことについて医療機関等へ連絡。

4月1日

- ・計画停電の影響などにより業績が悪化した中小企業者に対して、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付において拡充措置を実施。
- ・危機対応業務において今回の地震に端を発した計画停電の影響により業績が悪化した企業も融資対象に追加。

4月4日

- ・高齢受給者証の自己負担割合の記載を更新できない場合には、当面、当該高齢受給者証を有効なものとして取り扱うことができること等について医療機関等に連絡。

4月7日

- ・被災のため組合員証等を所持していない妊婦等であっても、妊婦等が出産費等の直接支払制度の利用を希望する場合には、当該制度を利用して差し支えないこと等を医療機関等に連絡。
- ・出産費等の受取代理制度において、受取代理人である医療機関等の変更を行う場合、変更前の受取代理人である医療機関等が被災地域に所在しており、連絡が取れない場合の取扱い等について医療機関等に連絡。

4月15日

- ・東日本大震災による死亡者の身元の確認のため、警察当局から診療報酬明細書（歯科）の提供を求められた場合には、診療報酬明細書（歯科）を提供して差し支えないことを国家公務員共済組合等に連絡。

4月18日

- ・日本地震再保険(株)より再保険金 2,000 億円の概算支払い請求があり（4月15日）、国は同額を支払。

4月27日

- ・(財)塩事業センターより約 3,000 トンの備蓄塩の追加供給を実施（3月17日、28日の供給分と併せ、供給数量は合計で約 10,200 トン）

4月28日

- ・原子力災害対策特別措置法による計画的避難区域等の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている者等についても、一部負担金等の徴収猶予を行うことについて医療機関等へ連絡。

5月2日

- ・地震保険制度における国の保険責任額を約4.3兆円から約4.8兆円、民間の保険責任額を約1.2兆円から約0.7兆円に改訂する政省令を公布・施行。

5月12日

- ・被災者生活再建支援法の適用地域に住所を有する組合員等についても、一部負担金等の徴収猶予を行うことについて医療機関等へ連絡。
- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における国家公務員共済組合制度の特例措置（入院時の食事療養等の自己負担額の免除等）の趣旨、内容及び手続について国家公務員共済組合等に連絡。

5月16日

- ・戦没者等の遺族等に対して発行された記名国債について、東日本大震災により被災した保有者を対象に、割賦償還の例外として買上償還（償還の前倒し）を実施。

5月23日

- ・日本地震再保険（株）より再保険金約2,268億円の概算支払い請求があり（5月20日）、国は同額を支払。

5月30日

- ・被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県（平成23年3月15日財務省告示第83号））の物流・貿易の円滑化・活性化により、復興を推進し、社会経済の再生及び生活の再建を図るため、被災地域の貿易活性化や被災地域に所在する輸出入者等の事務負担の軽減等を行うこととする「東日本大震災からの復興に係る税関の復興支援策」を発表。

6月10日

- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族共済年金等の請求があった場合に確認すべき事項等について国家公務員共済組合等に連絡。

（文部科学省）

平成23年3月11日

- ・18：00 政府調査団（宮城県）に職員3名を派遣。
- ・21：00 地震調査研究推進本部地震委員会（臨時会）を開催。
- ・19：00 国公立の全大学病院に対し、DMATの派遣を要請。派遣数が最大である3月13日には、57大学79チーム（346名）の人員を被災地に派遣し、急性期の疾病策に対応。

3月12日

- ・政府調査団（岩手県）に職員1名を派遣。
- ・10：00 職員2名、日本分析センター職員4名、原子力安全技術センター職員2名、日本原子力研究開発機構職員7名、放射線医学総合研究所職員3名を現地に派遣。
- ・大学入試の中止等の状況（3月18日13:00）
ー3月12、13日に試験を実施しないことを確認した大学 36大学
（内訳：国立18大学、公立10大学、私立8）

※試験を中止した上記18国立大学のうち、期日を変更して実施する大学4大学

（うち2大学は一部の学部のみ）、センター試験の成績等による入学者選抜を行うことと

した大学 16 大学、また、公立大学 10 大学のうち、センター試験の成績等による入学選抜を行うこととした大学が 10 大学

一試験時間を繰り下げ 61 大学

(内訳：国立 37 大学、公立 17 大学、私立 7 大学)

- ・避難先となっている公立学校等（文部科学省で把握できたもの：4 月 4 日 05：00）
岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、新潟県、長野県の 1 都 7 県で計 309 校。
- ・3 月 12 日（独）宇宙航空研究開発機構は、陸域観測技術衛星「だいち」により被災地域を撮像し、画像を関係機関に提供。（3 月 12～毎日提供）
- ・観測データからは、広範囲にわたる冠水や地殻変動が確認できる。（観測結果は宇宙航空研究開発機構のホームページ上でも順次公開）
- ・地球深部探査船「ちきゅう」は、破損した推進装置等の応急処置を行うため、室蘭港に向けて八戸港を出港（3 月 17 日 17:00）。なお、船内に残された地元の中居林小学校の児童 48 名及び引率教師 4 名を 3 月 12 日 13 時 20 分から海上自衛隊のヘリコプターで下船。（17:20 までに親へ引き渡し終了）
- ・高校入試の状況
公立高等学校の入試について全ての県で確認が取れた（3 月 16 日 11：45）
延期等の措置を検討（8 県）～青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県
※他の都道府県についてはすでに全日程を終了または入試を予定通り実施する見込み。
- ・関係機関等と連携を取り、安全確保に万全を期すとともに、文部科学省への情報提供を改めて依頼。

3 月 14 日

- ・地震により被災した学生が修学・卒業するにあたり、①奨学金の周知、②授業料等の納付時期の弾力的取扱い、③単位認定等の弾力的対処、④学生へのメンタルヘルスケア等の配慮を求める通知を各大学の学長宛に発出
- ・専修学校・各種学校の入学手続きや生徒の卒業・進級・転学等において、被災した生徒に対する特段の配慮を求める通知を、各都道府県専修学校各種学校主管課長等宛に発出
- ・①被災した児童生徒等の公立学校への受け入れ、②被災した児童生徒等への教科書の無償給与、③児童生徒の入学手続・入学料や修学援助、奨励金等の弾力的な取扱い・措置、④修了認定や補習事業等への配慮、⑤登下校時の安全確保や心のケアの実施、等について取組を促す通知を、関係教育委員会や付属学校を置く各国立大学長宛に発出
- ・防災が科学技術研究所の地震計（高感度地震計、広域地震計）で記録された東北地方太平洋沖地震の波形データ等について東大地震研究所のホームページ上で公開
- ・巨大地震及び津波の発生メカニズムの解明を目的とした「2011 年東北地方太平洋沖地震に関する総合調査」を行おうとする 13 大学と海洋研究開発機構の研究者に対し、科学研究補助金の交付を決定。本調査の実施に当たり、三陸沖から銚子沖にかけて海底地震計の設置や海底地形の調査等を行うため、海洋研究開発機構の深海調査研究船「かいらい」が横須賀を出港。
- ・大学病院における必要物資の確保について、各大学病院長宛に事務連絡
- ・公立学校共済組合に対し、組合員証を紛失した場合でも速やかに再発行を行うことや、組

合員証がなくても保健医療機関等において受診できること等を連絡。

3月15日

- ・茨城県桜川市からの要請に基づき、文化庁から被害状況等の現地調査を行うため、文化財調査官を派遣（3月17日09:00出発、11:00到着予定）
- ・住居減失など地震被害に伴う職員の職務専念義務免除及び職員による防災救助活動等への協力の際の職務専念義務免除について、各都道府県教育委員会等に事務連絡
- ・被災した職員及び被災地域において、教員免許更新制における手続きが円滑に行えるよう、各都道府県教育委員会等宛に事務連絡
- ・教育活動に支障が生じないように、学校施設の早期復旧について国の調査を待たずに復旧工事が行える旨の通知を、関係教育委員会に発出
- ・地震の発生に伴う節電の徹底についての協力依頼を、教育委員会等に発出
- ・3月14日からの計画停電による帰宅困難者を国立オリンピック記念青少年総合センター（渋谷区代々木）において受け入れ
- ・13日及び14日、関係都道府県教育委員会、大学、大学病院、独立行政法人等に対して、計画停電に関する周知を徹底するとともに（3月14日～）、授業等の弾力的な対応や児童生徒等の安全確保等の適切な対応について事務連絡等により依頼（3月15日）。文部科学省庁舎においても、災害対策業務の実施を最優先としつつ、当面の間、徹底した節電対策を実施。
- ・組合員証を紛失した場合でも速やかに再発行を行うことや、組合員証がなくても保健医療機関等において受診できること等について、公立学校共済組合においてホームページに掲載し組合員に周知。
- ・公立学校共済組合において、同組合の宿泊施設について、被災者の宿泊料を無料で受け入れること、この措置は被災地からの受験生にも適用すること等を決定。

3月16日

- ・臨床心理士の被災地への派遣について、日本臨床心理士会に検討を要請
- ・炊き出しなど被災者に対する支援のための学校給食施設等の活用について、各都道府県教育委員会等に協力を要請
- ・計画停電の影響により、その間休院した大学病院は下記のとおり（3月16日21:00）
 - －日本大学松戸歯学部付属病院（3月15、16日）
 - －東京歯科大学市川総合病院（3月16、17日）
- ・独立行政法人宇宙航空研究開発機構は、岩手県から要請を受けた文部科学省の依頼に基づき、超高速インターネット衛星「きずな」を活用した通信インフラを現地に確立すべく、地上アンテナ等の資機材と要員5名を現地に派遣することを16日に決定。資機材及び要員は17日に岩手県庁に到着。18日には受信機の設置を終え、高速インターネット環境の提供を開始。また、18日に被災現場（釜石）にも資機材及び要員が到着。
- ・大規模地震災害の発生を受け、科学研究費補助金の繰り越し申請に係る追加受付を実施するとともに事務手続きについても簡素化。

3月17日

- ・公立学校共済組合の宿泊施設において、被災者の宿泊料を無料で受け入れること、この措置は被災地からの受験生にも適用すること等について、同組合ホームページに掲載して周知。

- ・各大学に対し、入学選抜や入学式等の日程変更等柔軟な措置を要請し、「平成 23 年度大学入学者選抜実施要領」に係る特別措置（被災者等の影響による場合は、試験期日、入学手続き期日に関して、各期日を超過して期日を指定しても差し支えないとする等）について通知。

3月18日

- ・被災した児童生徒等に対して、心のケアを含む健康相談を行うため、臨床心理士等 144 名を宮城県、福島県に派遣することを決定。
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構の国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区代々木）において、福島県から透析患者及びスタッフ約 358 名を受け入れ。3 月 17 日～24 日（22～24 は 102 名）。
- ・（社）日本野球機構に対し、東京電力・東北電力管内以外での試合開催のための努力、東京電力・東北電力管内での夜間の試合開催自粛を求める通知を発出。
- ・4 月 19 日に実施を予定していた平成 23 年度全国学力・学習状況調査について、同日の実施をとりやめ、7 月末日までは調査を実施しないこととし、その旨を、各都道府県教区委員会等に通知。

3月20日

- ・笠浩史文部科学大臣政務官が、岩手県知事の要請に基づき、被害状況の把握及び今後の支援のあり方についての知事、教育長、被災市町村等との意見交換を目的として岩手県（盛岡市、陸前高田市、釜石市、大槌町）を視察。
- ・独立行政法人宇宙航空研究開発機構は、岩手県からの要請を受けた文部科学省の依頼に基づき、超高速インターネット衛星「きずな」を活用したハイビジョン TV 会議システム・IP 電話・インターネット等の通信インフラを現地に確立すべく、地上アンテナ等の資機材と要員 5 名を現地に派遣。岩手県庁及び釜石市に受信機等を設置し、ブロードバンド環境を提供。さらに、岩手県及び大船渡市より、同市における通信環境整備の要請を受け、「きずな」及び技術試験衛星Ⅷ型「ETS-Ⅷ」（通信衛星）の受信機等を現地に設置予定。（3 月 22 日資機材輸送開始）

3月22日

- ・文部科学大臣及び厚生労働大臣の連名で、主要経済団体等に対して、震災の影響を受けた学生・生徒等への配慮を求める要請書を発出するとともに、震災の影響を受けた学生・生徒に対する支援のメッセージを発出。
- ・（社）日本野球機構とセ・パ両リーグ理事長、プロ野球選手会が、通知に関する報告を行うため、文部科学大臣を訪問。

3月24日

- ・被災した児童生徒等の公立学校への弾力的な受け入れ等に関する Q&A を作成し、関係教育委員会等へ周知。
- ・水道水中に放射性物質が含まれている場合の対応について、厚生労働省や水道事業者等の情報を踏まえ、冷静かつ適切に対応するよう要請。
- ・災害時における吹きつけアスベスト等の対応について、教育委員会等に発出。

3月25日

- ・被災地域及び計画停電範囲内等の小、中、高等学校等における教育課程編成上の留意点について、各都道府県教育委員会などに周知。

- ・大学の平成 23 年度当初の授業期間について弾力的な取扱いが可能である旨、周知。

3 月 2 6 日

- ・文部科学大臣が、被害状況の把握及び今後の支援のあり方等についての県知事等都の意見交換を目的として、福島県を視察。

3 月 2 8 日

- ・文部科学副大臣が、被害状況の把握及び今後の支援の在り方等についての県知事等との意見交換を目的として、岩手県を視察

（厚生労働省）

○災害救助法の弾力運用

今回の大震災による被害の甚大さにかんがみ、被災地でない都道府県が積極的に避難者の救助に当たれるよう、災害救助法の弾力的運用について被災地でない都道府県を含め全都道府県に通知。これにより、被災地でない都道府県が避難所や応急仮設住宅を設置した場合や旅館ホテルを借り上げた場合でも相当な経費を国庫負担（被災自治体財政力に応じ 5 割～9 割）することを明確化。

都道府県が支出した費用は、予算措置後速やかに簡素な手続きで交付。

平成 23 年 3 月 11 日

- ・ 15 : 04 全 DMAT に待機要請
- ・ 15 : 45 宮城県より DMAT の派遣要請があり派遣を指示
- ・ 16 : 00 対応可能 DMAT 146 チーム、検討中 116 チーム
- ・ 16 : 05 福島県へ DMAT 派遣を指示。
- ・ 17 : 30 茨城県から DMAT の派遣要請。
- ・ 17 : 35 茨城県へ DMAT 派遣を指示。
- ・ 17 : 41 岩手県から DMAT 派遣要請、同時刻に岩手県への派遣指示。
- ・ 20 : 00 平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について（3 月 17 日 16:30 追加）

適用市町村（法適用日 3 月 11 日）

宮城県全 35 市町村

岩手県全 34 市町村

東京都 47 区市町

福島県全 59 市町村

長野県 1 村

新潟県 2 市 1 町

青森県 1 市 1 町

茨城県 28 市 7 町 2 村

栃木県 15 市町

千葉県 6 市 1 区 1 町

※ 岩手、宮城、福島 の三県に、当面の救助費用計 301 億円の支出を決定（3 月 28 日）

- ・ 23 : 30 被災地に向かっている給水タンク車台数及び今後向かうことが可能な給水タンク車台数の情報を午前 0 時を目途に整備中。
- ・ 避難所等における食中毒や感染症の発生予防に努めること及び食中毒や感染症の発生時は

適切な対応を行い、二次災害を防止することを各都道府県に依頼

- ・災害時の人工透析の提供体制及び難病患者等への医療の確保を行うために、社団法人日本透析医学会災害時情報ネットワークの活用など、日本透析医学会との連携をとるよう各都道府県に依頼。
- ・東北地方太平洋沖地震の被災者に対し、「エコノミークラス症候群」の予防を図るよう、各都道府県に依頼。
- ・生活福祉貸付について、被災した世帯に対して、特例措置を講ずる旨を各都道府県に通知
- ・中小・小規模企業の資金繰りに重大な支障が生じないように、十分な対応を努めるよう株式会社日本政策金融公庫に依頼。
- ・要保護者に対する社会福祉施設における緊急的措置として、施設の定員を超えて受入れを行うとともに、施設の空きスペースなどを福祉施設として提供するよう、全国社会福祉協議会を通じ依頼。
- ・要援護者の社会福祉施設等の受入等についての考えられる取組や留意事項及び特例措置等について都道府県等に通知。
- ・被災した視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について、視聴覚障害者等の状況・ニーズを把握するとともに、ボランティアや関係団体等と連携を密にし、特段の配慮をするよう依頼。
- ・被災した要援護障害者等への対応について、避難所等における対応、障害者支援施設等における受け入れ、補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用、視聴覚障害者のコミュニケーション支援、利用者負担の減免等について、都道府県等に連絡。
- ・被災した要介護者等に関して、実態把握に努めること、介護サービス事業者等に対する協力依頼、介護保険施設等の施設・設備基準等に関する柔軟な取扱い、利用者負担の減免について、各都道府県に連絡。
- ・避難生活が必要となっている高齢者、障害者等の要援護者について、被災自治体から旅館、ホテルに対して避難所等として受入要請があった場合の協力について、全国旅館ホテル同業組合連合会等に依頼。
- ・避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者について、旅館、ホテル等の避難所としての活用や緊急避難的措置として社会福祉施設への受入を行って差し支えないこととするとともに、社会福祉施設等の職員確保が困難な施設について、広域的調整の下で職員派遣を行うよう依頼。
- ・被災した後期高齢者医療制度被保険者に係る一部負担金の減免及び保険料の取扱いについて各都道府県等に連絡。
- ・国民健康保険においては、保険者の判断により、一部負担金の減免及び徴収猶予並びに国民保険料（税）の減免、徴収猶予並びに納期限の延長を行うことができること等について、各都道府県に連絡。
- ・健康保険においては、保険者の判断により、一部負担金等の減免等及び保険料の納期限の延長等ができること等について、健康保険組合等に連絡。
- ・被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、受診が可能である旨を都道府県等に連絡。
- ・公費負担医療を受けている被災者が、医療機関において手帳、患者票等の提出ができない

場合においても受診が可能である旨を都道府県に連絡。

- ・ 社会保険診療報酬支払基金に対し、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び介護給付費・地域支援事業納付金の納付猶予を必要とする保険者を把握するとともに、速やかに納付猶予の申請を行うよう依頼。
- ・ 労災保険給付の請求に係る事務処理に関して、請求書提出時の弾力的取扱い、今回地震に伴う傷病の業務上外等の考え方、相談・請求の把握について都道府県労働局に指示。
- ・ 災害救助法の適用区域に所在する雇用保険の適用事業者に雇用される被保険者の中で、災害により事業を休業するに至ったため一時的に離職を余儀なくされた者であり、かつ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者に対して、雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施。

3月12日

- ・ 医療機関等に対する医薬品、医療機器等の供給に支障が生じることがないように、また、適正な流通を阻害することがないように、万全の措置を講ずるよう関係団体に依頼。
- ・ 国との連絡調整役として仙台市役所へ職員1名、東北厚生局より1名派遣を決定
- ・ 被災地の患者に対して、医師等からの処方せんの交付が無い場合でも、必要な処方箋医薬品を販売又は授与可能である旨を都道府県等に連絡。
- ・ 医薬品・医療機器を被災地に円滑に輸送できるよう「緊急通行車両確認標章」の発給手続きを医薬品・医療機器の製造卸事業者団体に通知。
- ・ 要介護認定事務の取扱いや被災者が介護保険の被保険者証を提示できない場合であっても利用可能とする等について各都道府県に依頼。
- ・ 柩、ドライアイス、遺体搬送、火葬場の確保について、市町村から応援要請を受けた場合に、県内市町村、近隣県等と連携を図って対応するよう各都道府県に依頼。
- ・ 柩、ドライアイスの確保・提供について、葬祭業の全国団体に対して協力を依頼。
- ・ 緊急避難の方々に雇用促進住宅を一時入居先として提供できるよう、雇用・能力開発機構に要請。併せて、自治体からの要望に応じ緊急避難場所として活用することを同機構に要請。

3月13日

- ・ 被災地域にある事業所について、厚生年金保険料（健康保険・こども手当供出金・船員保険を含む）の納付期限の延長及び猶予を行う旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知。
- ・ 国民年金保険料について、一定の要件に該当する場合は、申請に基づく災害時の保険料免除が可能である旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知。
- ・ 20歳前に初診日がある障害基礎年金の支給停止等について、被災者の被害金額の程度により所得を理由とする支給の停止等は行わないこととする旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知。
- ・ 年金受給者の現況届について、被災により期限までに提出が困難な場合には、提出・期限を延長する旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知。
- ・ 激甚災害と指定されたことに伴い、事業者が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止又は廃止したことにより休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、実際に離職していなくても失業しているものとして失業の認定を行い、雇用保険の失業手当を支給できる特例措置を実施。

- ・甚大な被害を受けている生活衛生関係営業者等の中小企業者等に対する日本政策金融公庫の災害融資について、特別相談窓口の設置、低利金利の設定が講ぜられたことについて、日本政策金融公庫の相談窓口とともに、厚生労働省ホームページに提示。

3月14日

- ・総務省消防庁に対し、「東京電力株式会社による輪番停電に係る在宅医療機器使用患者の対応について」を通知
- ・労災保険の療養の給付の手続について、任意の様式によっても差し支えないこととした。また、非指定医療機関の指定の遡及適用や指定申請の勧奨等を行うこととした。
- ・母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等について、住民票の異動の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切にサービスが受けられるよう配慮する旨、各都道府県に通知。
- ・被災地の患者に対する医療用酸素ガスの供給に際し、医療用酸素ガスボンベが枯渇したことによりやむを得ず工業用ガスボンベを医療用ガスボンベとして使用する場合は、都道府県等に連絡。
- ・市町村長による埋火葬許可証が発行されない場合でも代替措置により遺体の埋火葬を認める特例措置について各都道府県に通知
- ・緊急援助隊が入国する際に携行する医薬品等の通関の際の配慮について、財務省関税局業務課に依頼。
- ・東北地方太平洋沖地震にかかる医薬品等緊急輸入を行う場合、通関の際の弾力的な対応について財務省関税局業務課に依頼。
- ・被災地の患者に対して、医師等の受診や医師等からの処方箋の交付が困難な場合でも、症状等について医師等へ連絡し、施用の指示が確認できる場合には、必要な医療用麻薬または向精神薬を施用のために交付可能である旨を都道府県等に連絡。
- ・外国の医師資格を有する者が、必要最小限の医療行為を行うことを認める旨を、被災都道府県に通知
- ・被災した中小・小規模企業からの返済猶予への柔軟な対応と遅延が生じた場合の遡及的な返還猶予手続きについて、株式会社日本政策金融公庫に依頼。
- ・消費生活協同組合の行う共済事業に関し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を連絡。

3月15日

- ・住宅が全半壊した者などに対しては、医療機関は患者から患者負担分を徴収せず、審査支払機関へ患者負担分も含めて全額（10割）を請求することを関係団体等を通じて医療機関に連絡。併せて、一部負担金等については、免除・猶予することが可能なことを、改めて保険者に対し連絡。
- ・保健医療機関等の建物が全半壊した場合や、入院患者の急増等により保険診療上、必要な施設基準を満たさなくなった場合等の保険上の取扱いについて、関係団体等に連絡。
- ・被災した子ども達に対するケアに関し、避難所や児童相談所等に児童福祉関係職員を派遣する等の対応を行うよう都道府県等に連絡。
- ・医師等の診察を受けられない被災者への向精神薬の提供に関し、薬剤師が事前に医師等から包括的な施用の指示を受けている場合、医師等への確認が取れなくても向精神薬を提供

することが可能である旨を都道府県に通知。

- ・ 早期に必要な医療用麻薬を補給できるよう、県境を越えた麻薬の譲渡手続きを簡素化し、事前に電話連絡をした上で、譲渡後に許可申請書を提出することも可能とする旨を都道府県等に連絡。
- ・ 被災地域にある事業所について、労働保険料(一般供出金を含む)の納付期限の延長及び猶予を行う旨を都道府県労働局長に通知(3月14日)及び関係団体に周知依頼(3月15日)。
- ・ 被災した社会福祉施設、医療機関等に対し、独立行政法人福祉医療機構の災害復旧貸付について融資率等の優遇措置を図る旨、各都道府県に通知。
- ・ 3月20日に実施する管理栄養士国家試験について、宮城県会場での試験実施ができないため、追加試験の実施、受験希望者への特設会場の設置(厚生労働省)の決定に関して、受験者、関係者への周知を都道府県、関係機関等へ依頼。

3月16日

- ・ 独立行政法人国立精神・神経医療研究センターにおいて医療関係者等への支援者向けの情報提供サイトを開設
- ・ 事業者、労働者及びその家族等が、産業保健推進センター、地域産業保健センター等でメンタルヘルスを含む健康問題について電話等で相談を受けられるよう、(独)労働者健康福祉機構及び都道府県労働局に通知。

3月17日

- ・ 今回の地震による被害者の方々が法令に基づいて付与された権利等のうち、地震発生日以降に期限の到来するものについて、その満了日を平成23年8月31日まで延長するための告示を制定
- ・ 被災地域の患者に対する医薬品の供給を優先するため、被災地以外における長期処方 of 自肅、分割調剤の考慮を保険医療機関及び保険薬局に依頼
- ・ 被災した介護サービス利用者等のうち利用料金等の支払が困難になった者については、支払いを猶予することができることについて都道府県に連絡
- ・ 被災した介護保険制度被保険者が他市町村に転入した際の資格認定の弾力的対応について、都道府県に連絡
- ・ 震災被害に伴う経済上の理由により雇用調整助成金を利用する事業主のうち、当面、特に被害の大きかった青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主については、支給要件の緩和(事業活動縮小の確認期間を3か月から1か月に短縮すること、生産量等が減少見込みの場合でも申請を可能にすること、計画届けの事後提出を可能にすること)を実施。あわせて、雇用調整助成金の活用事例について事業主に周知
- ・ 各種助成金について、災害時における支給申請期限に係る取扱い(支給申請が可能になった後、一定期間内に支給申請等を行えば期限までに支給申請等があったものとして取り扱う)を事業主の方へお知らせするよう都道府県労働局に指示
- ・ 海外企業から在日の日本法人に向けてヨウ素製剤(ヨウ化カリウム)を送付する際の輸入手続きについて、各地方厚生局及び財務省関税局業務課に連絡
- ・ 被災地域及びその周辺地域の独立行政法人雇用・能力開発機構の公共職業能力開発施設に

ついて地方公共団体等から要請があった場合には、仮設住宅用敷地等として提供すること等を独立行政法人雇用・能力開発機構に依頼するとともに、その旨を関係県に通知

- ・ 訓練・生活支援給付を受けている基金訓練の受講者が、地震等の被害により、訓練の受講が困難となった場合であっても、「やむを得ない事情」により訓練に出席できない者として、訓練・生活支援給付の支援を行うことができるよう中央職業能力開発協会に通知
- ・ 福島第一原子力発電事故により、周辺環境から放射能が検出されていることから、原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることのないよう、都道府県、関係機関等に通知
- ・ 被災地域におけるがん患者に対する適切な医療の確保について懸念がある状況であるため、都道府県及び全国都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会宛に、被災地のがん患者の受入可否等についての情報把握等について依頼
- ・ 被災地における周産期・新生児救急事例や被災した妊婦が適切に医療が受けられるよう、都道府県と協力の上、受入体制について適切に対応いただくとともに被災地自治体や医療機関から相談窓口を設けて適切に対応いただくよう日本産婦人科医会、日本産婦人科学会、日本周産期・新生児医学会あて依頼
- ・ 被災地における妊婦等の受入体制等について、相談窓口を設置し、被災自治体や医療機関から要請があったときは、適切に対応するよう都道府県あてに通知
- ・ 東北地方太平洋沖地震にかかる保健師等の派遣について、都道府県等に対して、更なる派遣を依頼。
- ・ 昨日の告示を受け、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件等について通知。

3月18日

- ・ 東京電力管内の都道府県および水道事業者等に対して、管内の予測不能な大規模停電の発生に備えて、自家発電等の点検、水道需用者への広報と応援給水体制の確保等について留意するよう要請。
- ・ 予測不能な大規模停電の発生を想定した対応の要請について、人工呼吸器等使用の在宅療養患者への注意喚起等についての保健所への周知を関係都道府県に依頼。
- ・ 保健所等における放射線に関する健康相談の体制整備を都道府県等に依頼。
- ・ 都道府県（被災地への支援を行う被災地以外の都道府県含む）において備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を、被災された方々のインフルエンザ罹患予防及び治療薬用に使用できる旨を各都道府県に対して通知。
- ・ 生活福祉資金貸付（緊急小口資金）について、被災した世帯に対する特例措置の運用にあたっての留意事項を各都道府県に通知。
- ・ 被災者（岩手県・宮城県・福島県）の要望に応じて、被災地の社会福祉施設等のうち介護職員等が不足している施設等に対し、他自治体からの派遣を調整することとし、その旨を通知。
- ・ 被災者（岩手県・宮城県・福島県）の要望に応じて、被災地の社会福祉施設等から他自治体の施設等への要援護者の受入を調整することとし、その旨を通知。

- ・被災地の病院等に対して他の病院等から医薬品・医療機器を融通することは薬事法違反とはならない旨を都道府県等及び関係団体に通知。
- ・被災地域に住所を有していた国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者が、他市町村へ転入の際に転出証明書が提出できない場合の被保険者資格の認定方法等の特例について保険者に対して連絡。
- ・地震の発生に伴い、生命維持に常時電源が必要な重度障害者等の入院において必要な生活に係る支援について、障害者自立支援法及び介護保険法における支援の対象として差し支えないことを都道府県・関係団体等に連絡。
- ・地震に伴う休業に関する取扱いについて、「労働基準法等に関する Q&A（第 1 版）」を作成し、周知。
- ・災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について建設業団体に要請するとともに、都道府県労働局あて通知。
- ・雇用保険の失業手当の特例措置（激甚災害と指定されたことに伴い、事業者が直接的な被害を受け、賃金が支払われない場合、実際に離職していなくとも雇用保険の失業手当を支給できる）について、就業場所が、請負現場や労働者派遣事業の派遣先である労働者も対象となることを明確化。
- ・福島原子力発電所における事故により、放射線による健康影響を心配する地域住民が健康相談を希望することが想定されることから、保健所等において放射線の影響に関する健康相談の体制整備を図るなど適切に対応するよう地方自治体に依頼しているところであるが、その体制整備等にあたって、診療放射線技師の協力やサーベイメータの確保などの協力を行うよう関係団体に依頼。
- ・被災者である生活保護受給者について、要介護認定に係る審査決定の委託が困難である場合等について、要介護認定の結果を待たずに生活保護の介護扶助の決定を行うことができるものとする等地方自治体へ連絡。

3月19日

- ・福島第一及び第二原子力発電所の事故に伴う、水道水中の放射線測定値が「飲食物摂取制限に関する指標」を超過した場合の水道の対応について、各都道府県水道行政担当部局長及び水道事業者に対する技術的助言。
- ・雇用促進住宅に係る福島第一原子力発電所の自主避難を含む離職者に対する支援については、その事情を十分考慮して対応するよう独立行政法人雇用・能力開発機構に要請。
- ・被災地域及び計画停電の対象となる地域の事業主団体に対して「労働基準法等に関する Q & A（第 1 報）」及び雇用調整助成金の活用促進について周知を行うよう、同地域の労働局労働基準部、労働局職業安定部に指示。
- ・被災地から避難所等への患者搬送に際して、医療関係者による付き添い、常備する医薬品の携行、診療録等による患者の病状等の情報の伝達をできるだけ行うよう、都道府県及び関係団体から医療機関等への周知を依頼。
- ・被災地の患者に対する医療用液化酸素の供給に際し、医療用液化酸素ボンベ超低温容器が枯渇したことによりやむを得ず工業用液化酸素ガス超低温容器を使用する場合の取扱いについて都道府県に通知。
- ・被災地域及び計画停電の対象となる地域の事業主団体に対して、「労働基準法等に関する

Q & A（第1報）」及び雇用調整助成金の活用促進について周知を行うよう、同地域の労働局に指示するとともに、関係省庁に対して周知を依頼。

- ・避難所等における視聴覚障害者等への情報・コミュニケーション支援について、関係団体等との連携を密にし特段の配慮をするよう全国の都道府県に依頼。
- ・福島県において、食品衛生法上の暫定基準値を超える原乳が発見されたことについて情報提供。福島県に対し、関係情報を調査の上、食品衛生法上の必要な措置を講ずるよう依頼。また、自治体（茨城県）が公表した放射能検査の結果についても情報提供。

3月20日

- ・公衆衛生医師等（公衆衛生医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士など）の保健医療の有資格者（保健師を除く）の被災地都道府県等における避難所への派遣依頼。
- ・福島県において、食品衛生法上の暫定基準値を超える原乳が発見されたことについて情報提供。また、自治体（茨城県、新潟県）が公表した放射能検査の結果についても情報提供。
- ・これまで集まったデータに基づき、食品中の放射能の健康への影響について科学的評価を得るため、食品安全委員会へ諮問。
- ・自治体（栃木県、東京都及び群馬県）が公表した放射能検査の結果について情報提供。

3月21日

- ・文部科学省における水道水の放射能水準調査とは別に、都道府県もしくは県内水道事業者等で水道水の放射能水準調査を行っている場合、その結果についての情報提供を依頼。

3月28日

- ・福島原子力発電所の影響を踏まえた「激甚災害報の雇用保険の特例措置」の取扱いについて通知を发出。
- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した事業者に係る福祉・介護人材の処遇改善事業の取扱いについて」通知を发出。
- ・「東北地方太平洋沖地震の影響による歯科医師臨床研修の取扱い」について通知を发出。
- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その2）」（通知）を发出。

3月29日

- ・広域にわたる避難が行われた場合の取扱いに関し、①受け入れた都道府県・市町村での具体的な求償の流れ及び②岩手県、宮城県及び福島県に対する当面の予備費301億円の使用の決定を周知し、他自治体の積極的な救助を要請
- ・雇用促進住宅の一時入居先としての提供機関について、原則、平成23年9月末までとしているが、被災者が希望する場合には6か月ごとに最長2年（平成25年3月末日）まで更新可能とした。
- ・東北地方太平洋沖地震に係る災害融資に関する特別措置の被災証明書手続き等について通知を发出。
- ・「地震により被災した発達障害児・者等への避難所等における支援について（その3）」、「高齢者の要援護者の避難所等における適切な支援について」、「東北地方太平洋沖地震による避難生活に伴う心身の機能の低下の予防について（その3）」を发出。

4月1日

- ・「平成 23 年東日本大地震により被害を受けた社会福祉施設等への災害復旧のための貸付について」各都道府県に通知。

4 月 4 日

- ・年金事務所の職員による被災地等における出張巡回相談の実施。

4 月 5 日

- ・東日本大震災等の発生に伴う雇用調整助成金の特例の対象を拡充。
- ・被災求職者に対する職業転換給付金の「広域求職活動費」（遠隔地面接旅費担当）、「移転費」（転居費相当）、「訓練手当」の支給対象となる被災地域の適用を拡充。

4 月 8 日

- ・厚生労働大臣より被災地復興のための迅速な就職支援について人材ビジネス事業者団体に要請書を手交。
- ・「東日本大震災に伴う解雇、雇止め等に対する対応について」、「東日本大震災による影響を受けた派遣労働者への配慮に関する労働者派遣事業適正運営協力員を通しての周知啓発について」、「派遣労働者」、「派遣元事業主及び派遣先に対するハローワークの特別相談窓口の周知について」を発出。

4 月 9 日

- ・「東日本大震災の四親等による停電に係る人工呼吸器等使用の在宅療養患者に対する注意喚起等についての保健所への周知について」を発出

4 月 11 日

- ・がれき処理作業におけるマスクの不足に対処するため、屋外のがれき処理作業について、我が国の型式検定合格品と同等以上の粉じん捕集能力を有する米国規格のマスクの使用を暫定的に認める旨の通知を発出
 - ・日本経団連及び全国中小企業団体連合会に対し、大臣から以下の内容を直接要請
 - ①雇用調整助成金を活用した従業員の雇用の維持
 - ②被災地外での就職も含めた求人の積極的な申込
 - ③被災した未就職卒業生の積極的な採用
 - ④電力不足に対応するために労働条件を変更する場合の労使での十分な話し合い
 - ⑤非正規労働者の雇用の確保
 - ・年金相談のための「被災者専用フリーダイヤル」を開設
 - ・「職業能力開発促進法第 46 条第 1 項の規定に基づく厚生労働省告示第 136 号」を公布
 - ・雇用促進住宅に入居している被災者の負担軽減を図るため、駐車場料金の徴収を行わないよう雇用・能力開発機構に要請
 - ・自治体（群馬県、兵庫県、新潟県、宮城県、山形県、茨城県）が公表した放射性物質の検査結果について情報提供
- 4 月 12 日
- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の按分方法等について」、及び「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る保険料の取扱い等について」を発出
 - ・独立行政法人国立精神・神経医療研究センターにおいて、被災者のための神経難病相談窓口を開設

4月13日

- ・「経腸栄養剤の適正使用に関するお願いについて（その２）」、「東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の受診機会の確保について」及び「東日本大震災の発生に伴う社会福祉法人の運営に関するQ & Aについて」を発出

4月18日

- ・東日本大震災により影響を受けた、派遣労働者、派遣会社及び派遣先からの労働相談についてQ & Aとして取りまとめ、厚生労働省のHPに公開

4月19日

- ・応急仮設住宅における要介護高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、デイサービスや生活支援サービスを提供するサポート拠点等を設置することが有効であることから、各県における応急仮設住宅の建設計画の策定にあたり、このようなサポート拠点が積極的に整備されるよう、被災9県に依頼。

4月22日

- ・緊急雇用創出事業を活用し、被災した保健医療従事者の雇用の確保や被災地又はその隣接地における保健医療の提供に資する事業等を実施することが出来る旨を「重点分や雇用創出事業の活用による被災地等における保健医療提供体制の確保について」を発出し、都道府県に通知。
- ・今後がれき処理が本格化されることから、その労働災害防止対策についてQ & Aを作成し、周知徹底を図るよう都道府県労働局に通知。
- ・がれき処理作業を行う方等を対象に、安全に作業を進めるための注意点を取りまとめたり一フレットを作成し、被災地の労働基準監督署等で配布。
- ・仙台市において、がれき処理作業の開始に併せ、本省、宮城労働局、仙台労働基準監督署及び建設業労働災害防止協会による合同パトロールを実施し、労働災害防止を指導。

4月25日

- ・初めてがれき処理に従事する労働者の労働災害防止のため、事業者には雇入れ時教育を確実に実施させるとともに、初めてがれき処理に従事する者に対する講習会を開催するよう都道府県労働局あて通知（講習会は、個人事業主やボランティアの方も受講可能）。

4月27日

- ・避難所被災者の入浴機会の確保のため、避難所から近隣の入浴施設の利用に係る経費は災害救助費等負担金として国庫負担の対象となることを周知するとともに、入浴や洗濯の機会確保について、なお不十分な避難所があることから、引き続き仮設風呂や仮設洗濯場の整備に努めるよう要請。
- ・相馬市、新地町及びいわき市でがれき処理作業を行っている現場において、福島労働局及び各労働基準監督署による安全衛生パトロールを実施。

4月28日

- ・宮古市、釜石市、大船渡市及び仙台市で、がれき処理作業を行っている現場において、本省、各労働局、各労働基準監督署、建設業労働災害防止協会及び（独）労働安全衛生総合研究所による合同パトロールを実施。また、宮古市では、初めてがれき処理に従事する者等を対象とした安全講話を実施し、労働災害防止を指導。

4月29日

- ・被災３県の負担軽減のため、求償に関する事務処理を厚生労働省において代行することについて、各都道府県に連絡。
- ・岩手県及び宮城県内でがれき処理を行っている作業現場において、本省及び各労働局による合同パトロールを実施（～５月５日）。

４月３０日

- ・都道府県が民間賃貸住宅を借り上げ、現に救助を要する被災者に対して提供した場合、災害救助法の対象となり国庫負担が行われること及び発災以降に被災者名義で契約したのも同様とする旨を岩手県、宮城県、福島県に通知。
- ・過去の災害における災害関連死に係る災害弔慰金の支給判定に関する事例について、各都道府県に情報提供。

５月２日

- ・東日本大震災の被災者に適用される災害援護資金については、①償還期間の３年間延長、②通常は３％の利子を保証人有りは無利子、保証人なしは１．５％に引下げ、③償還免除の特例が講じられる旨を各都道府県・指定都市市長あて通知。
- ・東日本大震災に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について、①市町村において可能な限り速やかに支給を行うこと、②国は予算措置後速やかに概算交付を行うことを各都道府県に通知。
- ・特定被災区域の事業所に雇用されていた方であって、東日本大震災によりやむを得ず離職（休業、一時離職を含む）された方について、現在受給中の雇用保険の基本手当の支給終了日までに再就職（休業、一時離職前の事業所への再就業を含む）が困難な場合には、個別延長給付として、原則「６０日」に加えて、さらに「６０日」分を延長する特例措置を実施。
- ・高齢者や障害者などの就職が困難な方を雇い入れる事業主に対して助成金を支給する特定求職者雇用開発助成金の特例として、震災による離職者や被災地域に居住する求職者を雇い入れた事業主に対して助成（５０万円（中小企業は９０万円））する被災者雇用開発助成金を創設。
- ・震災に伴う雇用調整助成金の特例（事業活動縮小の確認期間の短縮、生産量等が減少見込みでの申請）の対象について、９県の災害救助法適用地域の事業所等と一定規模以上の経済的関係を有する事業所と更に一定規模以上の経済的関係を有する事業所（２次下請け等）も対象に拡大。
- ・東京都を除く９県の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主、当該地域の事業所等と一定規模以上の経済的関係を有する事業所の事業主、さらにその事業所と一定規模以上の経済的関係を有する事業所の事業主（２次下請け等）を対象に以下の特例を実施。
 - ①助成金の支給限度日数について、特例の支給対象期間（１年間）については、それまでの支給限度日数にかかわらず、最大３００日の利用を可能とする
 - ②被保険者として継続して雇用された期間が６か月未満の労働者も雇用調整助成金の対象とする暫定措置の延長
- ・「死亡」を要件とする遺族年金等※について、１年後の民法の失踪宣告を待たずに、震災から３か月間行方不明であれば、これを支給できるとすることや、労働保険料等の免除の特例等を定めた「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」等が公布・施行、同日付で都道府県労働局あて通知。

※労働者災害補償保険法の他、石綿による健康被害の救済に関する法律及び中小企業退職金共済法についても同様に措置

5月6日

- ・①災害救助法による救助の期間について、現に救助が必要であれば、2ヶ月を超えて、当分の間、実施しても差し支えないこと、②応急仮設住宅への早期入居を図るための具体的留意点、応急仮設住宅の建設予定地における造成費及び原状回復経費について、必要・合理的な範囲内で災害救助法の対象となる旨を各都道府県に通知。

5月9日

- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における健康保険の標準報酬月額改定、健康保険料等の免除の運用上の取扱いについて通知を发出。

5月10日

- ・津波で打ち上げられた船舶の解体等作業の増加が見込まれることから、高所での作業、重機等を用いた作業及び石綿関連作業等に係る総合的な労働災害防止対策について、造船関係団体等に要請するとともに、都道府県労働局あて通知。

5月11日

- ・福島県浜通り及び中通り地方のうち、避難区域及び計画的避難区域を除く地域で災害廃物を取り扱う業務に労働者を就かせる場合に労働者の安全衛生を確保するためにとるべき具体的措置について、都道府県労働局あて通知するとともに、福島県及び関係団体に対して当該措置の周知を要請。

5月13日

- ・労働基準局長及び職業安定局長の連名で、東京電力・主要経済団体・人材ビジネスの事業者団体に対し、労働者の募集や求人の申込み、労働契約の締結に当たって、労働条件等の適切な明示をすることを要請。

5月18日

- ・原子力災害対策本部において、屋内退避又は自力での避難が可能な方で構成される世帯は緊急時避難準備区域における民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅を活用できるとの考え方が示されたことを受け、この考えに従った民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供与が認められるとともに、公営住宅等に一時入居した避難者が地元の応急仮設住宅へ入居することも可能であることについて岩手県、宮城県及び福島県に通知。

5月23日

- ・被災地の公共施設等の避難所で厳しい生活をしている避難者の具体的な事情を勘案して、県がやむを得ないと認める場合には、一時的に旅館、ホテル等を利用した避難所を数日間又はそれ以上利用することも差し支えないことについて、岩手県、宮城県及び福島県に通知。

5月24日

- ・岩手県、宮城県及び福島県あてに、①応急仮設住宅の早期入居についての具体的留意点の再度周知、②県外避難者に対して、応急仮設住宅の募集情報等必要な情報を提供できる体制の構築の要請、③民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の家賃についての県における柔軟な対応の要請
- ・被災地において土葬された御遺体について、改葬を行う場合の経費が災害救助法の国庫補

助の対象となることを宮城県に通知。

5月25日

- ・今般の東日本大震災に係る災害援護資金貸付の取扱いに関して、①自家用車の損害についても家財の損害に含めて損害要件を判断できること、②自家用車の買換・購入のための資金に充てることができることについて、各都道府県および指定都市に通知。

5月27日

- ・災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、梅雨入り以降特に懸念される①低層住宅の屋根等の改修工事に伴う墜落・転落災害等の防止、②道路工事や上下水道工事における土砂崩壊災害の防止等について、建設業界団体に要請するとともに、都道府県労働局あて通知。

5月30日

- ・民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等を借り上げて応急仮設住宅として提供した場合のエアコン等の附帯設備については、①通常は、家賃等の中で当該費用相当を上乗せすること、②これにより対応が困難な場合で、住宅の所有者・管理者に対して相当の設置費用を支出した場合には、国庫負担の対象とすることとして差し支えない旨を、各都道府県あて通知

5月31日

- ・震災復旧・復興工事における労働災害防止対策を官民が一体となって徹底するため、建設業界内（事務局：建設業労働災害防止協会）に「東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部」が設置され初会合を開催。エリア別の安全衛生協議体制の構築、安全衛生教育の徹底等を推進。

6月17日

- ・災害弔慰金の支給にあたり、自然災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合等に設置される審査会について、市町村が単独で設置する場合のほか、市町村が都道府県との協議により規約を定め、都道府県に審査会の設置及び運営を委託することも可能であることについて、各都道府県に通知。

6月20日

- ・租税特別措置法に基づき、贈与税等の納税猶予の適用を受けている農地等を都道府県が応急仮設住宅のために一時使用する場合においても、税制上の特例措置が継続されるための手続等について都道府県に通知。

6月21日

- ・応急仮設住宅についてバリアフリー化に改めて留意するとともに、①必要な場合には完成後に簡易スロープ等のバリアフリー化の補修や応急仮設住宅敷地内通路を簡易舗装化する場合及び②暑さ寒さ対策として必要な場合の断熱材の追加や二重ガラス化、日よけ、風除室の設置等地域や入居者の実情に応じて追加的に対応した場合に必要な相当な経費の増加額について国庫負担の対象となることを関係県に通知。

6月30日

- ・住宅の応急修理に関し、区分所有のマンションの共有部分の扱いについて、①「専有部分及び共有部分（当該世帯の持ち分）」の全体に関して、半壊又は半焼の被害が生じていること、②共有部分（例えば、廊下、階段、エレベーターを利用しなければ、専用部分にアクセスできないような部分）の応急修理が当該世帯にとって、日常生活に必要欠くことの

できないものであること、③①及び②のいずれにも当てはまる場合、当該一世帯あたり52万円の範囲内で国庫負担の対象となることを関係都県に通知。

7月4日

- ・住宅の応急修理の円滑な実施を図るため、住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施することに改めた旨を各都道府県あて通知。

1月23日

- ・建設された応急仮設住宅の空き住居の活用について、入居希望者が現れるまでの期間に限り、他の自治体からの応援職員、地元自治体等からの要請や委託を受けて活動しているボランティア等の宿泊利用を可能とする旨を関係各県あて通知。

1月25日

- ・建設された応急仮設住宅の水道管凍結防止を至急進めるため、①全ての応急仮設住宅に設置されている水道管の配置状況を確認すると共に、追加工事が必要な場合は早急に措置を講じること、②応急仮設住宅の床下に風の吹き抜けを防止するための囲いの設置など、水道管の凍結防止の措置を適切に講じること、③応急仮設住宅に入居されている方々に対し、確実に水抜きを実施するよう改めてその周知徹底をすることを関係各県あて依頼。

(農林水産省)

平成23年3月11日

- ・政府調査団に職員（5名）を派遣 → 追加で職員10名派遣（3月12日）
- ・被災地における食糧の供給・確保について、関係団体に依頼（一部食料品については、被災県に向けて手配中）（3月12日）
- ・消防庁、外務省危機管理室及び警察庁に対し、動物衛生課より「災害救助犬の受け入れ手続きに関する連絡先について」を持ち込みにより手交。
- ・各種食糧（米・弁当・水等）の供給元情報を整理中。
- ・農協・漁協系統金融機関、政府金融機関等に対して、被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう依頼する通知を发出。
- ・全国燃料協会（木炭に関する全国組織）及び日本煉炭工業会（煉炭の全国組織）等に木炭及び煉炭の供給体制を要請。
- ・林野関係被害についての迅速な報告依頼及び適切な応急対応等の依頼につき各都道府県及び森林管理局に文書により通知。
- ・海外からの救助犬につき、阪神大震災の反省を踏まえ、弾力的な検疫ルールが制定済みであり、柔軟な対応が可能な旨外務省・総務省・警察庁に連絡。韓国・シンガポール・ドイツ・スイス・米国・英国・オーストラリア・メキシコ・オランダから、計46頭を受け入れ済み

3月12日

- ・本省に農林水産業被害に関する相談窓口を開設
- ・震度4以上が発生した各県に対し、「人命最優先」という前提で、「二次災害防止」及び「ダム・ため池の点検対象施設の点検」の2点を指示

- ・東北森林管理局、関東森林管理局、中部森林管理局で、ヘリコプターによる調査を実施
- ・漁業取締船 10 隻に対し、被害状況の把握及び救助等のため、全国各地から東北沖に向かうよう指示（3 隻現場到着済み。ほか 7 隻現場に向け航行中。）
- ・漁業調査船・取締船 3 隻に対し、支援物資の輸送のために稼働できるよう準備を指示
- ・水産加工関係団体（19 団体）に対し、被災地への食料支援について協力を要請
- ・漁業共済団体及び漁船保険団体に対し、被害の早期把握、迅速な損害評価の実施及び共済金・保険金の早期支払について通知を发出
- ・被害のあった農業用ダムの緊急調査のため東北農政局担当官を福島県下に派遣

3 月 13 日

- ・北海道森林管理局、東北森林管理局、関東森林管理局、中部森林管理局で、ヘリコプターによる調査を実施
- ・連絡手段が絶たれていた岩手県住田町に対して、岩手南部森林管理署遠野支署の衛星携帯電話を貸与

3 月 14 日

- ・震災地域で販売される飲食料品の表示について、当分の間、J A S 法の取締りの対象としない旨、都道府県へ通知
- ・農林漁業関係保証団体等に対して、被害を受けた農林漁業者等に対する既貸付金の償還猶予等が図られるよう依頼する通知を发出
- ・計画停電下において飲食料品の確保、消費者への販売・流通が確保されるよう依頼する通知を发出
- ・小売店における商品の不足などの状況に対して、消費者へ安定的に食料品を供給するため食料品の適正確保に向けた対応を依頼する通知を发出
- ・福島県からの要請に基づき、災害応急用ポンプ（農地湛水排除用）を、関東農政局土地改良技術事務所（埼玉県川口市）より 10 台、東北農政局土地改良技術事務所（宮城県仙台市）より 2 台、計 12 台搬送（南相馬市）
- ・名取土地改良区（宮城県）からの要請に基づき、災害応急用ポンプを、東北農政局土地改良技術事務所より 6 台搬送
- ・林野庁は、林地荒廃等被災状況の把握と今後の対応を検討するため、担当官を長野県及び新潟県へ派遣
- ・岩手農政事務所において、食料支援要望等の情報収集を実施（2 市町村）。

3 月 15 日

- ・林業・木材関係団体を対象に被害状況の把握と災害復旧木材の安定供給及び価格安定等を議題として連絡会議を開催
- ・林野庁は、林地荒廃等被災状況の把握と今後の対応を検討するため、担当官を栃木県へ派遣。
- ・燃料単価が高騰したときに補填金を交付する漁業経営セーフティネット構築事業の平成 23 年 4 月からの新規加入期限を 3 月 31 日から 5 月 31 日に延長すると共に、被災した漁業者についてはそれ以降の加入も可能となるよう手当てするための文書を发出。
- ・農林水産省から経済産業省に対して、燃料の確保と食品向けの優先供給を要請。
- ・配合飼料不足に対応した給餌の方法、停電でのウィンドレス畜舎や園芸施設の温度管理等

についての技術指導通知を発出。

- ・ 自衛隊が、人員輸送、物資輸送の民生支援を行うため、不通となっている岩手県内の県道 41 号線の迂回路として国有林林道を活用。
- ・ 名取土地改良区（宮城県）からの要請に基づき、災害応急用ポンプを、東北農政局土地改良技術事務所より 7 台、東海農政局土地改良技術事務所により 4 台、計 11 台搬送。
- ・ 林野庁は、林地荒廃等被災状況の把握と今後の対応を検討するため、専門家、長野県及び中部森林管理局等による現地調査を実施。
- ・ 東北農政局及び各地方農政事務所において、食料支援要望等の情報収集、近隣の避難所等での支援活動（物資仕分け・配布）、車両・人員の提供による必要物資の運搬等を実施。宮城、岩手、福島 の 3 県における 3 月の実績は、最大時の支援実施市町村数 40（3 月 15 日）、最大支援人員 138 名（3 月 22 日）。

3 月 16 日

- ・ 被災者救援に協力する食品企業者に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう金融機関に依頼する文書を発出。
- ・ 家畜用飼料の運搬車に対して緊急走行車両確認標章が交付されるよう警察庁から各県警本部に連絡。本件について関係団体に通知を発出。
- ・ 全農に対し、東北地域及び周辺地域における農業用 A 重油の需給の過不足状況を把握の上、地域内調整等を行うよう要請する通知を発出。
- ・ 関東森林管理局で、ヘリコプターによる調査を実施。
- ・ 東北森林管理局及び関東森林管理局で、避難所への食糧輸送用に車両 20 台を確保し、食料の輸送を実施。
- ・ 東北農政局において、自衛隊が輸送する精米の保管倉庫を確保。
- ・ 東北農政局において、J A 全農宮城県本部に対し、現時点でとう精可能な仙台市内の工場に関する情報提供等の協力支援。
- ・ 東北農政局において、緊急車両の認定手続きの支援。

3 月 17 日

- ・ 漁業調査・取締船 3 隻が、支援物資の輸送等の活動中。東光丸は、釜石港に着岸、粉ミルク（8,000 缶）等の陸揚げを行い、軽油を緊急車両、トラック等に提供。白竜丸は、牡鹿半島表浜地区等にて、漁船と協力し物資を沿岸集落に配布。
- ・ 財務省に提出していた仮設住宅用地等として活用可能な国有林野等のリストを岩手県、宮城県、福島県、茨城県等の災害対策本部及び国土交通省住宅局に提供
- ・ 住宅関連資材の調達等に関する情報収集と対策を行うため、林野庁、経済産業省、国土交通省による対策会議を開催
- ・ 森林管理局・署が有する、ブルーシート、薪ストーブ、薪、発電機、ガソリン携行缶、毛布、救急医薬品等の支援物資を集め、順次各地の避難所・市町村及び県災害対策本部に輸送開始。
- ・ 農林水産省から資源エネルギー庁に対して、東北地方における農林水産物生産に必要な農業用 A 重油、畜産関係の燃料等に関する優先配分を要請

3 月 18 日

- ・ 食品衛生法を所管する厚生労働省に協力し、関係県と連携して、農作物の安全確認に関し

での調査を開始。

- ・漁業取締船白竜丸が宮城県表浜地区及び田代島周辺住民の安否情報及び住民からのメッセージを他の取締船と協力して石巻市役所に伝達。メッセージは農林水産省ホームページにも掲載。
- ・亘理町（宮城県経由）から要請のあった災害応急用ポンプ2台〔東海農政局土地改良技術事務所から貸出〕を搬送
- ・石巻市（宮城県経由）から要請のあった災害応急用ポンプ2台〔北陸農政局土地改良技術事務所から貸出〕を搬送
- ・林野庁長官、経済産業省製造産業局長、国土交通省住宅局長、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長の4省庁連名で、住宅関連資材の不足への対応に関し円滑な供給のための関係業界団体への通知を発出。
- ・福島県（相双農林事務所）から要請のあった災害応急用ポンプ3台〔関東農政局土地改良技術事務所から貸出〕を搬送（3.14に南相馬市へ搬送した12台のうち3台を新地町へ回送）
- ・東北農政局において、ヘリコプターで新潟空港から空輸した包装米飯の搬送に関し、運送業者（燃料を含む）を確保するとともに、運搬についても支援。

3月19日

- ・石巻市（宮城県経由）から要請のあった災害応急用ポンプ5台（追加分）〔東海農政局土地改良技術事務所から貸出2台、北陸農政局土地改良技術事務所から貸出3台〕を搬送。
- ・東北森林管理局で、ヘリコプターによる調査を実施。
- ・仙台市（宮城県経由）から要請のあった災害応急用ポンプ6台〔近畿農政局土地改良技術事務所から貸出〕を搬送。
- ・東北農政局において、食料支援活動に必要な燃料の確保のため、東北土地改良建設協会を通じ、食品会社への燃料の融通を仲介。
- ・東北農政局において、食品事業者からの食料品無償提供の申し出に関し、宮城県対策本部と調整の上、配送を手配。

3月20日

- ・大臣政務官が、岩手県宮古市及び山田町において被災状況調査及び意見交換を実施。
- ・漁業取締船白竜丸が宮城県石巻市大須崎地区周辺住民の安否情報及び住民からのメッセージを他の取締船と協力して石巻市役所に伝達。メッセージは農林水産省のホームページにも掲載。
- ・東松島市（宮城県経由）から要請のあった災害応急用ポンプ5台〔東北農政局土地改良技術事務所から貸出3台、北陸農政局土地改良技術事務所から貸出2台〕搬送
- ・農林水産省は原子力発電所の事故を踏まえた農作物や食品等の取扱いについて関係団体へ通知を出し、科学的根拠に基づく冷静な対応を求めた

3月21日

- ・福島県（相双農林事務所）から要請のあった災害応急用ポンプ5台（追加分）〔中四国農政局土地改良技術事務所から貸出〕を搬送。
- ・松島町（宮城県経由）から要請のあった災害応急用ポンプ2台〔中四国農政局土地改良技術事務所から貸出〕を搬送。

- ・石巻市（宮城県経由）から要請のあった災害応急用ポンプ3台（追加分）〔東北農政局土地改良技術事務所から貸出〕を搬送。
- ・県等から要請のあった農業用施設等の緊急点検調査のため、（独）農研機構農村工学研究所の専門家及び農政局担当官を宮城及び福島県下に派遣。
- ・漁業取締船白竜丸が宮城県金華山地区住民の安否情報及び住民からのメッセージを石巻市役所に伝達。メッセージは農林水産省ホームページにも掲載。
- ・政府の原子力対策本部における野菜等の出荷制限の指示を踏まえ、卸売市場の開設者及び関係団体等への通知を発出し、卸売市場における生鮮食品の取り扱いについて、卸売市場法に基づく適切な対応を要請。同旨を農林水産省ホームページにも掲載。

3月22日

- ・福島第一原子力発電所の事故を踏まえた農作物の出荷制限により影響を受ける農業者等に対する資金の円滑な融通について金融機関に依頼する文書を発出
- ・福島県（相双農林事務所）から要請のあった災害応急用ポンプ2台〔東北農政局土地改良技術事務所から貸出〕を搬送。（3.15に名取土地改良区（宮城県）へ搬送した11台のうち2台を回送）
- ・災害からの復旧・復興用の合板の需給等について関係団体と情報交換を行う合板需給情報交換会を開催
- ・東北森林管理局は、仮設住宅用資機材（杭丸太）を緊急に確保するため、国有林からの供給を実施。（5月23日現在（累計）：杭丸太約50万5千本分）
- ・東北森林管理局は、瓦礫の一時置き場として使用可能な国有林野（海岸林等）のリストを宮城県等の災害対策本部に提供。
- ・卸売市場関係団体と意見交換を行った上、原子力発電所の事故を踏まえた生鮮食料品の取扱いについて科学的・客観的な根拠に基づき適切に対処されるよう依頼。同旨を農林水産省ホームページにも掲載。
- ・小売り関係団体と意見交換を行った上、原子力発電所の事故を踏まえた生鮮食料品の取扱いについて科学的・客観的な根拠に基づき適切に対処されるよう依頼。同旨を農林水産省ホームページにも掲載。

3月23日

- ・原子力発電所の事故を踏まえたミネラルウォーターの供給に関する適切な対応について関係団体への通知を発出。同旨を農林水産省ホームページにも掲載。
- ・林野庁は、林地荒廃等被災状況の把握と今後の対応を検討するため、担当官、東北森林管理局担当官及び（独）森林総合研究所の専門家等を宮城県へ派遣（23～25日）。
- ・関東森林管理局は、瓦礫の一時置き場として使用可能な国有林野（海岸林等）のリストを福島県、茨城県等の災害対策本部に提供。
- ・東北農政局において、長崎県からの野菜の被災地への輸送の申し出に対し、宮城県対策本部と調整の上、避難所等の情報を長崎県に提供。

3月24日

- ・大臣政務官が、茨城県内の被災状況調査及び地元関係者との意見交換を実施。
- ・原子力発電所の事故を踏まえたミネラルウォーターの供給に関する適切な対応について関係企業への通知を発出。同旨を農林水産省ホームページにも掲載。

- ・名取土地改良区（宮城県）から要請のあった災害応急用ポンプ２台〔北陸農政局土地改良技術事務所から貸出〕を搬送
- ・東北農政局において、宮城県知事から要請のあった名取川流域の排水対策促進に向け、職員を現地土地改良区に常駐。
- ・東北農政局において、県庁内に設置された政府の緊急現地対策本部員との連絡強化を図るため、農政局職員を本部員として派遣（支援物資の調達・補給等業務に従事）。
- ・住宅関連資材の需給状況について、国交省、経産省との３省庁合同で関係業界に対し、緊急調査を実施。

３月２５日

- ・東北農政局において、石巻市内の食料不足の早期解消を図るため、農政局幹部職員を石巻市内へ派遣。
- ・原子力発電所の事故を踏まえた生鮮食料品等の取扱いについて科学的・客観的な根拠に基づき適切に対処されるよう、小売関係団体へ再度依頼。同旨を農林水産省ホームページにも掲載。
- ・日本合板商業組合の臨時「全国支部長会議」に出席（林野庁木材産業課長）し、品薄が懸念されている住宅関連資材等の適切な需給に対する協力を依頼。

３月２６日

- ・大臣政務官が、青森県八戸市及び階上町において被災状況調査及び意見交換を実施。
- ・東北森林管理局は、瓦礫の一時置き場の候補地となり得る、国有林野（採草地等）のリストを岩手県の災害対策本部に提供
- ・全国森林組合連合会等に対し、薪等の供給体制整備について要請

３月２７日

- ・東北農政局において、石巻市に対し、支援物資の集積場所確保の検討のため、ＪＡ倉庫の情報を提供。

３月２８日

- ・食品関係事業者（約２００社）に対する説明会を開催し、支援物資の増産、電力需要抑制策の検討等を依頼するとともに、原子力発電所の事故を踏まえた生鮮食料品等の取扱いについて科学的・客観的な根拠に基づき適切に対処されるよう再度要請を行った。
- ・全国森林組合連合会、全国素材生産協同組合連合会に対し、国産材（合板用材等）の安定供給の推進について要請
- ・東北農政局において、宮城県災害対策本部からの要請に対し、避難所で提供する副食物の入手先（地元企業等）リストの関連情報を提供。
- ・水産庁漁業取締船「海星丸」は宮城県石巻港で被災状況調査を実施。（～２９日）

３月２９日

- ・東北農政局において、復旧対策検討の基礎データの整備のため、国営農業水利事業受益地域の２３年産作付可能面積調査を実施中
- ・東北農政局において、石巻市での円滑な食糧配給体制構築のため、支援機関同士の連絡調整要員として、農政局職員の追加派遣を決定。

３月３１日

- ・漁業取締船「白嶺丸」は気仙沼漁港で被災状況調査を実施。

- ・農地・農業水利施設の被災状況の早期把握と復旧、被災状況に応じた水稻、園芸等の営農準備のための技術指導通知を发出。
- ・林野庁は、林地荒廃等被災状況の把握と今後の対応を検討するため、担当官及び（独）森林総合研究所の専門家を茨城県へ派遣（3/31～4/1）。
- ・青森県他6県及びこれらの県内の農業共済組合連合会に対し、家畜共済及び園芸施設共済の共済掛金の支払期限等の延長、共済金の迅速な支払に向けての措置等について通知を发出。

4月1日

- ・東北農政局及び各地方農政事務所において、食料支援要望等の情報収集、近隣の避難所等での支援活動（物資仕分け・配布）等を実施。宮城、岩手、福島の前3県における実績は、最大時の支援実施市町村数20（4月4日）、最大支援人員45名（4月5、6日）

4月2日

- ・農林水産大臣が、宮城県石巻市、名取市等の被災地を視察するとともに、宮城県庁関係者と意見交換を実施。また、山形県天童市の物流拠点施設等を視察（4月2日～3日）。

4月5日

- ・石巻市から要請のあった災害応急ポンプ4台〔東北農政局土地改良技術事務所から貸出2台、九州農政局土地改良技術事務所から貸出2台〕を搬送。
- ・水産庁は、東日本大震災による被害を受けた現地の水産業者の関係者と話し合い、具体的復興プロジェクトの策定・実施を支援すべく、チームを設置。
- ・東北農政局において、福島県浜通り地方の被害状況を調査するとともに、県関係者と営農再開に向けた課題等について意見交換を実施。

4月6日

- ・東北農政局において、被災により役所機能を移転した市町村に対する人的支援要望の聴取を完了。（4/4～4/6）
- ・東北森林管理局は、宮城県岩沼市及び名取市の海岸林約135haを瓦礫の一時置場として宮城県に無償で貸与。

4月8日

- ・水産庁漁業取締船「白萩丸」は岩手県釜石漁協・大槌漁港・山田漁港、青森県八戸漁港で被災状況調査を実施。（～13日）
- ・水産庁漁業取締船「白鷗丸」は宮城県塩釜漁港・気仙沼漁港、岩手県大船渡漁港、青森県八戸漁港で被災状況調査を実施。（～13日）

4月9日

- ・農林水産大臣が、福島県いわき市、福島市の被災地を視察するとともに、いわき市、福島市、飯舘村で関係者と意見交換を実施。

4月10日

- ・東北森林管理局がヘリコプターによる調査を実施。

4月11日

- ・果樹共済（収穫共済）及び畑作物共済の共済掛金の支払期限の特例に関する省令を公布・施行。
- ・東北農政局において、被災した福島県内の土地改良区の支援策について県及び土地改良事

業団体連合会との打合せを実施。

- ・水産庁は、東日本大震災による被害を受けた現地の水産業者の関係者と話し合い、具体的復興プロジェクトの策定・実施を支援するためのチームを、宮城県石巻市男鹿半島周辺地域に派遣。（～１７日）

4月１２日

- ・関東森林管理局、中部森林管理局がヘリコプターによる調査を実施。
- ・林野庁は、林地荒廃等被災状況の把握と今後の対応を検討するため、担当者及び(独)森林総合研究所の専門家を岩手県へ派遣(12～13日)。
- ・林野庁は、林地荒廃等被災状況の把握と今後の対応を検討するため、担当官を福島県へ派遣
- ・東北森林管理局は、宮城県仙台市、亘理町及び山元町の海岸林約１８１haを瓦礫の一時置場として宮城県に無償で貸付。

4月１３日

- ・東北森林管理局は、宮城県仙台市の海岸林約５７haを瓦礫の一時置場として仙台市に無償で貸付。

4月１４日

- ・東北農政局において、被災した宮城県内の土地改良区の支援策について県及び土地改良事業団体連合会との打合せを実施。
- ・水産庁は、東日本大震災による被害を受けた現地の水産業者の関係者と話し合い、具体的復興プロジェクトの策定・実施を支援するためのチームを、宮城県気仙沼、志津川周辺地域に派遣。（～１６日）

4月１５日

- ・関東森林管理局は、福島県「矢吹町の旧苗畑約３haを瓦礫の一時置場として矢吹町に無償貸付。
- ・東北森林管理局は、宮城県東松島市の海岸林約２７haを瓦礫の一時置場として宮城県に無償で貸付。
- ・水産庁は、東日本大震災による被害を受けた現地の水産業者の関係者と話し合い、具体的復興プロジェクトの策定・実施を支援するためのチームを、福島県いわき市小名浜周辺地域に派遣。（～１７日）

4月１６日

- ・農林水産大臣が、岩手県山田町の被災地を視察するとともに、同町関係者と意見交換を実施。

4月１７日

- ・水産庁は、東日本大震災による被害を受けた現地の水産業者の関係者と話し合い、具体的復興プロジェクトの策定・実施を支援するためのチームを、宮城県石巻漁港周辺地域に派遣。（～１９日）
- ・水産庁漁業取締船「白鷗丸」は岩手県大船渡市の第１種漁港６か所で被災状況調査を実施。（～１８日）
- ・水産庁漁業取締船「白萩丸」は岩手県陸前高田市の第１種漁港５か所で被災状況調査を実施。（～１８日）

4月１８日

- ・東北農政局において、宮城県及び東北地方整備局と山元町の農地海岸等の復旧検討に向けた現地打合せを実施。
- 4月19日
- ・東北森林管理局は、宮城県石巻市の採石場跡地約6haを瓦礫の一時置き場として石巻市に無償で貸付。
- 4月20日
- ・水産庁は、東日本大震災による被害を受けた現地の水産業者の関係者と話し合い、具体的復興プロジェクトの策定・実施を支援するためのチームを、岩手県宮古地区に派遣。（～24日）
- 4月21日
- ・水産庁は、東日本大震災による被害を受けた現地の水産業者の関係者と話し合い、具体的復興プロジェクトの策定・実施を支援するためのチームを、青森県八戸地区に派遣。（～22日）
- 4月23日
- ・農林水産大臣が、福島県、茨城県内の被災地を視察するとともに、関係者と意見交換を実施。
 - ・水産庁は、東日本大震災による被害を受けた現地の水産業者の関係者と話し合い、具体的復興プロジェクトの策定・実施を支援するためのチームを、宮城県石巻市男鹿半島周辺地域に派遣（2回目）。（～28日）
- 4月25日
- ・林野庁は、林地荒廃等被災箇所の復旧方針の検討に係る技術的助言等を行うため、担当官及び東北・関東森林管理局担当官を岩手県、宮城県及び福島県へ派遣（25日～29日）。
 - ・水産庁は、東日本大震災による被害を受けた現地の水産業者の関係者と話し合い、具体的復興プロジェクトの策定・実施を支援するためのチームを、宮城県気仙沼、志津川周辺地域に派遣（2回目）。（～28日）
 - ・関東森林管理局は、仮設住宅用資機材（杭丸太）を緊急に確保するため、国有林からの供給を実施。（4月28日現在（累計）：杭丸太約1万本分）
- 4月26日
- ・水産庁は、東日本大震災による被害を受けた現地の水産業者の関係者と話し合い、具体的復興プロジェクトの策定・実施を支援するためのチームを、福島県いわき市小名浜周辺地域に派遣（2回目）。（～29日）
 - ・水産庁漁業取締船「りあす」は宮城県塩釜市と七ヶ浜町の第1種漁港4か所で被災状況調査を実施。（～27日）
- 4月28日
- ・林野庁は、海岸防災林の被災状況を詳細に把握するとともに、海岸防災林の効果を検証し、海岸防災林の復旧方法等の検討を行うための検討会を設置。
- 5月 1日
- ・東北農政局及び各地方農政事務所において、食料支援要望等の情報収集、近隣の避難所等での支援活動（物資分け・配布）等を実施。宮城、岩手、福島の3県における実績は、最大時の支援実施市町村3（5月10日）最大支援人員8名（5月10日）。
- 5月 4日

- ・水産庁は、5月2日に成立した、第一次補正予算の説明会を宮城県石巻市で実施
5月 5日
- ・水産庁は、5月2日に成立した、第一次補正予算の説明会を宮城県塩竈市で実施
5月6～7日
- ・水産庁は、5月2日に成立した、第一次補正予算の説明会を岩手県盛岡市及び福島県福島市で実施
5月 7日
- ・農林水産大臣が、宮城県気仙沼市の被災地を視察するとともに、関係者と意見交換を実施。
5月9日
- ・水産庁は、5月2日に成立した、第一次補正予算の説明会を北海道札幌市及び青森県八戸市で実施
5月11日
- ・水産庁は、5月2日に成立した、第一次補正予算の説明会を茨城県水戸市で実施
5月12日
- ・東北農政局は、補助災害復旧事業の現地調査を開始（被災市町村で順次実施）。
- ・東北農政局は、被災家畜円滑処理・関連業種再開支援事業ブロック説明会を仙台市で開催。
- ・東北農政局は、宮城県亘理町、山本町被災イチゴ産地「経営再開支援チーム」第1回会合を開催。
- 5月13日
- ・水産庁は、5月2日に成立した、第一次補正予算の説明会を千葉県千葉市で実施
- ・東北農政局は、卸売市場施設復旧に向けた補正予算事業説明会を仙台市で開催。
- 5月16日
- ・東北農政局は、非公共一次補正予算のブロック説明会を仙台市で開催。
- ・東北農政局は、宮城県亘理町、山本町被災イチゴ産地「経営再開支援チーム」の現地常駐を開始。
- 5月17日
- ・東北農政局は、「非公共補正予算岩手県説明会」を盛岡市で開催。
- 5月18日
- ・東北農政局は、「非公共補正予算青森県説明会」を八戸市で開催。
- ・林野庁は、林道施設等の復旧方針の検討に係る技術的助言等を行うため、担当官を岩手県、宮城県及び福島県へ派遣（5月18～20日）。
- 5月19日
- ・東北農政局は、「非公共補正予算福島県説明会」を郡山市で開催。
- ・北海道森林管理局は、仮設住宅用資機材（杭丸太）を緊急に確保するため、国有林からの供給を実施（5月20日現在（累計）：杭丸太約1万1千本分）。
- 5月21日
- ・林野庁は、東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する第1回検討会を宮城県仙台市で開催（仙台市周辺の海岸部の現地検討含む）。
- 5月24日
- ・海水等が浸入した耕地の農業共済の引受けにおける取扱い等について、青森県他5県及び

これらの県内の農業共済組合連合会あてに通知を発出。

5月30日

- ・関東森林管理局は、地域材を利用した仮設住宅用資機材（建築用丸太）を緊急に確保するため、国有林からの供給を実施。（6月3日現在（累計）：約1,700m³）

5月31日

- ・林野庁は、補助災害復旧事業の現地査定を開始（被災県及び市町村等で順次実施）。

6月1日

- ・東北森林管理局は、宮城県仙台市の海岸林約5haを瓦礫の一時置場として仙台市に無償で貸付。

6月17日

- ・林野庁は、林地荒廃等被災箇所（代行事業要望箇所）の復旧方針の検討に係る技術的助言等を行うため、担当官及び東北森林管理局担当官を宮城県へ派遣。

6月19日

- ・林野庁は、東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する第2回検討会を東京都千代田区農林水産省内で開催。

7月6日

- ・林野庁は、東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する第3回検討会を東京都千代田区農林水産省内で開催。

7月13日

- ・東北森林管理局は、宮城県東松島市の海岸林約18haを瓦礫の一時置場として宮城県に無償で貸付。

7月21日

- ・林野庁は、林地荒廃等被災箇所の復旧方針の検討に係る技術的助言等を行うため、担当官及び東北森林管理局担当官を宮城県へ派遣。（7月21日～22日）

（経済産業省）

平成23年3月11日

- ・コンビニエンスストア・スーパー等の小売り関係10団体に対し、被災者の生活必需確保と円滑な供給に全力をあげるとともに、便乗値上げ等の混乱が生じないように、会員企業への周知を要請
- ・公的金融機関に対して、年度末の土日相談において、各支店の被災状況等を十分に踏まえ、可能な範囲で、中小企業等からの相談に親身に対応するよう要請
- ・商工会議所等中小企業団体及び公的金融機関に対して、各地の状況に応じて可能な範囲で対応するよう以下の要請を行った。
 - －本件地震災害に対する「特別相談窓口」の設置
 - －災害復旧貸付の適用
 - －既往債務の返済条件緩和等の対応
- ・中小企業基盤整備機構に対して、小規模企業共済制度における災害時貸付の適用、共済掛金の納付・一時貸付金の返済支払いの猶予、共済金支払いの迅速化等の要請を行った。
- ・中小企業基盤整備機構に対して、中小企業倒産防止共済制度における共済掛け金の納付・共

済金貸付の返済支払いの猶予、共済金支払いの迅速化等の要請を行った。

- ・事業協同組合及び火災共済協同組合が行う事業に関して、共済金支払いの迅速化、共済掛け金の払込期限の延長等の要請を行った
- ・今般の地震による災害について、3月12日に激甚災害指定が閣議決定されたところ、対象地域を全国として、被災中小企業に対して、信用保証協会による災害関係保証、日本政策金融公庫・商工中金等の災害復旧貸付の貸付金利引き下げ等を実施する。
- ・官邸からの要請に対し、経産省が供給する物資の調達を各業界団体や企業に依頼し、被災地へ供給が始まっているが、物資輸送に関しては国土交通省や自衛隊とも協力をし、鋭意対応中。
- ・関東経済産業局管内の28工業用水道事業者及び（独）水資源機構に対し、安全・保安の確保に努めるよう指示したところ（一部、連絡が取れない事業者あり。）なお、東北経済産業局管内の17工業用水道事業者とは連絡が取れないため、連絡が取れ次第、関東経済産業局同様に指示する予定。

3月12日

- ・移動式トイレについてニッケンのレンタルから5,000基供給可能との連絡があり、搬出可能時間を確認中。
- ・毛布について大阪の業界団体から25,000枚供給可能との連絡があり、3月12日17:00までに供給可能
- ・燃料（ジェット、灯油、A重油、ガソリン、軽油）、毛布、ラジオ、懐中電灯、発電機、ドライアイス、棺桶、カイロ、ろうそく等について供給元情報を適宜追加
- ・発電施設の状況により供給力不足が生じることが見込まれるため、節電を求める大臣談話を発出。また、産業界に対し、業界団体を通じ、最大限の電気の使用の抑制を要請。
- ・災害救助法が適用された市町村等において、被災した電気の需要家に対し、電気料金の支払期限の延長等の特別措置の認可を、東北電力について実施。

3月13日

- ・個々の石油事業者がより円滑な供給体制を確保することが出来るよう、民間債務義務を3日分引き下げ。
- ・災害救助法が適用された市町村等において、被災した電気の需要家に対し、電気料金の支払期限の延長等の特別措置の認可を、東北電力について実施。

3月14日

- ・12日の激甚災害の指定を受けて、被災中小企業に対する災害関係保証（100%保証。保証限度額は無担保8千万円、普通2億円）を開始。
- ・日本公庫、商工中金等が災害復旧貸付を実施し、特段の措置として、0.9%の金利引き下げを開始。
- ・日本公庫、商工中金等において、今般の地震災害等の影響で既往債務の延滞が生じている場合で、返済猶予の申し出が遅れた場合でも、返済期日に遡及して返済猶予等の対応ができるよう措置。
- ・信用保証協会において、審査書類の簡素化等や返済期日後の期間延長等の対応ができるよう措置。
- ・製造及び流通関係団体を通じ、傘下の企業に対して生活必需品の生産体制と円滑な供給体

制の整備を要請した。

3月15日

- ・災害救助法が適用された市町村等において、被災したガスの需要家に対し、ガス料金の支払期限の延長等の特別措置の認可を、申請のあったガス事業者について実施。
- ・東京電力管内及び東北電力管内における相当の電力供給力不足に対応するため、被災地を除く管内の産業界に対し省エネルギーへの協力を要請。

3月16日

- ・今般の災害に関する政府及び政府関係機関の中小企業施策関連情報を、被災中小企業及び関連する全国の中小企業に迅速かつ的確に提供するため、中小企業関係機関のネットワークを活用した広報体制を強化。

3月18日

- ・3月11日に講じた小規模企業共済制度における災害時貸付につき、直接罹災共済契約者に対する貸付金利を0.9%から無利子とするとともに、貸付限度額を1,000万円から2,000万円に引き上げ、償還期間を1年延長する等の追加措置を実施。11日以降、既に貸付けを受けた共済契約者についても遡って同措置を適用。

3月22日

- ・宮城県企業局からの応援要請に基づき、愛知県企業庁、富山県企業局、三重県企業庁及び神戸市水道局に対して、3月23日から、当面の間、宮城県企業局へ工業用水道施設の復旧支援のための技術職員を派遣するよう要請。これに応じ、上記各事業者は、3月23日からそれぞれ職員を宮城県に派遣する予定。
- ・（社）日本工業用水協会と連携して、工業用水道事業者間における被災地への応援体制の整備を支援中
- ・経済産業大臣政務官を本部長とし、中小企業関係機関をメンバーとする「中小企業対策連絡本部」を設置し、第1回会合を開催。政府と関係機関が、中小企業の被災状況や、被災中小企業救済に係る取組状況、今後取り組むべき施策の在り方等について情報共有や意見交換を行える体制を整備。
- ・被災地での地域コミュニティの機能回復に向け、被災した商店街の復旧を支援する事業を既存の予算を活用することにより開始することとした。
- ・信用保証協会によるセーフティネット保証5号の業種について、来年4月以降、48業種とする予定であったところ、来年度上半期においても82業種に拡大することとした。

3月23日

- ・電力需給緊急対策本部において、ガスの需要家に対し、支払期限の延長等の特別措置の認可を、堀川産業株式会社等申請のあったガス事業者について実施。

3月24日

- ・宮城県企業局からの応援要請に基づき、愛知県企業庁、富山県企業局、三重県企業庁及び神戸市水道局に対して、3月23日から当面の間、宮城県企業局へ工業用水道施設の復旧支援のための技術要員を派遣するよう要請。これに応じ上記各事業者はそれぞれ職員を派遣。

3月25日

- ・災害救助法が適用された市町村において、被災した電気・ガスの需要家に対し、支払期限の延長等の特別措置の認可を、東京電力及び東京瓦斯株式会社等申請のあったガス事業者

ついて実施。

3月29日

- ・中小企業基盤整備機構が、被災地域の実態を把握しつつ通称企業へのアドバイスを行うべく、経営支援等の専門家チームを派遣し、また、仙台、盛岡、福島に現地支援拠点として「中小企業復興支援センター（仮称）」を設置することを決定。
- ・年度末の相談ニーズに対応するため、3月1日より実施してきた「中小企業電話相談ナビダイヤル」につて、4月1日から継続することを決定。

3月30日

- ・被災地では、水の不足が生じ、受水者等の事業継続及び住民の社会生活が困難になっている場合も考えられるため、工業用水を有効に活用した緊急的な支援措置として、他に給水手段のない被災地に対して、暫定的に融通しても差し支えないこととし、その際の手続きについて工業用水道事業者に対して通知。

4月13日

- ・各省庁の協力を得て、金融面、雇用面、税制面の支援策を一冊にまとめた「中小企業向けガイドブック」を作成し、初版6万部を印刷し全国へ発走。また、日本商工会議所等の経済団体にも印刷や周知を依頼。

4月15日

- ・平成23年4月7日に宮城県沖地震により、電力系統の一部における地絡事故が発生し、原子力発電所等において一時的に外部電源の喪失が発生したことから、一般電気事業者等に対し外部電源の信頼性確保に係る対策を検討するなど指示。

（資源エネルギー庁）

- ・東北地方（被災地）でのガソリン・軽油等の供給確保（平成26年9月11日11:00）
 - タンクローリーを抜本的に追加投入
 - 285台を東北に追加投入済。平成23年6月11日10:00までに約303台を追加投入済。
 - 西日本の製油所からのガソリン等の東北地方への大量輸送
 - 日量3.8万KLの供給余力は確保
 - ※現在、東北地方への供給：3万KL/日
 - 製油所の稼働率：フル稼働を確保
 - 輸出停止分：当面約70万KL
 - 緊急輸入：3~4月で50万KL強
 - 福島原発周辺地域への支援
 - 福島県より、3月に4度、周辺地域住民向けのガソリン等（約1,100KL）の支援要請あり。3月中に全量を供給済。4月3日に追加支援要請（約400KL）あり。
 - また、6月までに周辺地域住民向けのガソリン等の支援要請は6度にわたり、計約1,590KLとなった。その約9割（約1410KL）を供給済。
 - 太平洋側の油槽所（塩竈油槽所・八戸油槽所）の早期の機能回復
 - （塩竈油槽所）5月31日までに212船（約58.5万KL）着栈済。
 - （八戸油槽所）5月31日までに78船（約23.3万KL）着栈済。

→(JX 仙台製油所) 4 月 3 日までにドラム缶で灯油約 1,000 本を出荷。

○緊急重点SSの指定と重点供給

→東北 6 県の緊急重点 (207 件) のうち、3 月 19 日~4 月 21 日に延べ 4,351 の SS に対して重点供給を実施。

→6 月 2 日現在、東北地方にある元売系列の 3,070 の SS のうち、96%にあたる 2,938 の SS が稼働中。おおむね平時の状況に回復。

○特に供給不足が著しい地域への重点供給対策

→被災者向けに 3 月 27 日に約 4,000 本(灯油、軽油)を自衛隊に搬入済。

→石油連盟による 2,000 本(灯油等)無償提供については、4 月 4 日より出荷を開始。

○鉄道による輸送ルートの確保

→4 月 21 日以降、根岸→盛岡へガソリン等(約 1,600KL/日)を輸送。

→3 月 21 日以降、宇都宮へガソリン等(約 6,000KL/日)を輸送し、この一部を東北地域(福島県等)に搬送。

→4 月 18 日以降、根岸→郡山へのガソリン等の出荷量が増量(約 2,600KL)。

○被災地からの要請への対応状況

→5 月 21 日までに、病院等約 1,460 件の要請に対し、約 1.60 万 KL のガソリン・軽油等を搬送済。

○「仮設ミニ SS」の設置

→3 月 27 日~5 月 31 日に計 9 市町村に「仮設ミニ SS」を設置し、累計で約 10,300 台に対して給油を実施(5 月 31 日をもって、給油を終了)。

(国土交通省)

平成 23 年 3 月 11 日

- ・ 15:28 東北地方整備局防災ヘリ離陸、宮城県沿岸を調査開始。
- ・ 15:05 中部地方整備局防災ヘリ離陸を指示、東京方面へ飛行予定。
- ・ 15:30 関東地方整備局防災ヘリ離陸予定。23 区内を調査予定。
- ・ 15:30 東京方面へ離陸、福島沿岸を調査開始。
- ・ 15:00 宮城県庁(4 名)、岩手県庁(2 名)、福島県庁(2 名)にリエゾン派遣。
- ・ 政府調査団の一員として、宮城県に大臣政務官等を派遣

3 月 12 日

- ・ 07:00 国土地理院が災害現場航空写真撮影。
- ・ 12 日早朝から、TEC-FORCE 先遣隊がヘリコプターにて東北地方の広域被害調査を実施予定。
- ・ 東北地方から茨城県にかけての海岸部周辺の地図を道路局に提供
- ・ 電子基準点の解析結果から、最大水平方向約 4m、鉛直方向で約 70cm の地殻変動を検出(暫定値)
- ・ 津波被害の甚大な港湾の被災者支援等のため大型浚渫兼油回収船 3 船を派遣。同船には、地方整備局の備蓄物資(非常食、水、毛布等)を積載。

3 月 14 日

- ・ 計画停電の実施に伴い、利用者の影響が最小限となるよう関係する鉄道事業者に指示。

- ・米沖縄海兵隊から仙台空港復旧に関する支援申し入れがあり、防衛省を通じて、国交省航空局にて受け入れについて調整中。
- ・(社)プレハブ建築協会に対して、発注後2週間で600戸、4週間で4,800戸の生産の開始を要請済み。さらに、概ね2ヶ月で約3万戸程度が供給できるよう、準備の開始を要請。国土交通大臣より、住宅生産団体連合会会長等に対し、直接要請。建設用地等については、岩手県、宮城県、福島県とも調整されていない状況であり、本日、建設用地の確保要請及び建設支援のため、国土交通省職員を派遣。(なお、福島県から、(社)プレハブ建築協会に対し、応急仮設住宅1,560戸以上の建設要請があった。)

3月15日

- ・11:59 東京電力福島第一原子力発電所から半径30kmの区間に航空法に基づく飛行禁止区域を設定し、航空安全情報(ノータム)を発出

3月17日

- ・住宅関連資材不足に対応するため、農林水産省、経済産業省、環境省及び国土交通省(事務局:住宅局)で対策会議を設置し、対応を協議。

3月24日

- ・上記4省合同で、住宅関連資材の需給状況について緊急調査を実施。

3月28日

- ・被災者が県外の民間賃貸住宅の入居を希望する場合に、円滑に情報を入手できるよう、「被災者向け公営住宅等情報センター」において情報提供を開始。

3月31日

- ・被災住宅の補修について、相談・診断及び事業者の紹介を行う窓口(電話相談、対面相談)を設置。現地相談窓口を仙台(4月1日より)、郡山と水戸(4月8日より)に開設。

4月16日~17日

- ・国土交通大臣が岩手県知事、陸前高田市市長、気仙沼市長、南三陸町長、宮城県知事、石巻市長及び福島県知事と面会し、被災現地視察を実施。

4月19日

- ・国土交通大臣が日立市長、高萩市長、北茨城市長と面会し、被災現地視察を実施。

4月23日

- ・国土交通大臣が茨城県及び千葉県の被災地視察を実施。

5月 7日

- ・国土交通大臣が福島県知事、いわき市長と面会し、被災現地視察を実施。

5月31日

- ・3月15日に東京電力福島第一原子力発電所を中心として半径30km圏内の区域の上空に設定した航空法に基づく飛行禁止区域を、5月31日00:00をもって半径20km圏内の区域の上空に変更するとともに、半径20kmから30km圏内の区域の上空を運行する場合には、緊急時に避難が可能な準備を求める旨の航空安全情報(ノータム)を発出。

6月18日

- ・国土交通大臣が福島県南相馬市長と面会し、被災現地視察を行った。

7月11日

- ・国土交通大臣が宮城県南三陸町長、石巻市長と面会し、被災現地視察を行った。

7月23日

- ・国土交通大臣が岩手県野田村長、久慈市長、釜石市長、遠野市長、岩手県知事と面会し、被災現地視察を行った。

7月30日

- ・国土交通大臣が宮城県石巻市長、東松島市長、仙台市長と面会し、被災現地視察を行った。

（国土地理院）

平成23年3月11日

- ・災害地域及びその周辺の縮尺20万分の1の地図を国土地理院ホームページに公開
- ・八戸～いわきの沿岸部の1/25000地形地図を道路局に提供
- ・福島第一原子力発電所（福島県双葉郡大熊町）周辺の地形図を官邸に提供

3月12日

- ・被災地の場所を報道情報から地図上にまとめた災害概況情報を電子国土Webシステムで集約し共有
- ・高精度の標高データを用いた詳細な標高図（デジタル標高地形図）を国土地理院ホームページ上で公開

3月13日

- ・電子基準点網の緊急解析により19時時点で水平約4m、垂直約70cmの変動を検出

3月19日

- ・牡鹿半島に設置されている電子基準点「牡鹿」（宮城県石巻市）が地震に伴い東南東方向に約5.3m移動し、約1.2m沈下したことが新たに判明した旨を公表。

（気象庁）

平成23年3月11日

- ・14:46 緊急地震速報（警報）を発表
- ・14:49 津波警報（大津波）を発表
- ・16:20 発生した地震について、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」と命名
- ・被災地域への気象支援資料の提供を開始

3月12日

- ・揺れの大きかった市町村について、大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を通常基準より引き下げた暫定基準による運用を開始

3月13日

- ・地震や津波の状況等を調査するため、気象庁機動調査班（JMA-MOT）による調査活動を開始

3月15日

- ・地震・津波の被災地域における気象、地震、津波情報を取りまとめたポータルサイトを立ち上げ

3月17日

- ・東京電力福島第一原子力発電所から半径30kmの領域に対し、空域気象情報（シグメット

情報)の提供を開始

3月30日

- ・地震や津波による堤防や排水施設等の被害が大きかった市町村について、大雨警報・注意報の発表基準(雨量基準)及び洪水警報・注意報の発表基準(雨量基準、流域雨量指数基準、複合基準)を通常より引き下げた暫定基準による運用を開始。

4月27日

- ・東日本大震災の復旧・復興担当者、被災者向けの101の市町村を対象とした気象情報や潮位情報を1枚にまとめた資料の提供を開始。

5月31日

- ・空域気象情報(シグメット情報)の対象領域を、東京電力福島第一原子力発電所の半径30kmから半径20kmに変更。

6月14日

- ・平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に伴い、地盤が大きく沈下した地域や強い揺れで地盤がゆるんでいる地域においては、雨による土砂災害や洪水の発生する危険性が高まっており、また、各種の復旧・復興活動や避難所の生活は天候の影響を受けやすく、気象災害に脆弱となっているところもあるため、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に合計9か所の雨量観測所を臨時に設置して被災地の雨量観測体制を強化した。

7月26日

- ・地盤沈下や、地震や津波による海岸堤防や排水施設等の被害を考慮し、高潮警報・注意報について、通常より引き下げた暫定基準による運用を開始。

7月29日

- ・被災した津波観測施設に臨時の観測機器を設置する工事が完了し、観測が復旧した。

11月11日

- ・地震後の降雨と土砂災害発生状況、並びに土砂災害危険箇所の点検結果等を調査・検討し、大雨警報・注意報(土壌雨量指数基準)の暫定基準について6都県で廃止及び見直しを実施。(以降、その他の県についても暫定基準の廃止・見直しを順次実施)

(環境省)

平成23年3月11日

- ・政府調査団(宮城県)に廃棄物・リサイクル対策部職員を派遣。
- ・全国の地方環境事務所に対し、地方自治体と連携し、一般廃棄物処理施設の被害状況及び災害廃棄物の発生・処理状況の情報収集を指示。
- ・地方自治体の担当部局に、有害物質等による環境汚染事故及び施設の破損等の事案があれば速やかに情報提供するよう依頼。(23日までに、青森県より3件、宮城県より1件、山形県より1件、茨城県より1件、千葉県より9件、埼玉県より2件、群馬県より1件、神奈川県より1件の報告)
- ・全自治体に、特定動物、危険な動物の逸走情報の提供を依頼。(逸走はなし)
- ・(財)日本動物愛護協会に対して、被災地での動物救護に関する情報収集、対応方針等についての連絡を要請。

3月12日

- ・政府調査団（岩手県）に廃棄物・リサイクル対策部職員を派遣。
- ・政府調査団（福島県）に廃棄物・リサイクル対策部職員を派遣。
- ・ゴミ収集車、バキュームカー、簡易トイレ等の派遣可能性を検討するよう業界団体等に依頼

3月13日

- ・（社）全国都市清掃会議に対し、自治体間協力の現場レベルでの支援の総合調整を要請。

3月14日

- ・各都市及び関係団体に対し、被災市町村の災害廃棄物の処理についての支援を要請。
- ・被災者が「公害健康被害の補償等に関する法律」、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」、「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に基づく公費負担医療等を受けられるよう、医療機関等において手帳の提出ができない場合においても、受診が可能である旨を都道府県や公健法主管自治体、日本医師会、日本薬剤師会等に文書を発出。
- ・（財）日本動物愛護協会、（社）日本動物福祉協会、（公社）日本愛玩動物協会、（社）日本獣医師会が「緊急災害時動物救援本部」を立ち上げ、義援金の募集を開始。
- ・環境省政務官より動物関連の15団体に向け、緊急災害時動物救援本部が行う、被災地における家庭動物の保護・収容及び適正な飼養への支援にかかる協力要請の文書を発出。

3月15日

- ・被災者のみならず、関東一円においても、廃棄物収集車両の燃料が調達できず、燃料が枯渇しつつある状態。このため、これらの収集車両が優先給油できるよう、環境省災害廃棄物対策特別本部長より、政府緊急災害対策本部長に対し、要請書を提出。
- ・20政令指定都市プラス東京都で災害協定を結んでおり、メンバーの仙台市に対して、各都市から多くの支援が寄せられている。（札幌市に情報集約中。）
- ・神戸市より支援状況の連絡有り。具体的には災害用仮設トイレ390基を3月13日及び14日に神戸市から搬送、受入拠点である宮城県消防学校に15日午前中に搬入済み。また、ゴミ収集車10台程度をはじめ高圧洗浄車、汚泥収集車、バキュームカーの派遣、布施畑及び啖河環境センターで災害廃棄物を受け入れ可能な旨を20政令都市災害時相互応援に関する協定に基づき、取り纏めを行っている札幌市に報告済み。
- ・関東地域の廃棄物処理施設において、ばい煙処理・排水処理に必要な薬剤（塩酸、苛性ソーダ等）が今週末にも不足し、廃棄物処理が滞る恐れがあるとの相談が東京23区一部事務組合よりあり。

3月17日

- ・環境省政務官より、経済産業省政務官宛に廃棄物処理に必要な薬剤の供給についての要望書を提出。
- ・岩手県資源循環推進課より連絡有り、沿岸部は壊滅しており市町村は機能できない状況。災害廃棄物の処理は県が実施する旨の連絡あり。

3月18日

- ・岩手県においてバキューム車26台が必要、燃料確保の見通しありとの連絡があり、全国環整連が21日から支援を開始する予定。
- ・協力要請を受けた全都清より、会員である仙台市を通じて、宮城県内の被災市町村への仮設トイレの供給を行っていく予定ある旨連絡あり。
- ・災害廃棄物の処理等の円滑な推進を図るために関係省が協力することを目的として、農林

水産省、国土交通省及び環境省の三省で「東北地方太平洋沖地震に係る災害廃棄物の処理等に関する三省連絡会」の第1回会合を開催。

- ・宮城県の応援部隊として、兵庫県庁の環境整備課の職員3名が現地に派遣された。
- ・被災した家電リサイクル法対象品目の処理についてとりまとめ、関係都道県に送付。

3月21日

- ・環境大臣政務官が宮城県を現地調査（20～21日）
- ・被災地の私有財産を災害廃棄物として処理する前提として、所有権判断や処分方針などの法的問題について検討するため、「災害廃棄物の処理等にかかる法的問題に関する検討会議」の第1回会議が開催された（座長：法務副大臣、環境副大臣出席）。
- ・環境省のホームページに家庭でできる具体的な節電方法「7つのポイント」のページを立ち上げ、一般への節電協力を訴求している。

3月22日

- ・宮城県より県内各市町（石巻市、気仙沼市、角田市、多賀城市、女川町、南三陸町）への仮設トイレ供給の要望があり、これに対して全都清（全国都市清掃会議）を通じて、仮設トイレ170基（川崎市120、名古屋市50）および簡易トイレ400個（西宮市）の供給を依頼。
- ・地方公共団体が条例等により一定の排ガス性能を満たさない車両の運行を規制している場合であっても、燃料等の緊急物資輸送を迅速に行えるよう、各都府県において対応している旨を関係地方公共団体に確認し、全日本トラック協会等に通知。
- ・「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第3条第3項に基づき、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく権利利益1益（法第5条第2項、第24条、第37条、第40条、第41条第2項）及び「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく権利利益（第5条第2項、第15条、第19条、第23条第3項）の満了日を延長して対応するよう、公健法主管自治体や環境再生保全機構、その他都道府県や保健所設置市、特別区に文書を発出。
- ・特定非常災害特別措置法に基づき、環境省所管法令による行政上の権利利益について、災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）における権利利益に係る満了日を平成23年8月31日まで延長するための告示を整備（3月22日公布）。

3月23日

- ・「災害廃棄物の処理等にかかる法的問題に関する検討会議」の第2、3回会議が開催された。（座長：法務副大臣、環境省政務官出席）
- ・岩手県では、陸前高田市、住田町、大槌町を除き一般廃棄物の収集が通常どおり又は一部再開。
- ・被災した家電リサイクル法対象品目の処理方法について追加情報をとりまとめ、関係都道県に送付。

3月25日

- ・東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針について、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣連名で、災害指定地域の都道府県知事宛通知。

3月29日

- ・家電エコポイント、住宅エコポイントの交換商品へ「東北地方太平洋沖地震の被災地支援寄付（義援金）」を追加。

3月30日

- ・被災したパソコンの処理についてとりまとめ、関係都道府県に送付。
- ・災害廃棄物に混入している感染性廃棄物の取扱いについてとりまとめ、関係都道府県に送付。
- ・「被災者等就労支援・雇用創出推進会議（第2回）」を開催。

3月31日

- ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく基準適合表示等が付されていない特定特殊自動車について、被災地での災害復旧に使用する場合は暫定的に使用が可能である旨を業界団体に通知。

4月1日

- ・環境省動物愛護管理室より職員1名を緊急災害時動物救援本部に派遣。
- ・（社）日本環境測定分析協会が、当協会会員有志の環境測定分析事業者と協力して、水や土壌等を対象とした無償での測定分析を開始（検査依頼受付期間：4/1～5/31）。

4月2日

- ・冷凍冷蔵庫水産物の処理について、宮城県産業廃棄物協会から全国産業廃棄物連合会へ協力の要請。

4月4日

- ・「災害廃棄物処理事務の委託に関する規約例」について、総務省と連名で関係都道府県宛に通知。

4月5日

- ・仮置き場に関して、宮城県については、県有地の活用ができれば当面の災害廃棄物の搬入に対応可能と県は考えている。岩手県については、仮置き場の設置に関して、県と関係市町村とで早急に協議予定。福島県では沿岸部で仮置き場が不足している市がある。
- ・「被災者等就労支援・雇用創出推進会議（第3回）」が開催された。
- ・（社）日本保安用品協会を通じ、複数の会社からマスクの無償提供の申し出があったため、自治体を通じた被災者等への配布とアスベスト対策に関する正しい知識の普及啓発の推進を依頼する通知分を发出。
- ・家電エコポイント、住宅エコポイントの交換商品へ「東日本大震災におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」を追加。

4月11日

- ・緊急災害時動物救援本部が、本部内に救援推進部を設置し義援金交付の申請受け付けを開始。また、この案内を被災自治体及び動物愛護の関連14団体に文書にて发出

4月12日

- ・災害廃棄物の処理及び災害PCB廃棄物処理に関し、専門家による実務的・技術的な支援体制を整備。その旨を、関係県市に送付。

4月13日

- ・宮城県災害廃棄物処理対策協議会の第1回協議会が開催された。
- ・「東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ & A（その2）」をとりまとめ、関係都道府県宛に通知。
- ・緊急災害時動物救援本部より、被災自治体に向けて仮設住宅でのペット連れ入居について

の配慮要請。

4月15日

- ・(社)日本保安用品協会に対し、防じんマスク等の呼吸用保護具の増産を文書で要請(厚生労働省と連名)。
- ・宮城県、岩手県、福島県の3県で自治体、地方獣医師会及び動物愛護団体等と協働して動物の救護を行う体制が整った。
- ・岩手県災害時被災動物救援本部:岩手県、岩手県獣医師会及び10動物愛護団体で構成。本部は獣医師会事務局。3月22日設置。
- ・宮城県緊急災害時被災動物救援本部:宮城県と宮城県獣医師会で構成。本部は県獣医師会。3月18日設置。
- ・仙台市被災動物救護対策臨時本部:仙台市、仙台市獣医師会及びNPO法人2団体で構成。臨時本部は市獣医師会。3月25日設置。
- ・福島県動物救護本部:福島県、いわき市、郡山市、福島県獣医師会及び動物愛護団体で構成。4月15日設置。

4月21日

- ・東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン(暫定版)について関係都道府県あてに通知

4月22日

- ・自動車 NOx・PM法の車種規制の経過措置期間の特例措置についてパブリックコメントを実施。

4月24日

- ・樋高政務官が石巻市、南三陸町を現地調査。

4月25日

- ・災害廃棄物の処理に係る留意事項をとりまとめ、関係県及び関係団体宛に通知
- ・グリーン購入法の取扱いについて、東日本大震災の被災に伴い調達が困難となる場合には、柔軟に対応することを関係省庁連絡会議にて確認した。

4月26日

- ・騒音規制法第18条の規定に基づく平成23年度の自動車騒音常時監視の実施及び結果報告に支障をきたすことが予想されることから、東日本大震災により被災した地方公共団体に対して、本業務に関する事務作業を軽減することを目的とした事務連絡を発出

4月27日

- ・緊急災害時動物救援本部の物資集積拠点として新宿御苑内にプレハブ小屋を設置。

4月28日

- ・警戒区域内の被災動物実態調査を福島県と共同で実施(5日間)

5月2日

- ・災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱、同実施要領、同取扱通知を各都道府県宛て発出

5月4日

- ・福島県内の災害廃棄物の対応に係る説明会を、関係地方公共団体向けに開催

5月7日

- ・環境省より職員 1 名を原子力災害現地対策本部に派遣。(5/7～)

5 月 9 日

- ・福島県内の浜通り及び中通り（避難区域・計画的避難区域を除く）の仮置き場に集積されている災害廃棄物の放射性物質による汚染状況並びに仮置き場及びその周辺の空間線量率を把握するための調査を実施

5 月 10 日

- ・災害廃棄物仮置き場における火災発生の防止について関係県宛に通知
- ・今年環境省に入省した新採用職員 36 名全員を東日本大震災の被災地に派遣することとし、第一陣が出発
- ・住民の一時立入りと連動した、警戒区域からのペットの保護・回収活動を、緊急災害時動物救援本部の協力の下で、省と福島県の全面的な協力により開始。保護・回収したペットは福島県の収容施設に収容。

5 月 12 日

- ・全国的に完成車メーカーでの車両の生産に停滞が生じており、自動車 NOx・PM 法の基準適合車への代替ができないバス事業者等の業務に影響が生じるおそれがあることから、自動車 NOx・PM 法の車種規制の経過措置期間の特例措置についてパブリックコメントを実施し、特例措置を設ける省令を公布

5 月 13 日

- ・環境省自然環境局長が、警戒区域（福島第一原子力発電所から半径 20km 以内）への住民の一時立入りに伴い実施するペットの保護活動にかかる人材派遣等への協力の要請を、都道府県、政令市、中核市に向け発出。

5 月 15 日

- ・災害廃棄物安全評価検討会（第 1 回）を開催

5 月 16 日

- ・東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を作成し公表
- ・地震の液状化により被害を受けた茨城県神栖市内の旧軍毒ガス処理のための地下水処理施設について、井戸の復旧作業が終了し、運転再開
- ・岩手県、宮城県など 8 県に対し、被災地において実施するアスベスト大気濃度調査に関する測定地点の選定を依頼する通知文を発出

8 月 26 日

- ・福島県警戒区域への住民の一時立入りが一巡したため、これに連動したペットの保護活動を終了。

9 月 1 日

- ・環境省と福島県が全面的に協力して警戒区域内の放浪犬・猫の保護活動を実施。(9/1～9/16)

11 月 18 日

- ・環境省と福島県は、10 月 24 日以降、警戒区域内の放浪犬、猫の一斉保護を実施。これを兵庫県、京都府、長野県、川崎市、徳島県、鳥取県、栃木県が支援。

12 月 5 日

- ・環境省と福島県は、民間団体による被災ペットの保護を目的とした警戒区域への立入りについて、立入り基準等を定めたガイドラインを作成し公表。

12月7日

- ・同日から12月27日まで、ガイドラインに基づき、民間団体による警戒区域内での被災ペットの保護活動を実施。保護計画書が承認され参加した団体は16団体。

平成24年1月26日

- ・1月29日から実施される3巡目の警戒区域への一時立入りにおいて、一定の条件を満たした住民が自己のペット（犬、猫）を自ら持ち出せるよう関係機関と調整して公表。

2月28日

- ・環境省は福島県と協力して、3月1日から19日までの期間を3回に分けて、警戒区域内の犬、猫の集中保護を実施すると公表。協力自治体は次の通り。（第1回目：栃木県、滋賀県、愛媛県、川崎市。第2回：東京都、静岡県、京都府、鳥取県、青森市、横浜市。第3回目：神奈川県、徳島県。）

7月25日

- ・福島県動物救護本部第2（三春）シェルターの敷地内に建設した環境省の臨時プレハブシェルター（200頭の収容規模）が運用を開始。

7月31日

- ・環境省は同日から8月8日まで、福島県の警戒区域内で犬と猫の生息状況調査を実施。

9月6日

- ・環境省と福島県は、これまでの保護活動や、犬と猫の生息状況調査、飼い主に対する意向調査の結果を踏まえた警戒区域内での犬と猫の一斉保護を9月7日から10月2日まで実施すると公表。

9月8日

- ・環境省は同日から9月29日までの間を3期に分け（8-11、17-21、24-29）、福島県の警戒区域内で犬と猫の生息状況調査を実施。

11月29日

- ・環境省と福島県は、これまでの保護活動や、犬と猫の生息状況調査の結果を踏まえた警戒区域内での一斉保護を12月3日から21日まで実施すると公表。

12月11日

- ・環境省は同日から12月19日まで、福島県の警戒区域内で犬と猫の生息状況調査を実施。

平成25年2月28日

- ・運用してきた動物救護本部第1（飯野）シェルターはその役割を終えて同日撤去。収容動物は第2（三春）シェルターに移管。

7月1日

- ・環境省は同日から6日まで、福島県の帰還困難区域（旧警戒区域）で犬と猫の生息状況調査を実施。

12月14日

- ・環境省は同日から20日まで、福島県の帰還困難区域（旧警戒区域）で犬と猫の生息状況調査を実施。

平成26年7月14日

- ・環境省は同日から26日まで、福島県の帰還困難区域（旧警戒区域）で犬と猫の生息状況調査を実施。

9月15日

- ・環境省が設置した三春町の臨時プレハブシェルターはその役割を終えて同日撤去。収容中の動物は同敷地内の福島県動物救護本部第2（三春）シェルターに移管。
- ・環境省と福島県が実施した帰還困難区域内（旧警戒区域内）の犬と猫の、9月末時点での保護総数は（犬：458、猫：545）、飼い主への変換総数（犬：161、猫：163）、譲渡総数（犬：276、猫：296）。

12月7日

- ・環境省は同日から11日まで、福島県の帰還困難区域（旧警戒区域）で犬と猫の生息状況調査を実施。

平成27年12月25日

- ・平成27年度は福島県が住民からの要望により帰還困難区域での犬と猫の生息状況調査を実施してきたが、県が設置していた三春町のシェルターを12月25日に閉鎖・撤去して帰還困難区域での犬と猫の保護を終了。
- ・シェルターを閉鎖した時点での保護総数は（犬：463、猫：545）、飼い主への返還総数（犬：162、猫166）、譲渡総数（犬：290、猫：318）。

5. 海外支援の受入れ状況

（1）米軍による支援について

平成23年3月11日

- ・11日夜、外務大臣から駐日大使に対し、在日米軍による支援を正式に要請。防衛省からも在日米軍に支援を要請済み。在日米軍との宮城県及び福島県の被災地における救助活動の詳細につき、自衛隊、消防庁、警察庁、海上保安庁で調整中。

3月13日

- ・空母「ロナルド・レーガン」：13日6時現在、仙台沖に到着
- ・強襲揚陸艦「エセックス」：17日に現場海域へ
- ・強襲揚陸艦「ブルーリッジ」：18日に現場海域へ
- ・空母「ロナルド・レーガン」他7隻が仙台沖で、非常用食糧約3万食を米軍ヘリを使って海自艦船に輸送。その後、自衛隊が宮城県気仙沼市、石巻市等に輸送する日米共同対応が実施された。また、同伴の艦船が探索・救難活動を実施している状態。
- ・空母「ロナルド・レーガン」は、仙台沖で福島第一原発に由来する低レベル放射性物質を検知。米側も文科省も問題ない量としている。同空母は、現在までに、岩手県宮古沖に北上して活動を継続。

3月14日

- ・普天間飛行場の海兵隊ヘリ8機が14日までに厚木飛行場に到着。14日、普天間飛行場のKC130給油機が食料品・医薬品を搭載して横田飛行場に到着した。

3月15日

- ・東電からの要請及び官邸からの指示により、横田飛行場及び米軍根岸住宅地区（横浜市）から、それぞれ消防車1台ずつが福島第一原子力発電所に向けて出発、同日東電に引き継ぎ。

3月17日

- ・米軍のポンプ5基を九州等から横田飛行場に輸送。東電職員に対し使用方法を教示した後、陸自車両で横田飛行場を出発。17日に小名浜コールセンター（第一原発の南約60km）に到着。

米軍の活動状況（最大時）

空母・艦船： 約15隻

航空機： 約140機

人員： 約16,000名以上

（2）外国による支援

- ・163の国・地域及び43の機関が支援意図を表明（一般的な支援表明、人的・物資支援、寄付金）（平成23年10月17日）

救助隊・専門家チーム等の受入れ状況

	国・地域・ 機関名		構成	日本到着	協力省庁	活動場所	備 考
1	韓国		スタッフ 5 名 救助犬 2 匹	3/12 到着 3/23 出国	警察庁 防衛省	宮城県仙 台市	3/23 撤収
			救助隊 102 名	3/14 到着 3/23 出国			3/19 新潟へ移動。 3/23 撤収
2	シンガポール		スタッフ 5 名 救助犬 5 匹	3/12 到着 3/17 出国	警察庁 防衛省	福島県相 馬市	3/15 撤収
3	ドイツ		救助隊員 41 名 救助犬 3 匹	3/13 到着 3/19 出国	消防庁	宮城県南 三陸町	3/15 撤収
4	スイス		救助隊員 27 名 救助犬 9 匹	3/13 到着 3/19 出国	消防庁	宮城県南 三陸町	3/16 撤収
5	米国		救助隊 144 名 (フェアファックス隊、ロサン ゼルス隊、各隊とも 救助犬 (計 12 匹) を含む)	3/13 到着 3/19 出国	消防庁 警察庁 防衛省	岩手県大 船渡市、 釜石市	三沢基地着 3/19 撤収
			原子力規制委員会 専門家 11 名 米エネルギー省 34 名 PNNL 2 名	3/13 以降 順次到着		東京都、 横田基 地、 福島県等	成田空港、横田基 地等着 米エネルギー省 5 月末撤収、PNN L 4/16 撤収、専門 家 10 月末撤収
6	中国		救助隊員 15 名	3/13 到着 3/20 出国	消防庁 防衛省	岩手県大 船渡市	3/20 撤収
7	英国		救助隊員 69 名 プレス 8 名 救助犬 2 匹	3/13 到着 3/19 出国	防衛省 消防庁	岩手県大 船渡市、 釜石市	米国と共に行動 3/17 撤収
8	ニュージー ランド		先遣隊 7 名 救助隊員 45 名	3/13, 14 到着 3/19 出国	消防庁	宮城県南 三陸町	3/18 撤収
9	国 連	UNDAC	災害調整専門家 7 名	3/13, 14 到着 3/23 出国	なし	JICA 東京	3/23 撤収
10		UNOCHA	災害調整専門家 3 名	3/13, 14 到着 4/2 出国	なし	JICA 東京	UNDAC チームを引 き継ぎ活動 4/2 撤収

11	メキシコ	救助隊員等 12 名 救助犬 6 匹	3/14 到着 3/19 出国	警察庁	宮城県名 取市	3/17 撤収
12	豪州	救助隊員 72 名 救助犬 2 匹	3/14 到着 3/21 出国	消防庁	宮城県南 三陸町	3/19 撤収
13	フランス	救助隊員等 134 名 (モナコ人 11 名を 含む)	3/14 到着 3/27 出国	警察庁	宮城県名 取市 青森県八 戸市	3/23 撤収
14	台湾	救護隊員 28 名	3/14 到着 3/19 出国	警察庁	宮城県 名取市 岩沼市	物資についても 輸送 3/18 撤収
15	ロシア	救難隊員 75 名	3/14 到着 3/22 出国	警察庁	宮城県石 巻市	3/18 撤収
		救助隊員約 80 名	3/16 到着 3/22 出国	警察庁	宮城県石 巻市	
16	モンゴル	救助隊員 12 名、 非常事態省長官 1 名	3/15 到着 3/21 出国	警察庁	宮城県名 取市、岩 沼市	3/19 撤収
17	国連世界食糧 計画(WFP)	物流支援要員計 25 名	3/15 以降 順次到着	なし	東京都 宮城県 岩手県 福島県	可動式倉庫設営、 ニーズ調査。 7/31 撤収
18	イタリア	調査隊員 6 名	3/16 到着 3/21 まで に順次出 国	なし	東京都	3/21 撤収
19	インドネシア	救助隊員 11 名 医療・事務員 4 名	3/18 到着 3/27 出国	なし	宮城県気 仙沼市、 塩竈市、 石巻市	自国民の安否確認 を含む人道支援活 動。 3/23 撤収
20	南アフリカ	救助隊員 45 名	3/18 到着 3/27 出国	警察庁	宮城県岩 沼市、名 取市、石 巻市、多 賀城市	3/25 撤収

21	IAEA	放射線計測専門家 チーム 16 名 海洋放射線計測専 門家 1 名 IAEA 国際支援調整 官 1 名	3/18 以降 順次到着 4/20 まで に順次出 国	文科省	東京近 辺、福島 県	4/20 撤収
		沸騰水型原子炉 (BWR) 専門家 3 名	4/3, 7 到着 4/12 出国	保安院	東京都 福島県	4/11 撤収
		IAEA 調査団	5/24 到着 (一部は先に 到着)		東京都 茨城県 福島県	6/2 撤収
22	FAO/IAEA	食品モニタリング 専門家チーム (FAO 職員 1 名、 IAEA 職員 2 名)	3/26 到着 4/1 出国	厚労省 農水省 自治体	福島県、 茨城県、 栃木県、 群馬県、 東京都	4/1 撤収
23	トルコ	救助隊員 32 名	3/19 到着 4/11 出国	警察庁	宮城県利 府町、多 賀城市、 石巻市、 七ヶ浜町 等	4/8 撤収
24	イスラエル	医療支援チーム 53 名	3/27 到着 4/11 出国	なし	宮城県 栗原市 南三陸町	4/10 撤収
25	インド	災害対応隊 46 名	3/28 到着 4/8 出国	警察庁	宮城県利 府町、 女川町	4/6 撤収
26	ヨルダン	医療支援チーム 4 名	4/25 到着	なし	福島県	5/12 撤収
27	タイ	医療支援チーム 2 名×2 チーム	5/8 到着		福島県内	6/3 撤収
28	スリランカ	復旧支援チーム (災害管理省職 員) 15 名	5/12 到着		宮城県石 巻市	6/1 撤収
29	フィリピン	医療支援チーム 3 名	6/28 到着		岩手県 宮城県	7/11 撤収

救援物資の受入れ状況 (平成 24 年 12 月 28 日)

○ 政府ベースではこれまでに 64 の国・地域・機関から救援物資を受入れている。

	国・地域・ 機関名	救援物資	日本への 受入日	受入れ場所
1	米国	米国国際開発庁から緊急物資(寝袋、簡易ベッド、石油ストーブ、灯油等)、放射線防護服(1万着) 米軍から貨物約3,100トンの輸送(食料品(約280トン)、水(770万L)、燃料(約4.5万L)の配布を含む)、消防車(2台)、ポンプ(5機)、NBC対処用防護服(99セット)、ホウ素(約9トン)、大型放水用ポンプ(1式)、バージ船に積載した淡水(2隻分)、ゲルマニウム半導体検出器(3台) 米国防総省より放射線線量計(31,000枚) イリノイ州より個人線量計(2,000個)他	随時	岩手県 宮城県 福島県等 各地
2	国連児童基金 (ユニセフ)	水(約5万5,000本)、子ども用下着(約27万枚)、靴、おもちゃ、ぬいぐるみ、教育キット、レクリエーションキット、絵本、通学鞆(文房具入り)、ランドセル、防犯ブザー、椅子、テーブル、パソコン、コピー・FAX複合機、プリンター、軽自動車、仮設トイレ、移動式黒板等	随時	岩手県 宮城県 福島県
3	中国	12人用テント(500張)、6人用テント(400張)、毛布(2,000枚)、手提げ式応急灯(200個)	3/14	宮城県
		水(6万本)、使い捨てゴム手袋(325万組)	3/28	宮城県 茨城県他
		仮設トイレ(60個)、厚手ゴム手袋(10,000組)、スニーカー(25,000足)	3/31	宮城県
		ガソリン(1万トン)	4/2	各地
		ディーゼル油(1万トン)	4/3	各地
4	香港	缶詰(約2万個)	4/9	福島県
		缶詰(約1万個)	4/19	福島県
		靴下(約3万足)	4/20	宮城県
		靴下(約7万足)	4/27	岩手県
5	台湾	発電機(688台)、毛布(2,099箱)、寝袋(2,587箱)、スリーピングマット(236箱)、衣類(防寒着等)(4,671箱)、食品(16.5トン及び12,577箱)、暖房器具(石油ストーブ等)(953台)、マスク(404箱)、カイロ(150箱)、飲料(1,125箱)、寝具(マットレス、キルト、枕等を含む)(457箱)、粉ミルク(895箱)、衛生用品(ナプキン、ティッシュ、トイレットペーパー、タオル等)(112箱)、懐中電灯(6箱)、納体袋(24箱)	3/14~28	宮城県 福島県 岩手県 新潟県 山梨県 茨城県 千葉県 埼玉県
6	モンゴル	毛布(約2,500枚)、セーター・靴下等の防寒衣(計約800着・足)	3/14~15	宮城県
7	インド	毛布(26,740枚)	3/16~30	栃木県他

		水(750ml×約1.3万本(約10トン分))	3/23	宮城県
		ビスケット(約10トン)	3/28	宮城県
8	カナダ	毛布(約25,000枚)、放射線サーベイメーター(78個)、個人線量計(75個)、放射線線量計(5,000枚)、放射線線量計の読取装置(5個)	3/17 4/6	宮城県 山形県 神奈川県 福島県他
9	タイ	毛布(36,750枚)、ブランケット(2,864枚)、缶詰(28,800個)、缶詰(17箱)、マスク(94,000枚)、寝袋(1,000個)、コンプレク(108箱)、ホロシャツ(24箱)、防寒具(420箱)、防寒具(400着)、インスタントラーメン(約21,000食)、インスタントラーメン(300箱)、サバイバルキット(4,710セット)、懐中電灯(2,162本)、懐中電灯(68箱)、水(307,600本)、コップ(3箱)、水筒(1,650個)	3/17~6/14	北海道 岩手県 宮城県 茨城県 栃木県 山形県 東京都 神奈川県 NGO他
10	ウクライナ	毛布(2,000枚)	3/17	栃木県
		放射線サーベイメーター(1,000個)、個人線量計(1,000個)、防護マスク・ヨウ素吸着缶(1,000セット)	8/4	原子力災害 現地対策本部
11	国際電気通信連合(ITU)	衛星移動通信端末等の貸与(153台)	3/17~22	岩手県 宮城県他
12	インドネシア	毛布(約10,000枚)	3/18~20	岩手県 山形県 埼玉県
		食料(非常食缶詰:おかず缶詰セット200箱、甘味類缶詰セット1,000箱)	5/7	宮城県
		LNG(日本への追加的供給)(商業ベース)	随時	各地
		ご飯缶詰セット(ご飯物缶詰3缶入り200パッケージ)	7/8	岩手県大船 渡市
13	キルギス	水(ミネラル・ウォーター約2.5トン)	3/18	宮城県
14	フランス	毛布(8,000枚)	3/19	山形県
		毛布(6,870枚)、マスク(97万2千枚)、防護服・防護マスク(約2万セット)、放射線サーベイメーター(239個)、個人線量計(35個)、ポンプ(10台)、発電機(5台)、空気圧搾機(5台)、環境測定車両(1台)、環境測定被牽引車両(1台)、医薬品(5トン)、消毒用アルコール(12トン)、食料品(10トン)、水(0.5L×10万800本)	3/25	岩手県 宮城県 福島県 茨城県他
		防護服(1,000着)	4/6	防衛省
		放射線計測器(放射線サーベイメーター(103個)、個人線量計(310個)、放射線線量計(1,161	4/10	福島県 オファサイト センター等

			個))等の原子力関連物資			
15	シンガポール		毛布(4,350枚)、水(0.5L×1万本、1.5L×1万本)、マットレス(200個)、ポリタンク(20L×3,000個)、非常食(4,400食)		3/19	宮城県
			ポリタンク(500個)		4/21	
16	韓国		毛布(6,000枚)、水(100トン)		3/19	福島県
			食料(レトルト焼飯(30,000個)、チョコパイ(120,000袋)、ラーメン(129,024袋)等)、長靴(4,000足)、ゴム手袋(12,000個)、ペットボトル茶(14,000本)		3/27	宮城県
			水(480トン)、海苔、レトルトご飯		4/2	宮城県
			マスク(2万個)、石けん(2万個)、作業用手袋(3,500組)、レトルト炊き込み御飯(2,800食)		4/5	岩手県
			放射線サーベイメーター(20個)		5/4	東電
			抗菌石けん(1万個)、タオル(5万枚)、ウェットティッシュ(1,000個)		5/18	岩手県遠野市
			室内履き(健康トッポソン)(700組)、タオル(1,000枚)、ウェットティッシュ(500個)		5/18	宮城県石巻市
			ウェットティッシュ(1,000個)		5/18	福島県福島市
17	ロシア		毛布(17,200枚)、水(3.6トン)		3/19	宮城県
			個人線量計(400個)、マスク(5,000個)		4/9	農林水産省 福島県他
			LNG(日本への追加的供給)(商業ベース)		随時	
18	コロンビア		水、黒砂糖、食料、調味料、トイレトペーパー等		3/22	宮城県
19	ウズベキスタン		テント(200点)、毛布(2,000枚)、防寒長靴(2,000足)		3/23	福島県 宮城県
20	イラン		缶詰(5万個)(ツナ、インゲン豆:各2.5万個)		3/24、31	宮城県
21～30 (EU自体も貢献があり、国際機関としてカウント)	EU	22	オランダ	マットレス(1,998台)	3/24	茨城県
		23	デンマーク	毛布(23,310枚)	3/24、29	茨城県 栃木県
		24	リトアニア	毛布(2,000枚)、寝袋(300点)	3/24	茨城県
		25	フィンランド	放射線サーベイメーター(52個)	3/25、4/5	茨城県 北茨城市
				水容器(130点)、スチール製水筒(2,800個)、マット(880点)	4/25	茨城県

		26	ハンガリー	食料品(カップラーメン(39,864食)、桃缶(8,640個)、チョコバー(27,000個)、チョコかけアップルチップ(28,800袋)(合計16.7トン分))	4/6	宮城県
		27	スウェーデン	屋外作業用手袋(10,000点)、ゴムブーツ(296足)	4/6	宮城県
				毛布(7,125枚)	4/21	茨城県
		28	スロバキア	衣料品(Tシャツ(1,000点)、ズボン(1,000点)、シャツ(1,000点)、プルオーバー(1,000点))、靴(1,000足)、寝袋(112点)、テント(14張)	4/6	宮城県
				キャンプ用ベット(112台)	4/21	茨城県
		29	ブルガリア	ベッド(168台)	4/22	茨城県
				水(1.5L×約9,800本)	7/9	埼玉県 千葉県
		30	オーストリア	毛布(2万枚)、水容器(450個)	4/27、28、30、5/4	茨城県
31	ベネズエラ			毛布(5トン)、缶詰(1,190箱)、水(約2.8トン)	3/24	福島県 宮城県
32	マレーシア			食料品パック(約2,000個)	3/24	宮城県
				LNG(日本への追加的供給)(商業ベース)	随時	各地
33	国連世界食糧計画(WFP)			栄養強化ビスケット(50万個)、可動式倉庫(45基)、プレハブ(36棟)、各国等からの救援物資(毛布、食料等)の国内輸送を実施。	3/24以降随時	宮城県 岩手県 福島県
34	フィリピン			食料品パック(1,500個)、カップ麺(12,000個)、バスタオル(1,000枚)、マット(1,000枚)、防塵マスク(5,000枚)	3/25	岩手県 宮城県
				マット(500枚)	4/18	岩手県
35	南アフリカ			飲料(ミネラル水、コーヒー、紅茶等)、食料(パスタ、缶詰、シリアル等)	3/25	宮城県
36	パキスタン			水(1.5L×500本)	3/26	岩手県
				常温保存可能牛乳パック(9トン) 高カロリービスケット(13.5トン)		宮城県
37	ネパール			毛布(5,000枚)	3/26、27	埼玉県
38	イスラエル			携帯トイレ(150個)、手袋(8,290組)、7リットル用毛布(6,000枚)、コート(1万着)	3/27	福島県
				医療機器	4/10	宮城県南三陸町
39	メキシコ			保存食料(約8.4トン)、衛生物品セット(約3.4トン)、水(約6.8トン)	3/27	宮城県 茨城県
				使い捨てゴム手袋(3,300セット)	4/21	福島県 宮城県

40	英国	水(約 100 トン)	3/28	茨城県
		個人線量計 (195 個)、放射線サーベイメーター (135 個)、防護マスク、同マスク用交換フィルター、防護フード	4/2	東電
		放射線サーベイメーター(249 個)、防護マスク (3, 672 個) 等	4/12	原子力被災者生活支援チーム
		カップヌードル(15 万食)	5/2	宮城県石巻市、岩手県
41	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	ソーラーランプ(1, 794 個)	3/29	宮城県
		ソーラーランプ(1, 800 個)	4/18	宮城県
		折りたたみ式水汲み容器 (1, 000 個) プラスチック防水布 (ビニールシート (3, 000 枚)、ビニール・ロール(250 個))	5/3	石巻市
		ソーラーランプ(3, 000 個)	6/8	石巻市
42	バングラデシュ	毛布(2, 000 枚)、ゴム長靴(500 足)、ゴム手袋(1, 000 組)	3/31	新潟県 宮城県
43	トルコ	毛布・シーツ(5, 000 枚)、ツナ缶(約 40, 000 個)、ウズラ豆缶(約 20, 000 個)、水(18.5 トン)	4/4	宮城県 福島県 東京都
44	ウルグアイ	コンビーフ缶(4, 600 個)	4/4	宮城県
45	グアテマラ	食料(クラッカー、トマトソース等保存食 15, 008 キット)、栄養ドリンク(15, 000 個)、水 (600ml × 10, 008 本)	4/9	宮城県 茨城県 神奈川県
46	タンザニア	インスタントコーヒー(600 缶)、缶詰 (405 缶)	在京大が本邦で購入	宮城県
47	カザフスタン	牛肉の缶詰 (4 万 2, 500 個)	4/12	宮城県
		牛肉の缶詰 (4 万 750 個)	4/18	
48	ポルトガル	子供服 (1, 500 着)	4/14	福島県会津若松市
49	豪州	食料 (クッキー、ビーフ・ジャーキー、レトルトのビーフカレー、缶野菜スープ、ドライ・フルーツ等) (1, 500 人分)、ぬいぐるみ (1, 500 個)	4/23	宮城県南三陸町
		牛肉 (948kg) (西オーストラリア州政府)	5/31	福島県いわき市、宮城県仙台市、角田市、女川市、石巻市、気仙沼市
50	スリランカ	紅茶ティーバッグ (300 万袋)	4/24	宮城県気仙沼市、南三陸町、石巻市
51	チリ	米 100kg	4/26	宮城県南三陸町
		毛布 (2, 000 枚)	5/26	東京都千代田区

52	クウェート	サッカーボール 240 個、文具等	4/28	宮城県気仙沼市
		原油(500 万バレル)	10/12 以降、随時	横浜市根岸等
53	ベトナム	大人用下着上下(男女それぞれ 12,000 着ずつ)、女児用下着(4,500 着)、タオル(3 万枚)、割り箸(3 万膳)、靴下(3 万足)	4/28	岩手県遠野市、岩手県庁、宮城県亘理町、宮城復興支援センター
54	サウジアラビア	LP ガス(2,000 万ドル相当)、カセットコンロ(21,680 台)、カセットガス(12 万本)	5/11	各地
55	チュニジア	ツナ缶(6 万個)	5/16	宮城県仙台市
56	アフガニスタン	ガスコンロ(1 台)、照明器具 5 台を 1 世帯用のセットとして 20 セット	5/20	茨城県つくば市
57	モルディブ	ツナ缶(5,280 缶)	5/30	宮城県
		ツナ缶(5,280 缶)	6/11	宮城県
		ツナ缶(518,400 缶)	9/7 以降	宮城県、福島県等
58	イタリア	パスタ(10 トン)	6/2	岩手県滝沢村
59	オマーン	LNG(日本への追加的供給)(商業ベース)	随時	各地
60	カタール	LNG・LPG(日本への追加的供給)(商業ベース)	随時	各地
61	ブルネイ	LNG(日本への追加的供給)(商業ベース)	随時	各地
62	ルーマニア	水(2L×15,360 本)	6/28	福島県、宮城県等
63	アラブ首長国連邦	LNG(日本への追加的供給)(商業ベース)	随時	各地
64	バーレーン	サッカーボール 123 個		岩手県、宮城県、福島県

寄付金の受領 (平成 24 年 12 月 28 日)

○ 政府ベースではこれまでに95の国・地域・機関から寄付金を受領している（総額約175億円以上）。

米国、台湾、モンゴル、カナダ、タイ、インドネシア、キルギス、フランス、シンガポール、韓国、ロシア、欧州委員会、オランダ、フィンランド、メキシコ、バングラデシュ、トルコ、ウルグアイ、スロバキア、タンザニア、カザフスタン、豪州、ブルガリア、スリランカ、オーストリア、クウェート、ベトナム、アフガニスタン、スロベニア、オマーン、カタール、ブルネイ、NZ、パプアニューギニア、トンガ、サモア独立国、ブータン、ラオス、東ティモール、アイスランド、アンドラ、アイルランド、エストニア、バチカン、ラトビア、ルクセンブルク、クロアチア、セルビア、チェコ、ギリシャ、アゼルバ

イジャン、グルジア、ブラジル、パラグアイ、アルジェリア、ガボン、スーダン、赤道ギニア、エリトリア、ナミビア、ボツワナ、マダガスカル、ルワンダ、アルメニア、ミャンマー、カンボジア、タジキスタン、モンテネグロ、モルドバ、ベラルーシ、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ジャマイカ、ニジェール、ガイアナ、セネガル、マリ、コンゴ共和国、ケニア、マケドニア、ポーランド、ガンビア、セントルシア、ミクロネシア、ナイジェリア、トーゴ、モーリタニア、ツバル、エチオピア、イラク、アンティグア・バーブーダ、マルタ、キリバス、エジプト、ニウエ

(3) 在日外国人の安否確認

- ・在京外交団や国際機関の関係者は無事であり、仙台市にある韓国総領事館（東北4県にある唯一の外国公館）も館員の無事を確認済み。
- ・JICAの研修生や国際交流基金の招待計画で来日中の外国人の安全は確認済み。
- ・東北地方にいる外国人の安否は、在京各大使館や旅行代理店と連携して情報収集中。
- ・外務省ホームページに本地震に関するサイト（日本語・英語）を立ち上げ済み。平成23年3月15日より中国語、韓国語でも情報発信を開始。
- ・在日外国人対応のため、岩手県及び宮城県に外務省職員（中国語専門家）計6名を派遣
- ・各在京大より在日外国人の安否確認依頼情報を聴取して取りまとめ、警察庁と情報共有。今後の身元確認のため、平成23年3月22日17時より在京大使館へ説明会を実施。